

会 議 録

第 1 日

(平成 2 年 12 月 5 日)

○議 事 日 程 第 1 号

平成 2 年 12 月 5 日（水） 午前 10 時開会

第 1 会議録署名議員の指名について

第 2 会期の決定について

第 3 議案第 111 号ないし議案第 127 号 …………… 説 明

議案第 111 号 平成 2 年度四日市市一般会計補正予算（第 2 号）

議案第 112 号 平成 2 年度四日市市競輪事業特別会計補正予算
（第 1 号）

議案第 113 号 平成 2 年度四日市市公共下水道特別会計補正予算
（第 2 号）

議案第 114 号 平成 2 年度四日市市土地区画整理事業特別会計補
正予算（第 2 号）

議案第 115 号 平成 2 年度四日市市水道事業会計第 2 回補正予算

議案第 116 号 四日市市地区市民センター条例の一部改正につ
いて

議案第 117 号 四日市市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区
において選挙すべき委員の定数に関する条例の一
部改正について

議案第 118 号 四日市市税条例の一部改正について

議案第 119 号 四日市市議会の議員その他非常勤の職員の公務災
害補償等に関する条例の一部改正について

議案第 120 号 工事請負契約の締結について

－（仮称）四日市市立博物館・プラネタリウム
館建設工事（建築工事）－

議案第 121 号 工事請負契約の締結について

－（仮称）四日市市立博物館・プラネタリウム
館建設工事（建築電気設備）－

議案第 122号 工事請負契約の締結について
— (仮称) 四日市市立博物館・プラネタリウム
館建設工事 (建築機械設備) —

議案第 123号 委託契約の変更について

議案第 124号 動産の取得について

議案第 125号 消防事務の受託に関する協議について

議案第 126号 公有水面の埋立てに係る意見について

議案第 127号 町及び字の区域の設定及び変更について

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員 (38名)

青 山 弘 忠
小 井 道 夫
伊 藤 信 一
伊 藤 正 数
伊 藤 雅 敏
宇 野 長 好
大 島 武 雄
川 村 幸 善
喜 多 野 等
久 保 博 正
小 林 博 次
後 藤 長 六
坂 口 正 次
佐 藤 晃 久

田 中 武
田 中 俊 行
田 中 基 介
谷 口 廣 睦
豊 田 忠 正
中 村 信 夫
野 崎 洋
野 呂 平 和
橋 本 茂
橋 本 増 蔵
長谷川 昭 雄
古 市 元 一
堀 内 弘 士
前 川 辰 男
益 田 力
水 野 和 子
水 野 幹 郎
毛 利 道 哉
森 真 寿 朗
森 安 吉
山 口 孝
山 路 剛
山 本 勝
渡 辺 一 彦

○欠席議員 (1名)

大 谷 茂 生

○出席議事説明者

市長	加藤寛嗣
助役	片岡一三
助役	加藤宣雄
収入役	毛利道男
調整監	伊藤長爾
市長公室長	栗本春樹
総務部長	石川徹夫
財政部長	鈴木一美
市民部長	米津正夫
福祉部長	田中昌治
商工部長	佐々木龍夫
農林水産部長	黒田昭公
環境部長	鵜飼滋
都市計画部長	前川鉦一
建設部長	竹村二郎
下水道部長	西田喜大
消防長	島村隆
消防次長	浜谷敏彦
病院事務長	中村督
水道事業管理者	奥山武助
水道局次長	藤田高司

教育長	岡田久江
教育次長	宮田勉

代表監査委員	樋尾裕
--------	-----

○出席事務局職員

事務局長	長谷川昭彦
議事課長	伊藤千秋
議事課長補佐	福島和幸
議事係長	玉田耕士
主事	井上紀久夫
主事	水谷正昭

午前10時1分開会

○議長（山本 勝君） おはようございます。

ただいまから平成2年12月4日市市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は38名であります。

今定例会の議事説明者は、市長初め24名であります。

○議長（山本 勝君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事についてはお手元に配付しました議事日程第1号により取り進めますので、よろしく願いいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（山本 勝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今定例会の会議録署名議員に、佐藤晃久議員及び山口孝議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（山本 勝君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

おはかりいたします。今定例会の会期は、本日から12月18日までの14日間といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 勝君） ご異議なしと認めます。よって、今定例会の会期は、本日から12月18日までの14日間と決定いたしました。

日程第3 議案第111号 平成2年度四日市市一般会計補正予算（第2号）ないし議案第127号 町及び字の区域の設定及び変更について

○議長（山本 勝君） 日程第3、議案第111号平成2年度四日市市一般会計補正予算（第2号）ないし議案第127号町及び字の区域の設定及び変更についての17件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 提案理由のご説明を申し上げる前に、大変申しわけありませんが、皆さんのお手元にお配りを申し上げました説明書の中に誤りがありますので、訂正を初めにさせていただきます。

第1ページですが、「今回の補正の主な内容は」というパラグラフがございます。その中に「（仮称）国際環境技術移転研究センター」と書いてありますが、現状は「環境技術移転センター」でございまして、誤りでございますので、「国際」と「研究」は消して、訂正を謹んで申し上げたいと思えます。

同じく、それからしばらく第2款の説明の総務費の中にも同じ言葉が使っておりますので、「仮称」と「国際」と「研究」という言葉を削っていただきますようお願いを申し上げます。

謹んでご訂正を申し上げまして、提案理由の説明をさせていただきます。

ただいま上程されました各議案についてご説明申し上げます。

議案第111号は、本市一般会計補正予算第2号案であります。

今回の補正の主な内容は、鈴鹿山麓研究学園都市構想推進のため、建設事業用地の造成設計、地質調査費及び財団法人環境技術移転センターに対する出捐金と国・県より補助割当のあった公共事業費、急施を要する単独事業費のほか、台風19号、20号等による災害復旧費等でありまして、歳入歳出予算のほか、これに関する債務負担行為並びに地方債の補正であります。また、ハイテク工業団地、あがた栄工業団地、食品団地及び一般事業並びに鈴鹿山麓研究学園都市建設のための用地取得、造成事業等の進捗に伴い、土地開発公社に対する債務保証限度額の引き上げを計上いたしております。

歳入歳出予算の追加額は16億7,622万7,000円で、補正後の予算総額は732億8,992万8,000円と相なるのであります。

以下、各款にわたり補正の主な内容についてご説明申し上げます。

第2款総務費は、鈴鹿山麓研究学園都市構想推進のための造成設計業務及び地質調査業務費並びに財団法人環境技術移転センターに対する出捐金のほか、県補助金を受けて行う上海老町のテレビ共同受信施設設置事業費の計上及び市税過納返還金等の追加計上であります。また、県議会・市議会議員選挙費の追加及び債務負担行為を計上いたしております。

第3款民生費は、利用者、施設の増による在宅老人短期保護事業費及び補助割当の追加を見た保育所地域活動事業費補助の追加計上のほか、高花平保育園改築に伴う仮設園舎使用料の債務負担行為を計上いたしております。

第4款衛生費は、第2期北大谷斎場敷地造成工事実施設計費の計上及び北部清掃工場の焼却炉等の維持修繕費の追加計上であります。

第6款農林水産業費は、水田農業確立特別対策基金の運用による転作特産作物振興事業費、土壌分析機器購入費の計上と、県から補助割当のあった土地改良事業費の追加のほか、事業精算による受託土地改良事業費の追

加及び農地防災事業費の減額補正であります。

第7款商工費は、本市を中心とする地域の商工業の振興を図るため開催される「テクノフェアみえ'91」に対する補助金の計上であります。

第8款土木費は、国庫補助内示にあわせた道路、橋梁、河川、街路事業費の補正と、単独事業として道路、街路、公園、都市下水道整備事業費を追加計上いたしておりますほか、事業主体が市から県に変更になったことに伴う新都市拠点整備事業費の減額補正であります。

第9款消防費は、水防用資材の補充経費の計上であります。

第10款教育費は、小中学校の光熱水費を追加計上いたしましたほか、学校医等の報酬改定による所要額及び臨時傭人料の不足見込額を追加計上いたしました。また、実施設計の完了により、博物館・プラネタリウム館建設費が増加したことに伴い、債務負担行為の変更を行っております。

第14款災害復旧費は、9月下旬から10月上旬の台風及び11月上旬の集中豪雨による農林、土木及び文教施設に係る災害復旧費の計上であります。

以上、概要をご説明いたしましたが、歳入につきましては歳出各科目に対する特定財源を充当するとともに、競輪事業特別会計からの繰入金及び市税を計上して収支の均衡を図ったのであります。

次に、議案第112号から議案第115号までは、各特別会計及び企業会計の補正予算であります。主な内容をご説明申し上げます。

競輪事業特別会計は、車券売上金の増加に伴う関係経費と繰入金について計上し、歳入につきましては、車券売上金、入場料及び繰越金の追加計上であります。

公共下水道特別会計は、国庫補助の追加割当を見た諏訪公園雨水調整池築造事業費及び単独管渠布設費のほか、管渠維持管理費の追加計上であります。

歳入につきましては、歳出に関連する特定財源のほか、一般会計繰入金を計上いたしました。

土地区画整備事業特別会計は、午起土地区画整理事業について、事業の進捗に合わせて家屋移転等補償費を追加計上いたしました。

水道事業会計は、公共下水等の受託工事の増加による受託工事費の追加計上であります。

以上が平成2年度一般会計、特別会計及び企業会計の補正予算の概要であります。

続いて条例その他の議案のうち、主なものについてご説明申し上げます。

議案第116号地区市民センター条例の一部改正について及び議案第117号農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に関する条例の一部改正につきましては、四日市市桜土地区画整理事業の施行により、本市桜地区内に新たに桜新町一丁目及び桜新町二丁目を設定することに伴い、桜地区市民センターの所管区域及び農業委員会の委員の選挙区の区域について所要の改正を行おうとするものであります。

議案第118号市税条例の一部改正につきましては、地方税法の一部改正に伴い、損害保険料控除の新設等を行うとともに、軽自動車税の納期及び減免の適用範囲等について見直しを図ろうとするものであります。

議案第119号市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正につきましては、地方公務員災害補償法の一部改正に伴い、補償基礎額に関する規定の整備、年金たる補償に係る補償基礎額の年齢階層ごとの最低・最高限度額に関する規定の整備等を行おうとするものであります。

議案第120号から議案第122号までは、いずれも工事請負契約締結議案でありまして、(仮称)四日市市立博物館・プラネタリウム館の建設に係る工事について、それぞれ指名競争入札により請負契約を締結しようとするものであります。

議案第123号は、三重県と請負契約を締結して施工しております緊急地方道路整備事業中倉橋架替工事について、工事内容の一部変更に伴い、

540万円の増額変更を行おうとするものであります。

議案第 124号は、市立塩浜中学校、富田中学校及び大池中学校に配備いたしますパーソナルコンピューターを随意契約により金額 2,214万 5,000円でもって取得しようとするものであります。

議案第 125号は、三重郡楠町、朝日町及び川越町の消防に関する事務の管理及び執行を受託しようとするものであります。

議案第 126号は、四日市港管理組合が本市三田町の地先公有水面を臨海部企業展開用地、緑地用地、道路用地等として埋め立てるに当たり、港湾管理者の長から意見を求められましたので、異議のない旨申し述べようとするものであります。

以上が各議案の概要であります。

どうかよろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山本 勝君） 提案理由の説明はお聞き及びのとおりであります。

議事日程に従い、本件に関する審議は留保いたします。

○議長（山本 勝君） この際報告いたします。

専決処分 の報告及び監査結果の報告が参っております。既にお手元に送付いたしておりますので、ご了承願います。

○議長（山本 勝君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次回は12月10日午前10時から会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。ご苦勞さまでございました。

午前10時18分散会

会 議 録

第 2 日

（平成 2 年12月10日）

○議 事 日 程 第 2 号

平成 2 年 12 月 10 日 (月) 午前 10 時開議

第 1 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員 (39名)

青 山 弘 忠
小 井 道 夫
伊 藤 信 一
伊 藤 正 数
伊 藤 雅 敏
宇 野 長 好
大 島 武 雄
大 谷 茂 生
川 村 幸 善
喜多野 等
久 保 博 正
小 林 博 次
後 藤 長 六
坂 口 正 次
佐 藤 晃 久
田 中 武
田 中 俊 行
田 中 基 介
谷 口 廣 睦

正 夫 洋 和 茂 藏 雄 一 士 男 力 子 郎 哉 朗 吉 孝 剛 勝 彦
 忠 信 崎 平 本 增 昭 元 弘 辰 和 幹 道 真 安 口 路 本 辺
 豐 田 野 野 橋 橋 長 古 堀 前 益 水 水 毛 森 森 山 山 山 渡
 中 村 野 野 橋 橋 長 古 堀 前 益 水 水 毛 森 森 山 山 山 渡

○欠席議員（0名）

○出席議事説明者

市	長	加	藤	寛	嗣
助	役	片	岡	一	三
助	役	加	藤	宣	雄
収	入	毛	利	道	男

調	整	監	伊	藤	長	爾
市	長	公	栗	本	春	樹
総	務	部	石	川	徹	夫
財	政	部	鈴	木	一	美
市	民	部	米	津	正	夫
福	祉	部	田	中	昌	治
商	工	部	佐	木	龍	夫
農	林	水	黒	田	昭	公
環	境	部	鵜	飼	滋	
都	市	計	前	川	鉦	一
建	設	部	竹	村	二	郎
下	水	道	西	田	喜	大
消	防	長	島	村	隆	
消	防	次	浜	谷	敏	彦
病	院	事	中	村	督	
水	道	事	奥	山	武	助
水	道	局	藤	田	高	司

教	育	長	岡	田	久	江
教	育	次	宮	田	勉	

代	表	監	査	委	員	樋	尾	裕
---	---	---	---	---	---	---	---	---

○出席事務局職員

事	務	局	長	長	谷	川	昭	彦
議	事	課	長	伊	藤	千	秋	
議	事	課	長	補	佐	福	島	和
								幸

議事係長 玉田耕士
主事 井上紀久夫
主事 水谷正昭

午前10時2分開議

○議長（山本 勝君） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は39名であります。

本日の議事は、一般質問であります。

日程第1 一般質問

○議長（山本 勝君） 日程第1、これより一般質問を行います。

順次発言を許します。

豊田忠正議員。

〔豊田忠正君登壇〕

○豊田忠正君 おはようございます。

あらかじめ通告しました順序に従って質問させていただきます。

私が議員に選ばれてちょうど8年目になります。その間、市民の代表者としてのいろいろの質問をさせていただきました。おかげさまで即対応していただいた事柄も多々あります。その点については大変感謝しております。しかし、質問の中身によっては、調査、検討の期間がほしいという返答をいただく場合があります。そのような事柄については、早急に調査、検討の上善処していただくだろうと期待し、また信頼し、質問を打ち切ってきました。ところが、その後首を長くして待っておりましたが、3年たち4年たっても一向に成果が得られないものが幾つかあります。そこで、きょうは過去の質問の中から、当時希望の持てるような回答をしていただいた項目の中から、さらに私なりに吟味して再度質問させていただきますので、

よろしく心してご回答いただきますようお願いいたします。

まず、一つ目の質問です。

昭和59年6月議会で、近鉄四日市駅構内にミニ市役所の案内所または相談室的なものを設置したらどうかと提案しましたところ、研究をしていきたいという回答をいただきました。その後6年がたち、ことしの3月議会に私どもの会派の大谷議員が同趣旨の提案をされたとき、市長は、設置することに大変理解を持たれ、今後よく検討して設置する方向で進めていきたいとの回答をされていますが、その後どのように検討されたか、お尋ねします。

近鉄四日市駅構内には、幸い 240㎡ほどの四日市市所有の土地があります。現在は商工会議所に管理委託をし、四日市物産観光ホールと一部国際交流サロンが利用しております。しかし、四日市物産観光ホールの利用状況等を見ますと、地場産業振興センターの1階コーナーと同一のように思いますので、この際商工会議所と話し合っ地場産業振興センターに移し、その跡へ私が提案している施設を設けられたらいかかと思しますので、再度お尋ねいたします。

二つ目は、ごみ処理の問題です。

この質問も先輩議員から何度も質問されていますが、一向に改良される兆しが見られません。このことは行政の力だけでは効果を上げることは不可能だと思います。ごみ処理の問題については、市民の理解と協力がなくては進まないことは十分承知しておりますが、さきにも提案申し上げましたとおり、給食を行っている学校等にごみ処理容器を配備して実験を行ったらどうかと申しましたが、いかがの結果を得られましたか、お尋ねします。

7月に総務委員会で北見市へまいりましたところ、官民一体で協力し、成果を上げておることを聞きました。本市も住民の協力を得るよう計画を立てる試みがあるのか、お尋ね申し上げます。

次は、産業展示会館の建設についてお尋ねします。

この件についても、私が昭和63年9月議会に提案申し上げ、またことしの3月議会で同会派の長谷川議員からも建設について再度ただされましたところ、市長が産業貿易会館の必要性及び建設についての積極的な意欲を持っておられることは、第5次基本計画で取り上げられておることではありますが、最近オーストラリア記念館の利用者が大変増えてきたことを考えても、この種の展示場が四日市市には欠けていて、産業界の皆様並びに市民の側からも、早く建設されることが強く望まれていることと思います。

そこで、本市の計画によると、平成4年度に100万円、平成5年度に200万円の調査研究費を予定されていますが、前段で述べましたように状況変化を十分勘案していただき、来年度に前倒しして調査研究にかかれることを提唱しますが、当局の考えをお聞かせください。

また、県事業で進められている展示会館の規模、内容、進捗状況等がわかればお教えいただきたいと思えます。

4番目は、本市出身の著名人の冊子作成について提案申し上げたいと思えます。

私の住んでいる笹川団地の住民は、方々から寄り集まってきた人が多いため、笹川は昔はどんなふうだったのか、四郷という土地はどんなところなのかということ聞かれることがよくあります。そのたびに私は自慢げに、四郷というところは水が豊富で美しい、そのために酒づくりが盛んで、かつては5軒もの造り酒屋があったことや、きれいな水が出るのは、笹川団地が岩山でできているためであること、また昔はその岩を原材料としたかわら屋さんがたくさんあったというようなことを話します。

それともう一つ、この四郷というところを自慢するとき、私は必ずこの土地出身の著名な方々の話をするにしております。それは例えば、四郷の恵まれた自然を利用して産業を起こした室山町出身の伊藤小左衛門さんであり、東大の哲学科を卒業して、第八高等学校、東京美術学校、現在

の芸大の前身なんですけど、それから女子学習院の校長や院長をされた八王子町出身の芝田徹心さんであります。また、そのほかにも四郷には、東洋紡績の創始者である伊藤伝七さんもおられるというような話をしていると、いつの間にか自分が小左衛門さんや徹心さんと親戚にもなったような気がして、つい話に熱が入るのです。我が四日市にも、四日市港の発展に尽力された稲葉三右衛門、萬古焼を四日市の地場産業として育てた山中忠左衛門、鉄道の交通に貢献された熊沢一衛、三輪猶作、文学の世界で活躍されておられる丹羽文雄、田村泰次郎先生、それに寺方町出身の直木賞作家伊藤桂一さん等々、数え上げれば切りがないほどたくさん立派な方々がみえます。

この間までは公害の町四日市、四日市といえば公害と大変悪いイメージが先行して、気のしぼむ思いをしてきました。そこで、前段で申しましたように、郷土の豊かな精神文化の礎を築いてくれた先人の遺徳をしのび、それぞれの偉大な人間形成の過程を学ぶとともに、多くのすぐれた人材を輩出した四日市市を広く紹介するためにも、小冊子を作成し、小中学校の副読本としても活用されたらどうかと思いますが、当局のお考えをお聞かせください。

また、広重の東海道五十三次、四日市まつりの大入道、100万ドルのコンビナートの夜景等の絵はがきをつくってPRに利用すれば、より広く四日市を知っていただけだと思いますが、そのような考えがあるのか、お伺いします。

5番目は、笹川団地内の路上駐車のことです。

やがて5年ほど前になりますが、市のご指導を得ながら、公団住宅と警察署のご協力によって路上駐車が消され、大変喜んでおりました。その状態が2年ほどは続いたのですが、また少しずつ増え、今日では駐車規制した以前の状態に戻ってしまいました。いつも心配していることですが、間もなく環状1号線が笹川松本間で開通するようになると、交通量が増え

るということもあって、特にPTAの皆さんは児童の通学を心配しております。また、今の状態では消防活動にも支障があるかと思いますが、消防署はどのようにお考えか、ご感想があればお答えいただきたいと思いません。

この問題は、警察の取り締まり強化だけで解決できるとは思っておりません。家主である住宅・都市整備公団、県営住宅の管理者と警察署を入れて、地元連合自治会との積極的な解決策の話し合いを持てる行政指導のイニシアチブをとられるよう強く望みますが、いかがでしょう。

次は、6番目の近鉄四日市駅周辺の東西商店街の回遊性についてお尋ねします。

平成3年11月のオープンを目指して「アミューズフォーラム21」の建設工事が着々と進められていることは、ご存じのことと思います。ところで、この「アミューズフォーラム21」を駅西の工業高校跡地に建設することは、駅東の既存商店街と駅西の一体化を図ることによって、中心市街地全体のレベルアップ、活性化を進めていくという考えのもとに計画、実施されてきた事業であると認識しております。それには従来からの商店街の中心地である駅東地区と「アミューズフォーラム21」地区、すなわち駅西地区と人の流れをうまく誘導することによって初めて達成できるものであります。つい先日も、四日市都ホテルの駅西への移転が新聞紙上で報道されております。そうなりますとますます東西の回遊性がなくなってくるように思われますが、市当局はどのように駅東の活性化、まちづくりを行い、回遊性を高めるように考えてみえるのか、お尋ねいたします。

2番目のボランティア活動の教育について質問いたします。

その一つ目、福祉事業に関するボランティアの育成について、今日日本が世界に冠たる経済大国と言われるようになったのは、みな、今、老人になられた先輩諸氏の努力のたまものと感謝しております。昔の日本では、「老いては子に従え」といって、年をとれば当然のように後継ぎ息子に世

話になって、余生を楽しく安心して暮らすのが一般的な家庭でしたが、今日の日本は、親は親、子供の家庭は独立して住むという核家族化が進んでおります。先ごろ厚生省が発表した高齢者保健福祉推進十カ年戦略は、あくまでも在宅福祉を主とした考え方であって、核家族化傾向という現状とは矛盾があるように思います。それはさておき、老夫婦でも健康なうちはよいのですが、片方でも倒れたり病気になられたりすると、大変苦勞をします。そのようなときに気楽に隣近所の婦人たちで面倒を見合うような組織、ボランティア活動のできる運動を自治会または婦人会、もしくはPTA組織等々を通じて呼びかけるようにしたらいかがかと思えます。老人の方は、1日に1回とか2日に1回、たとえ10分程度でも訪問して話し相手になったり、様子を伺ってあげたりするだけでも大変喜ばれ安心されるものです。ボランティア活動は強制して行いものではなく、各人が進んで実行することに意義があるのだと思います。しかし、ボランティア活動をしたくても一人では恥ずかしいし勇気もない、だれかが呼びかけてくれたり誘ってくれたら参加してもよいと思っておられる人がたくさんみえるのではないのでしょうか。福祉施設を充実していただくのは結構なことですが、本当の福祉はボランティア活動によって完成するものであると私は信じております。理事者のご所見を伺いたいと思えます。

最後の質問は、公園、街路樹等の育成に関するボランティアの育成についてであります。

私の知っているボランティア組織で、「四郷栗の木林をつくる会」というのがあります。この会は15年ほど続き、今も初老の方や老人の方々が活躍しておられます。皆さんも一度は行かれたことがあると思えますが、南部丘陵公園の草刈りをされたり、栗の木林をつくって市民の憩いの場を提供されたりしておられます。ショウブの季節ともなればせつと会員で守りをされ、見事にショウブの花を咲かせて、訪れる人々の目を楽しませてくれます。どこかの会社が営業で営んでおられるのかなと思うほど手入れ

も行き届き、見事な公園をつくっておられます。

昨日、四日市の方へ出かける途中、大勢の人たちが笹川通りで作業をしておられるのを見かけました。最初は町内清掃かなと思って通り過ぎましたが、帰り道、みごとな葉ボタンが一斉に植えられているのに気がつき、けさの作業はかねてから聞いていた西日野の方でつくっておられるボランティア組織の方々だったのだなと思いました。聞くところによると、ボランティアの方で4月ごろから球根畑を借り、そこで葉ボタンを育てて、きのう、会員の皆さんで植えられたのだそうです。「葉ボタンが済んだら、次はサルビア、マリゴールドの花を植える。季節に合った花を植えて、笹川通りを花いっぱい飾って、みんなに喜ばれるようにしたい。そうすればスピードを出して通り過ぎる車も減るだろうし、情操教育にも役立つだろうし、楽しんでおるのや」と、責任者の後藤四郎さんは話してくれました。

四日市市には、公園の木や街路樹がたくさん植えられております。花を愛する人、木を愛する人もたくさんおられることと思います。市内のそれぞれの地区では、私の知らないボランティア活動をされている方々がたくさんみえることと思います。それらの方々の育成を、市はどのように考えられておるのでしょうか。例えば、肥料、腐葉土の支給とか種子の提供等、どのようになされておるのか、お教え願いたいと思います。

また、第5次基本計画で平成4年度に緑化基金を創設することを位置づけておられますが、来年度に早めて創設されるよう要望し、その事業の中で緑化に対するボランティア活動の育成に取り組まれることが緑化の拡大に役立つことと思いますが、当局のお考えをお聞きします。

○議長（山本 勝君） 市民部長。

〔市民部長（米津正夫君）登壇〕

○市民部長（米津正夫君） 第1点目の、過去の質問の中から、近鉄四日市駅構内にミニ市役所の設置についてご答弁申し上げます。

ご承知のとおり、住民情報オンラインシステムが昭和61年の11月に稼働したことによりまして、従来の地区市民センターの所管区域を越えて、どの地区市民センターでも住民票、税証明などの発行が可能となり、市内通勤者も最寄りの地区市民センターで交付を受けることができ、より効果的な市民サービスの提供ができたものと考えております。駅構内への設置についてのこれまでの検討の経過でございますが、庁内の関係する5部11課長によるプロジェクトチームを設置し、本市における住民情報オンラインシステムに関する基本的な考え方について調査研究を行ってまいりました。他都市の状況などを調査いたしましても、窓口事務を行っている22カ所もの多くの地区市民センターを設置している同格都市は見当たりません。投資効果、人事管理、公印管理の面からもいろいろと課題があり、本庁と22地区市民センターにオンラインシステムを導入することとなったわけでございます。オンラインシステムの稼働後4年が経過いたしました。当初、事業所などを多く抱える地区市民センターでのご利用が増えるものと想定いたしておりましたところ、現実には本庁へ来られるケースが年々増加する傾向が続いております。これは恐らく本庁周辺に法務局、裁判所などの官公庁を初め、行政書士などの事務所があるため、本庁へ事務が集中している要因ではなかろうかと考えておるところでございます。

ご指摘いただきました近鉄四日市駅構内にミニ市役所的な施設を設置してはどうかということでございますが、駅前センターでは朝夕の時間帯の利用が期待され、それに対応しよういたしますと、住民票、印鑑証明などの発行については、ポストコンピューターの稼働時間の延長をするほか、コンピューター化がされていない戸籍事務については、謄抄本が即時に交付できないという事情があります。そのほかプライバシー、防犯上の施設管理、人員配置、運営経費などのもろもろの検討を要する課題もございます。今日の厳しい財政状況下の折、効率的な行財政運営という点も踏まえますと、本庁舎が比較的駅から近距離にあり、駅前センター的な施設を増やす

ことは現在困難であろうと考えておるところでございます。

しかしながら、法務省におきまして戸籍のコンピューター化が検討されておりますので、これが具体化された時点で本市における窓口事務のあり方について再検討したいと考えております。当面は、日曜、祝祭日の閉庁日における窓口サービスを考慮いたしまして、戸籍、住民票などの郵送交付予約を本庁宿直室で実施いたしておりますので、さらに広報などを通じてそのPRもしてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

次に、1点目の5番、路上駐車についてご答弁いたします。

笹川団地の路上駐車につきましては、モータリゼーションの進展とともに増加し、交通事故や緊急自動車の通行障害となるなど、市民生活の大きな問題となってまいりました。去る61年4月には、住宅・都市整備公団において634台の駐車場を増設し、また同年7月には集合住宅周辺の道路を駐車禁止規制するとともに、警察当局による駐車取り締まりによって、ご指摘のとおり一時期よくなった状況もありました。しかし、自動車保有台数は年々増加しており、違法駐車も多くなっている現状であります。本年も夏に警察当局によって700台余りの違法駐車に警告し、特に悪質な約100台を検挙いたしております。来年1月から駐車違反の罰金、反則金の引き上げ等を内容とした道路交通法の一部改正が施行されるほか、7月には青空駐車の前罰強化等を内容とする自動車の保管場所の確保に関する法律の一部改正が施行されます。しかしながら、これらの法律の規定や執行を待つまでもなく、車庫の確保は自動車を持つ者の当然の義務であると考えております。毎年開かれる地元主催の交通問題懇談会を初め、地区交流懇談会でもいろいろ議論されておりますが、行政も支援しながら、地域が一体となって違法駐車を一掃する運動を展開し、住民一人一人の意識を高めていただくことが重要であります。また住宅・都市整備公団、地元自治会など、協議する場につきましては、検討してまいりたいと考えております。

そのほか、駐車取り締まりにつきましては、関係当局に一層の努力をお願いしてまいりたいと考えております。市といたしましては、広報紙によって、違法駐車に対する啓発活動を行っておりますが、今後は警察や自治会など関係団体のご協力を得て、全市的な運動として違法駐車の前放キャンペーンの実施について検討するなど、より一層市民の交通安全意識の高揚に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（山本 勝君） 環境部長。

〔環境部長（鶴飼 滋君）登壇〕

○環境部長（鶴飼 滋君） ごみの処理の問題についてお尋ねがあったわけでございますが、特にごみ処理問題の中でごみ処理容器、つまり家庭用堆肥化容器だと理解をさせていただくわけでございます。この家庭用の堆肥化容器の普及促進についてでございますが、先ほど豊田議員の方からお話ございましたように、私どもといたしましては、この家庭用堆肥化容器の普及促進につきましては、ご提言の趣旨も踏まえまして、昭和62年度から市内の各保育所に設置をいたしまして、使用いたしてきたわけでございます。ただ、問題点といたしましては、臭気でございますとか、あるいはまた不快害虫、そういった衛生面での問題も実はあったわけでございます。しかしながら、ごみの減量化対策、もう一つは資源の有効利用という、そういう面から一つの方策であることは間違いございませんし、同時にまた一定の効果があるというふうに理解をいたしておるわけでございます。したがって、現在市におきましては、減量効果、さらに肥料効果、容器の管理、あるいはまた衛生面での問題等、総合的に把握をする必要もあるわけございまして、市政モニター20名の方々に対しまして、その使用をお願いいたしまして、現在実施をいたしておるところでございます。したがって、今後私どもといたしましては、これらを総合的に見きわめつつ、今後積極的に市民の皆さん方に普及、啓発を図ってまいりたい。こ

のように思っておるわけでございますので、ご理解をちょうだいいたしたいと存じます。

○議長（山本 勝君） 商工部長。

〔商工部長（佐々木龍夫君）登壇〕

○商工部長（佐々木龍夫君） 産業展示館の部分につきましてご答弁申し上げます。

産業展示施設の設置につきましては、63年9月と元年3月の議会でご答弁申し上げておりますが、この種の施設は全国的に非常に利用が高まっております。本県におきましても、津市に第三セクター方式による施設の建設が計画をされております。本市におきましても、お説のように近年オーストラリア記念館の産業展示的な利用が高くなっておりましてその必要性が相当に求められている状況にあると思われまします。ただ、建設に当たりましては、その規模や適地、必要な用地の確保ですとか、事業主体等について十分検討を加える必要がございます。また短期間に多額の資金を要すると、こういうこともございますので、他の事業計画との整合性も見ながら進めていく必要があらうかと考えております。現在総合計画の第5次基本計画の中で調査費を盛り込んでおりますので、これに従いまして検討を進めてまいりたい、そのように思っております。

なお、あわせてご質問がありました、津市に計画をされております産業展示館の概要でございますけれども、聞いておりますところでは、本年度に事業主体といたしまして商工会議所等が中心になりました第三セクターが設立をされまして、伊勢自動車道津インターチェンジ付近に用地を取得し、造成を行いまして、来年度に建設工事に着工いたし、平成4年に竣工と、こういうふうな予定であると聞いております。

○議長（山本 勝君） 教育長。

〔教育長（岡田久江君）登壇〕

○教育長（岡田久江君） ご質問の4番目についてお答えいたします。

著名人の冊子について、本市には萬古業の山中忠左衛門さんや、また旧港づくりの稲葉三右衛門さん、あるいは生糸の伊藤小左衛門さんなど、市の産業の発展に大きな役割を担った先輩の方々がおられます。これはご指摘もございましたとおりでございます。また、現代におきましても、作家の丹羽文雄氏、または伊藤桂一さん、そのほか多くの著名な方々が第一線で活躍をされております。これらの方々を通して当四日市を知っていただく人も多くて、また一方、そこに私たち住んでおるわけでございますが、その私たちにとりましても大変誇りであって、心の支えとなっていることも事実でございます。市では、郷土出身作家の調査や、あるいは市史の調査、研究を通しまして、過去から現在に続く多くの先人の方々の発掘をいたしているところでございます。それに各地区で郷土史の研究会というのがございまして、皆さん方のご協力も得ながら、人物を抽出した形のような冊子、そういうこともご指摘のとおり必要であるかと考えますので、検討を加えていきたいと思っております。

なお、現在学校で使用しております、「私たちの郷土、伸びゆく四日市」というこの教科書でございますが、これは本年度にちょっと一部改訂を加えまして、学校に配付いたしておりますが、これにつきましても手まめに改訂を加えていきたいと思っております。この中にも先ほどの人物なども載っております。また、今後博物館の特別展示で、地域の先人の偉業を紹介するような企画、その中にも取り上げていきたいとも考えておりますので、あわせてご理解を賜りたいと思っております。

○議長（山本 勝君） 消防長。

〔消防長（島村 隆君）登壇〕

○消防長（島村 隆君） 団地内の路上駐車の問題につきまして、消防としてのお答えを申し上げます。

笹川団地の路上駐車につきましては、先日も改めて昼と夜、それぞれ現地の検分をしまいいりました。ご指摘のとおり、火災あるいは救急活動の

場合に、消防車両の進入や現場での消火作業などに支障となるおそれがある、公団住宅周辺の指定駐車場以外の路上、特に曲がり角付近に駐車された場合には、大型はしご車の進入に支障となることは、当然考えられる状況でございました。消防といたしましては、従来から市内全域のいろいろな現場について検分をし、調査するなどしてきておりますけれども、特に笹川団地につきましては、ことしの9月から11月にかけて主な地点6カ所の火災発生を想定し、団地内で現地にはしご車を使用した調査を行いました。その結果、一たん火災が発生した場合、現場活動がスムーズに行えるかどうか心配もしておりますし、またその対応に現在苦慮しておるといのが実情でございます。

もとより私ども消防には、違法駐車に対する取り締まりの権限もございませんし、こういった問題を所管する官庁でもありませんので、警察、公団などの関係機関へ働きかけを行うしかすべがないという状況でございます。つい先日も四日市南警察署に出向いて要望をいたしてきたところありますが、警察側の見解としては、「この問題は警察の取り締まりだけで解決できるものではなくて、抜本的な解決策は駐車場の確保以外にはない。しかし、違法駐車の実状は、基本的な交通モラルの問題でもあろう」という厳しい内容のご意見でございました。いずれにいたしましても、私どもとしては、今後とも消防活動の立場から警察など関係機関などをお願いをして、問題の早期解決を働きかけてまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解、ご支援をお願い申し上げます。

○議長（山本 勝君） 都市計画部長。

〔都市計画部長（前川鉦一君）登壇〕

○都市計画部長（前川鉦一君） まず第1点目の、近鉄四日市駅周辺の東西商店街の回遊性についてお答えを申し上げます。

「アミューズフォーラム21」の計画と整合させた駅東地区のまちづくり方策につきましては、駅西、駅東を含めた中心市街地全体のあり方を、商

業圏での課題も含め検討し、既にまちづくりのガイドプランとして地区更新計画を策定いたしましたところでございます。その中では、都市型百貨店が核になる、これまでの四日市にない都会的な環境を持った駅西の開発に対しまして、駅東の開発は、それとは違った明確なコンセプトを持った専門性のある商業環境を形成すると同時に、アメニティの高い都市空間が必要であり、そうすることによって駅を挟んだ東西の商業集積が一体化し、中心市街地に多様性、拠点性をもたらすことができるものというふうに考えておるわけでございます。したがって、それらを結ぶ東西の回遊動線の整備は、極めて重要な位置づけにあるというふうに認識をいたしているところでございます。

人の流れとしましては、近鉄四日市駅北口とふれあいモール、それに西町線が中心となりまして、また車の流れとしましては、中央通りが東西回遊の中心となるものというふうに考えておるわけでございます。したがって、それぞれの動線の整備につきましては、景観的にグレードアップした魅力化を図る必要があるというふうに考えているところでございます。

ふれあいモールにつきましては、既に整備が完了いたしておりますが、これに続く西町線の整備につきましても、グレードの高い方法につきまして、現在地元の方々をまじえ協議を重ねているところでございます。

また、車の動線の中心となる中央通りにつきましても、特に近鉄四日市駅前につきましては、歩行者との交差について連続性を遮断しない方法、つまり立体化することによって歩車分離を考えているところでございまして、その方向づけにつきましては、去る9月議会におきましてご答弁を申し上げているところでございます。

駅前広場につきましては、駅と東西の都市機能を有機的につなぎ、人の滞留空間としても快適で使いやすい広場にする必要があるというふうに考えており、今後具体化に向けまして検討を進めてまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

次に、2点目の公園、街路樹のボランティア活動の育成についてでございますが、公園緑地や街路樹は、美しい郷土をつくり出す上で、また市民が健康で文化的な生活を営んでいく中で、さらにまた貴重な緑の空間をつくり出すにも欠くことのできないものでございます。したがって、市といたしましても長期的な展望に立って、これら公園緑地や街路樹を拡充、整備いたしまして、次代の市民に誇りを持って継承していくことができるような形に持っていきたいというふうに考えておるわけでございます。公園緑地の中でも特に児童公園などは、地域における幼児、青少年の健全育成の場でありますとともに、緊急時の避難場所、さらには地域住民のコミュニティの場として広く住民の方々に活用されておりますので、地域に密着した公園では、清掃や除草、あるいは簡単な剪定作業などにつきまして、ボランティア活動を積極的に期待しているところでございます。既に現在市内にございます公園のうち、171カ所の公園においては公園愛護会が結成され、ボランティアの方々によって清掃、美化活動が行われておるわけでございますが、今後も育成指導に十分力を入れ、あわせて人材の発掘にも努めてまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

一方、また街路樹につきましては、地域に親しまれ、愛着の持てるように樹種転換を進めてまいりますとともに、植樹枿やグリーンベルトには四季折々の花を植えるなどいたしまして、より一層地域の方々に親しんでいただけるような街路となるよう計画を進めてまいります。既に一部諏訪新道とか塩浜地区の街路では、自治会、発展会により愛護活動がなされておるといった状況にあるわけでございます。また、それ以外にも、お話もございましたような各地区で、いろいろな形でボランティア活動によって美化、清掃をいただいておりますということでございます。

また、ボランティア活動のPRにつきましては、顕彰なども含めまして、ボランティア活動が活性化されるよう、今後地域の方々と十分話し合いの場を持って進めてまいりますほか、各地区の活動状況も広報などにより紹

介をしまいたいというふうに考えておるわけでございます。

なお、ボランティア活動、さらにまた肥料など材料費、こういうものに対する一部助成策といったことについてお尋ねがあったわけでございますが、この問題につきましては、現在検討を進めております緑化基金の果実運用の一つとして十分検討いたしてまいりたい、かように考えておるわけでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本 勝君） 福祉部長。

〔福祉部長（田中昌治君）登壇〕

○福祉部長（田中昌治君） 福祉事業に関するボランティアについてお答えさせていただきます。

高齢化社会がますます進行する中で、だれもが安心して暮らせる福祉のまちづくりは、ご指摘のとおり地区住民の協調と連帯が最も重要でございます。現在市民の皆さんによる自主的なボランティア活動は、福祉協力校を含めまして41グループ、約1,200名、個人としましては15名が登録されておりました。主に老人ホームや病院などで入浴介助や身辺介助を行っております。また、本市には24の地区社会福祉協議会がございますが、その中には婦人会、自治会、民生委員協議会など、いろいろな団体が含まれておりました。一人暮らし老人給食、寝たきり老人訪問、入浴サービスなど、地域の実情に応じた自主的な活動を推進していただいております。

ボランティアの育成につきましては、昭和63年度から引き続きまして、ボランティアの養成、組織・基盤整備をねらいといたしましたボラントピア事業を実施しております。本年度は、桜、常磐、三重、富田、内部を指定地区としております。今後は、ガイドヘルパー教室、寝たきり老人介護教室など、ボランティアスクールを開催いたしまして、体験学習、啓発、介助技術を習得していただくとともに、デイサービス事業にも積極的に参加していただくなど、ボランティアの育成に努めていきたいと存じます。

○議長（山本 勝君） 豊田忠正議員。

○豊田忠正君 ご答弁ありがとうございます。

1問目の過去の質問の中からというような質問は、私は決して好んで行いたいとは思っておりません。そのかわりに行政側におかれましても遠慮して答えにくい質問もあるかと思いますが、少なくとも、「善処する」とか、「検討していずれ報告する」とか、「研究、調査をする」とかというような、希望を持たせるような、また含みのあるような回答等については、後日一定の時期を見て、その研究、調査結果等を整理して報告していただけるような方法を今後考えていただきたいと。きょうの質問の中で、割合と明確に望みの持てるような話と、持てない話と区分けしてご回答いただいたので、今後ともそのような形で要望しておきます。

例えば、2年ほど前でしたか、建築の関係ですが、四日市市が住宅金融公庫の金を借りるときに乙地域になると。それが「甲地域にどうして運動せんのだ」というふうにお聞きしましたら、「甲地区になるように努力します」という回答をいただいたんですが、その後どうなるとるんだな、いまだに乙地区かなと思って、二、三日前に建築指導課へ行ったら、「実は4月1日から甲地区になりました」と、こういうふうな非常にうれしいようなお返事をいただいたんですが、正直言って私自身、二、三日前まで甲地域に指定されたということを知らなると。せっかくそのように努力していただいたようなことを、今後とも何かの形でご報告なりお知らせ願うと大変ありがたいなと、このように思います。

それから、ボランティア活動の育成についてですが、きのうも西日野の方の葉ボタン植え込みの作業を見ていながら感じたことは、公園等で作業される場合はあんまり事故も多くないと思いますけれど、街路等なんかで仕事をされますと、交通事故等にでも遭われたりなされるのが当然考えられます。かつては津市の子供会裁判がありましたように、ボランティアに参加する者が安心して活動できる体制を整えてもらいたいと、私は思います。その点についてだけお答えしていただいて、私の質問を終わらせてい

たきます。

○議長（山本 勝君） 都市計画部長。

○都市計画部長（前川鉦一君） 安心してボランティア活動ができるような措置をとった再質問をいただいたわけでございます。ご指摘のようにボランティアの方々が安心してボランティア活動に当たっていただけますように、私どもとしましても十分配慮をいたしておるところでございますが、現在公園あるいは道路などの奉仕活動に対する保障制度としましては、全国市長会の市民総合賠償保障保険制度、こういったものがあるわけでございます。本市もこれに既に加入をいたしておりまして、万一のことは配慮をいたしておるわけでございますが、必ずしも十分な制度といったものでもございませんので、今後とも余り無理のないボランティア活動、こういった範囲を考えましてお願いをいたしてまいりたい、かように考えておるわけでございますのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（山本 勝君） 暫時、休憩をいたします。

午前10時55分休憩

午前11時8分再開

○議長（山本 勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

坂口正次議員。

〔坂口正次君登壇〕

○坂口正次君 簡潔にご質問いたしますので、よろしく願いいたします。

まず1点目の同和対策についてなんですが、市も同和問題に非常に熱心に取り組んでいただいていたわけなんですけれども、法律もあと1年少々で終わるわけなんです、法律切れ後どうしていくのかということをお尋ねしたいわけなんです。と申しますのは、この10月30日から11月3日まで熊本で全国同和教育研究大会があったわけなんです、それに参加させていただいて、その問題が重点的に討議が行われたわけなんです。行政全

般においてはほぼ進んでおりますけれども、教育問題については非常におくれておるといのが全国的な課題であるわけなんです、そうした問題で今後やはり完全解放に向けて進むについては、やはりこの問題をいつまでも取り組んでもらわなきゃならない。法律が切れたんでこれで終わりだということでは、解放されることはできないと思います。そういう面で市はどういう考えでいるのか。まだまだ具体的なことは出てないと思いますけれども、その問題にどう取り組んでいくのか、お聞かせ願いたいと思います。

次に、2番目の公共下水道対策についてなんですが、なかなかきちっとした答弁はいただけないと思いますけれども、ご存じのように市の下水道予算については莫大な金も投入されておるわけなんです、私ども保々出身でございますけれども、公共下水道が保々まで達するのはいつになるんだろうということをお聞かせ願いたいんです。と申しますのは、やはり我々も税金は人並みに払っておるわけなんです。そういう中で富田周辺はほぼ完成されておりますけれども、保々の住民あるいは朝明の住民については、その税金を納める一部の中からも投入されていくんじゃないか。それを私どもが生きとる間に完成ができるであろうか。議員といいますのは、来年度改選が行われますけれども、私も再度立候補するつもりでおりますけれども、これは当選できなきゃ終わるわけなんです。議員をやめてもなおかつ完成はしてもらえないということになるのか、あるいは生きとるうちに公共下水道が完成されるのかどうか、ひとつお聞かせ願いたいと思います。

それと同時に、文化会館の周辺には、再度地元からも下水道部長あるいは加藤助役に交渉はあったわけなんです、集中豪雨について、水入りで商品を傷めておるといの中で、あの文化会館を建設されるときに、既に水が充満するのはわかっておったじゃないか。市の建物については、水がつかなきゃええということで、文化会館は高く上げて、周辺についてはその

対策がなされてない。そのためにせんだっての集中豪雨については、非常に大きな損害を受けておるわけなんです。それと同時に、その対策としてせめて文化会館の職員なりがその対策に出ればいいけれども、文化会館は自分のところが水につからないので関係ないということで、そっぽを向いておるといことが現状なんです。この問題はいつになったら解決するのか。私も建設委員会において、ある程度の予算はつけておるといことは知っておるんですが、それが来年の雨季までにはやりたい。今の気候から見て、雨季というのはあるんでしょうか。この間の台風なんかでも、もう台風なんかないだろうと思うときに台風が来ておるといような時期なんです。これは雨季とかどうとか考えずに、即ち工事にかかるべきだといふふうに思うわけなんです。

それと同時に、工事対策についても非常に遅い。もうそろそろ選挙前ですのであっちこちで工事が出てくると思うんですが、これは完全に選挙妨害を市がやるのと違うのかという気が、私も過去4回当選させていただいて、そんな気がするわけですね。と申しますのは、当初予算を知らながら工事をなかなかしない。3月の間際になって工事をあちこちで進めておる。そのために工事を完成しないということで業者に文句を言って、業者の指名をとめたという例もあるわけなんです。もともと市が当初予算をつけながら工事の発注が遅いわけですね。それを結局間際になってやってくる。選挙前になってくると、あっちこち工事をやっておると、このごろ市民も知っておるわけですね。選挙前になるとあっちこち工事がたくさん出るやろうと。それぞれの現職議員さんたちに、何とかこれやっどるのやという形を見せてやろうということで、市のそういうお気持ちはありがたいんですが、選挙カーすらも十分に回れないというような現状になるわけです。そういうことで、以前にも私はこのことを言ったと思うんですが、なぜ工事発注を早くしないのかということなんです。工事発注が非常におくれるということで、特に文化会館の問題についても、予算をつけ

ながらまだ着工しようとしな。以前から文化会館と諏訪公園のところに調整池をつくるということもお聞かせ願ったわけなんです。諏訪公園の方は着工しておるわけなんです、文化会館はいつになってやられるんだ。完全にあそこに水がつかないというような状態に、本当に今の予算の中でできるのかどうか、ひとつはっきりしたご答弁を願いたいと思います。

道路行政にも言えることなんです、工事発注がこれはもちろんおくれおるということも特に指摘したいわけなんです、それと同時に、この四日市土山線バイパスですか、あれについても生桑の橋から西はきれいにもう舗装もしてほぼでき上がっておるわけなんです、肝心の橋をかけてその東が全然手をかけられないというのが現状なんです。これは確かに県の事業だと思えますけれども、用地買収その他については市も関係しておると思うんですが、こうしたものがなぜその途中で道路ができて、それまでの肝心のところができないのか。聞くところによると、平山物産の土地があると、それで難航しておるといふことも聞いておるんですが、今さら平山物産の土地で難航しておるといふのはおかしいと思うんですね。あの公害で騒いだときに、平山物産が立ち退きしたときにやはりあれは買収しておくべきではなかったか。今になってから平山物産の土地が買収できないとか、途中でやってできないというのは、市の対応が非常にまずいというのと同時に、これからの問題ですけれども、四日市が30万都市30万都市と叫びながら、それに先駆けた投資をしようとしな。なぜもっと大きく投資をしてやっていくんだというような考えがないのか。これについては市長、はっきり本腰を決めて一遍答弁していただきたいと思うんですが、実際に、さあ、間際になってくるとこれができない。私ども以前からこういう問題はこうしていかないかんと、私どもが言うてもなかなかしようとしなというところに問題があるんじゃないかと思うんです。その辺で21世紀に向けて大きな投資を持ちながら、市が取り組んでやるのかどうかということをお聞かせ願いたい。

それと、先ほど豊田議員からの質問にもあったように、非常に四日市の周辺、あれは笹川の問題が出ておりましたけれども、四日市の周辺でも道路駐車が非常に多いわけなんです。夜なんかタクシーが全然通れない。あれでもし四日市の町に火災が発生したときに、その処理ができるのかどうか。私もせんだって初めて駐車禁止やっておったので、南警察署の方に「これひとつ二、三、続けてあんたらやってくれやんのか」と聞いたら、「一遍署長に言うてもらえんやろうか」と。「私らもやりたいんだけど、人手がないで」というようなことなんです。それで駐車違反を完全に野放しにしておる。駐車場がないので仕方がないと言いつつも、あれがもし火災とかそうしたものが発生したときに大きな被害が出るということを見越して、やはり市なり何なりが対策を講じなきゃならない。それができやな警察ももっと積極的に動かな、私たちが直接に警察へ行くことできやんもんね。県議会の場合だったら言えるんだけど、私も県議会に出ようかなという気もするんですけれども、市議会ではなかなか言う権利がございませんので、ひとつ市の方から強い要望をして、あの夜の駐車をしないように。私は、せんだって熊本へ行ったときにも、私は大体夜が好きです。で夜回ったら、熊本の夜の町には駐車してありませんよ。絶対にしてない。どこへ行ってもタクシーが悠々と通れる状態ですけれども、四日市の町に夜タクシーが回ることができるか、あの飲み屋街のところ。これはもう議員さん、皆さん知っておると思います。私は特に毎晩行っておりますので一番詳しいわけなんです、夜のことでしたら私に聞いていただいたら一番わかると思うんですけれども、そういう中でその対策をきちっとしていただきたいということなんです。

それと同時に、先ほど下水、道路行政についてのことを申しましたけれども、道路用地を買収したときに、どうしてもこの土地をもうこれだけのちょこっとのところ一緒に買収してくれということ、たくさん市の遊休地があるわけなんです。それが現在野放しにされておる。そのためにそ

の隣の家が自分のところの土地のように使っておるといふところもあるわけなんです。これは私、確かに建設委員会におるときに、この遊休地をなぜ処分せんのやと。将来市に使えるという見通しのあるものなら市に残してもいいけれども、道路のくろでわずかな土地、使えないものをなぜ隣の土地なり、あるいはほしい人に売却しないのか。そういうむだな金をなぜそんなところ寝かしておくんやということで、委員会でも言ったことがあるんですが、その後まだ一つもそれを処理しようとしな。これはそういうことを処理するのに職員が足らんのか。足らんのやったらやっぱりその施策をしなきゃならんし、そういうことでその問題については、いつまで我々が叫んどっても、それを処理しようとしな。どうかその辺のところ詳しく一遍、私、ほんまに頭いい方やないので、わかりやすいように説明していただけますか。ひとつよろしく願いいたします。

○議長（山本 勝君） 福祉部長。

〔福祉部長（田中昌治君）登壇〕

○福祉部長（田中昌治君） 同和対策についてお答えさせていただきます。

法による諸施策の推進によりまして、対象地域におきましては住環境の改善を初め、教育の向上等に一定の成果が上がってまいりましたが、一方ではねたみ差別が顕在化しているなど、新たな側面に対応する必要も高まっております。残された法の期限内におきまして、国、県とも連携を図りながら、残事業の効率的な推進に努めますとともに、生活の安定を図るため就労の安定対策、教育の充実等を図り、あわせて同和問題についての市民の正しい理解と認識を得るため、人権意識の普及、啓発をきめ細かく進めてまいり所存でございます。

現行法の期限後における対策につきましては、本年度実施いたしました同和地区生活実態調査の結果を踏まえまして、必要なものにつきましては、国、県に対して強く要望いたしますとともに、市といたしましては、地域

の実情に応じた施策の効果的な推進に努め、本市の目標としている「同和問題を次の世代に持ち越さない」という決意のもとに、全庁的に取り組んでまいりたいと思っておりますので、一層のご指導を賜りたいと存じます。

○議長（山本 勝君） 下水道部長。

〔下水道部長（西田喜大君）登壇〕

○下水道部長（西田喜大君） 第2点目の下水道の問題につきましてお答えいたします。

まず、本市の北部地域の公共下水道の計画でございますが、三滝川、海蔵川以北につきましては、三重県が現在施工しております北勢沿岸流域下水道の北部処理区に包含されておるところでございます。この流域下水道の幹線は、四日市幹線と現在朝日町で工事をやっております朝日幹線の2本の幹線が計画されておるわけでございますが、本市の関連公共下水道の接続は、これら2本の幹線に接続する計画となっておりますわけでございます。

ご質問の保々、下野地域につきましては、現在朝日町でのこれらに接続する幹線工事を行っておるわけでございますが、関連公共下水道の幹線であります朝明汚水1号幹線の距離も大変長うございます。そういうことで当地への到達につきましては、なお相当の期間を要するものと思われるわけでございます。しかしながら、下水道の整備につきましては、環境保全の意味からも重要な事業でございます。今後とも三重県に対しまして、この幹線事業が一層進みますように要望するとともに、我々といたしましても、なお一層下水道整備につきまして努力してまいりたいと考えております。

次に、文化会館周辺の浸水対策でございますが、ことしは9月18日から19日、あるいは10月8日、11月30日の3回にわたりまして台風が紀伊半島に上陸すると。また11月4日には集中豪雨に見舞われたわけでございますけれども、中消防署での観測では、13時から14時までに89mmという観測史上最大の雨量が観測されておるわけでございます。また、11月30日の台風

28号につきましては、これも観測史上最も遅い上陸ということで、予測されなかった降雨量があったわけでございます。

市民の皆様には大変ご迷惑をおかけしたわけでございますが、文化会館周辺につきましても大変ご迷惑をおかけした次第でございます。浸水対策といたしましては、雨水樹の設置などの工事をしてまいったわけでございますが、本格的な対策といたしましては、浸水箇所にも雨水が集中する地形となっておるところから、文化会館付近に水中ポンプの設置を考えておるわけでございます。この設置によりまして、雨水を強制排水する計画となっております。本年度中には工事に着手いたしまして、来年度早期に事業の効果が発揮できるように現在作業中でございます。工事の着手が大変おくれまして、皆様にご迷惑をおかけしたわけでございますが、より一層早く工事の効果が出ますように努力してまいる所存でございますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。

○議長（山本 勝君） 建設部長。

〔建設部長（竹村二郎君）登壇〕

○建設部長（竹村二郎君） 道路問題についてお答えを申し上げます。

まず初めに、四日市土山線バイパスについてでございますが、この事業につきましては、ご存じのことと思いますが、現在第1期事業といたしまして伊倉橋を起点といたしまして、三滝川の左岸を上り、県道四日市鈴鹿環状線と交差いたします尾平町までの間 2.3kmを進めておりまして、伊倉橋につきましては私ども四日市市で、それから西への道路建設につきましては県で施工をしていただいております。先ほどもお話ございましたように道路の概成ができ上がってきておりまして、平成3年度には完成をと進めているわけでございます。

ご指摘の用地未買収の箇所でございますが、平山物産の魚さい工場移転の際に同時に解決ができなかったかというご質問でございますが、当時の状況といたしましては、確かにバイパスルートにつきましては決定をされ

ていたわけでございますが、必要といたします用地面積、そういったものにつきまして県の方でまだ確定に至っていなかったと、そういった経緯がございます。現在県と私どもが一体となりまして、交渉を続けております。地権者の方とお話を申し上げている中で代替地を要望されておりますので、その代替地をお示しして現在折衝を進めている段階でございます。この事業は申すまでもなく、現在の湯の山街道の交通渋滞解消の策として進めてまいりました事業でございますので、地権者のご理解を賜って、先ほど申し上げました期限に一部供用開始ができるべく、今後とも県市一体となって努力を続けてまいりたいと、このように考えておりますのでご理解を賜りたいと思います。

それから、年度末に工事が集中して交通障害が起きているというご指摘でございますが、私ども道路を管理いたしているものとして申し上げたく存じている次第でございます。こういった年度末に工事が集中するという原因といたしましては、事業を実施いたします一つのパターンとして、年度初めには用地の買収とか、また地元の方々に事業説明をするとか、そういったことで時間を要するわけございまして、また工事の種類によっては雨季を避けて発注しなければならない工事もあるわけございまして、年度末に集中する結果となっているわけでございます。

また、本年度より、これは専門的になるわけでございますが、標準の工事日数の設定につきまして、建設省から、最近の週休二日制の普及に伴いまして、工事日数を増やすよう指導がございまして、そういったことから工事が年度末にずれ込むことが考えられるわけでございます。私どもはこれらの問題を解決するために考え方を考えまして、用地買収、また地元説明などを前年度に行いまして、総合的なスケジュールを作成して対応してまいりたいと、このように考えておりますのでご理解を賜りたいと思います。

○議長（山本 勝君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 30万都市にふさわしい道路行政、先行投資をやれというご指摘であります。私は当初予算のときに、国の補助事業との関係がありまして、負担率の関係がありますが、単費でやる事業については思い切った計上をやるように当局に指示をいたしました。最近大蔵省あるいは自治省の方におきまして、建設予算というものについて、「GNPの伸び以内に抑えよ」という強い指導があるわけですが、そういった指導のとおりによっておるということでは、30万都市の建設に間に合わないというふうに思っておりますので、できるだけ自治省、大蔵省には、私の方から、そういうわけにはまいらぬというような説明は機会あるごとにしております。財政的に豊かであるということについての、逆に財政的に困っている団体よりも、財政的に豊かな団体に対する介入の方が、言葉は悪いんですが、より強くなっているという現状もあるということですが、そういったことをそれほど私は気にせず、今の段階ではやっていっておるつもりでございます。今後もしたがってそういった点、先行投資的な大切な事業については、思い切った措置を講じてまいる所存でございますので、どうぞご支援を賜りたいというふうに思います。

○議長（山本 勝君） 総務部長。

〔総務部長（石川徹夫君）登壇〕

○総務部長（石川徹夫君） 4番目の市の遊休地の処分についてお答えを申し上げたいと思います。財産管理を総括する面からお答えをいたしたいと思っております。

市有地全般にわたっての遊休地につきましては、できる限り市の事業用地、もしくは事業用地の代替地として活用すべく進めておるところでございますが、ご質問のありました小規模な土地で活用することの不可能なものにつきましては、隣接地なり関係者でご希望の方があればお分けするなど、極力処分する方向で関係部局とも調整しながら処理を進めているとこ

ろでございますが、今後ともこれまで以上に努力をしてみたいと思います。

いずれにいたしましても、市民全体の大事な財産でもございますので、その管理につきましては十分配慮するとともに、今後ともその活用なり処分を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

○議長（山本 勝君） 坂口正次議員。

○坂口正次君 同和問題については、まだ国との接触もございますし、そういう面でどうなのかということも、私ども関心を持つところでございますけれども、市自身もそのことについて強く根本的に考えて、この問題だけは残して取り組まなきゃならないというものを、早くからひとつ基本設計をしていただきたいということで、強い要望をしておきます。

それから、下水問題ですけれども、私の生きとるうちにということではございましたけれども、生きとるうちにするわとは言ってもらえなだけで残念に思うわけなんですけれども、できれば早く、同じ四日市市民ですので、余り差のないようにやっていただければありがたいなと。上の方の議員は間に合わんなということを言われたんでは困りますので、その辺もひとつ十分に踏まえて、早い機会にやれるように努力していただきたいということで、これも要望にとどめたいと思っております。

特に文化会館周辺ですけれども、来年度へ向けてやるということなんです。雨季ということをきょうは言わなかったんですけれども、雨季を待たずしてやはり早くやっていただきたい。本当にあの辺の方、皆困っているんですね。やはりその辺の対策としても、台風時にやっぱりそれを対策できる状態とりながらやっていけばいいんです。何かその前に砂袋持ってきて置いてあったら、台風前に砂袋上げていったということで、結果水の日だけ砂袋なかったということなんですけれども、その辺のところ、やっぱりもっときちっとした対策してあげてやってほしい。そういう被害を受

けとる、たびたびですので、十分に把握しとると思うんですがね。

それがまたしても水がつかるといような状態になっておりますので、ひとつその辺のところ住民の方のこと考えて、市としても十分に組み込んでいただきたいと思ひますし、工事の方も1日も早く着工していただきたい。私は不思議に思ひますけれども、当初予算をつけながらまだいまだに工事ができやんというの、国との関係もあるのは十分わかりますけれども、何らかの形で組みめるんじゃないか。そのためにやはり人数が足らんのかやというなら、市長に強く交渉してもっと人数を増やしてもらったらいいし、市長が増やさんと言ったら言うてください。私からも言ひますので。その辺のところもっと早くしてやってほしいと思うんですがね。そういうことから1日も早い取り組みをしていただきたいと思うんですが。

それから、道路行政についても同じことが言えるんですが、特に駐車場の問題なんですけれども、警察の方へ市の方から強い要望して駐車せんにするの。それから、あのまましょうがないな、止めてくやつはしょうがないでということで、大きな大火災でも起こしたときに、「よう燃えたな」ということで見ておるのか、その辺のところ一遍ちょっとはきりしていただいけませんか。

それと、文化会館の周辺も、文化会館に行事があると駐車場だけでは足らんですね。そのためにあの道へべったり止めてあると。あの辺の住民に聞くと、市がやるときは絶対に駐車違反の取り締まりをしに来ないと。何か個人がちょっとやったときに止めておくとちょいちょい来て、駐車違反の紙を張っていくということなんですけれども、その辺どっか警察と市が、「うちがきょうはやるので駐車違反頼むわ」ということでしてあるのかどうか。その辺のところもお聞かせ願ひたいと思うんですがね。

それと、やはりその町の周辺のとときに、大火災が起きてから本当に取り返しがつかないと思うんですよ。私、きょう、こう言って言う以上は、今度そういう火災が明日にも起きるかわからん、今夜にもわからん。

もし起きたとしたら、市はどう答弁しますか。その辺のところ、どう対策していくんだということではっきりとお答え願ひたいと思うんですが。

それから、遊休地についても、今、徐々に処分していくということなんです。道路用地の買収じゃなくして、特に同和対策事業でも買収したところもちょいちょいあるわけなんです。そういうところも残っておるといふことも、私の地区でも十分残ってますので、そうした面でも市が利用価値のないところであつたら処分できないのかどうか、その辺のところも、道路の用地として買収したところやなしに、そうした土地もやる気があるかどうか、ひとつお聞かせ願ひたいと思ひます。

○議長(山本 勝君) 市民部長。

○市民部長(米津正夫君) 中心市街地、特に飲食街の周辺におきます違法駐車の問題でございますけれども、豊田議員のご答弁にも申し上げましたとおり、来年1月から道路交通法の一部改正、あるいは通称車庫法の一部改正によりまして、罰金とか反則金が相当引き上げられるわけでございますが、これを契機といたしまして、市といたしましても、警察当局に対して強く取り締まりを要望してまいりたいということと、一方、本市といたしましても、正しい交通ルールとマナーを身につけた、市民の方々に對してそういう意識の高揚、いわゆる交通安全意識の高揚のためにいろいろとPRなり、違法駐車一掃のキャンペーン等に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長(山本 勝君) 総務部長。

○総務部長(石川徹夫君) 遊休の土地の問題でございますが、先ほどもご答弁申し上げましたように、私どもも関係部局とも十分詰めまして処理に当たってまいりたいと思ひますのでご理解いただきたいと思ひます。

○議長(山本 勝君) 坂口正次議員。

○坂口正次君 ありがとうございます。来年1月に法律改正によって罰金が上がるということなんですけれども、今現在駐車違反1万円とるんです

よ。1万円とって、レッカーで持っていくと結局レッカー代が1万円と駐車代が時間200円として、私もそこに止めといて持っていかれて20,200円とられたんやが、それから私、絶対止めんようにしとるけれども、やはり罰金を上げるで駐車違反がのうなった、これは絶対そうじゃないと思いませんね。法律で罰金を上げるというようにして、やはり市としてその町を本当にきれいにするためにどうしていくんかということで、駐車場ももちろんつくらなあきませんが、やはり警察と同じで市の方から駐車違反を紙張ってやっていくという委託がでんのか。1万円もらえや、一晚何人雇っても安いもんや。警察から委託してもろうて、市の方からやるというぐらいの。1万円とったらかなり、一晚やると、こないだ消防署の裏だけでも恐らく40台か50台、全部駐車違反の紙張って、それ1回きりやね。あくる晩になったらもうざっと置いてあるわけ。消防のところでも、さあ火災といったら消防車が出れんようになってしまふで。あれぐらい駐車をさせるとというのが現状なんです。それについては私も警察のことは余りわからんので、一遍市の方から何とかそういう対策ができんのか。市の方から駐車違反の取り締まりを委託するか、第三セクターでやれんかいな。わしも喜んでやらしてもらうが。議員やめて駐車禁止の紙張りにいってもいいが、その辺のところちょっと教えていただきたい。

○議長（山本 勝君） 市民部長。

○市民部長（米津正夫君） 警察の方から委託を受けて、そういう不法駐車について対処してはどうかというご質問でございますが、ちょっと私も不勉強でございますが、大変これは難しい問題であろうというふうに思いますので、その程度でご容赦いただきたいと申します。

○議長（山本 勝君） 坂口正次議員

○坂口正次君 多分無理やろうと思うんですけども、それぐらいひとつ警察の方へ強うやってもらいたいということなんです。恐らく警察が委託するというのは、だれでも警察するのやで、そんな調子はできやせん

と思いますけれども、それわかっと思って言うとのやけど、それぐらい強く要望して、町をひとつ明るくするのやということ取り組んでいただきたいと思っておりますので、よろしく願いして終わりたいと思っております。

○議長（山本 勝君） 暫時、休憩をいたします。

午前11時46分休憩

午後1時3分再開

○議長（山本 勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

益田 力議員。

〔益田 力君登壇〕

○益田 力君 質問をいたします前に、ちょっとお断りをいたします。かぜをひきましてちょっとのどを痛めましたものですから、大変お聞き苦しいと思っておりますけれども、しばらくひとつご辛抱いただきたいと思っております。通告の順に従いまして質問をいたします。

第1点は福祉問題であります。まず、心身障害者の福祉対策についてお尋ねをいたします。本市におきましては、現在、障害を持つ人が6,000人いるとお聞きしておりますが、障害を持つ人と持たない人がともに生きるノーマライゼーションの理念に沿って、人権と雇用などを擁護する体制と施策の整備確立が急務となっております。今日、本市におきましても、それにとり種々施策がなされておりますが、二、三お聞きをいたしたいと思っております。

過日、私ども公明党の婦人党員とともに、本年4月開設になりました更生施設たんぼぼと授産施設共栄作業所の施設をボランティアの一環としてタオルの贈呈にまいりました折に、作業所内を見せていただきましたが、さまざまな障害を持つ人たちが生き生きとした顔で真剣に作業に取り組む姿勢に感銘をいたしました。しかし、開所以来14年近かつた現在、施設自体が手狭であります。従来、会議室として使用していた部屋まで作業室

として使用され、ダンボール箱などが山積みになっており、決していい環境とは言えません。増設するなどして対応することが急務であると思いますが、いかがなものでしょうか。また、この作業所の職員の増員をぜひともお願いしたいと思います。といいますのは、職員の方の努力の積み重ねによりまして、作業効率も上がり、売り上げ数量も着実に伸びているようではありますが、作業の能率が悪いときなど、職員の方が夜遅くまでかかって納期に間に合わせることもあるように伺っております。大変な労苦であると思います。ご所見をお伺いしたいと思います。

次に、障害者の社会復帰、雇用の問題であります。

このほど、県の職業安定課から出された県内障害者雇用状況では、本年6月1日現在、法定雇用率1.6%の未達成の企業は46.2%で、規模別では従業員100人以下の企業では平均雇用率が2.06%、100人から699人までの企業では1.5%と、大企業に行くほど雇用率が低くなっており、従業員300人以上の企業の6割以上が法定雇用未達成となっております。授産施設等で生活や作業指導の訓練を受け、一日も早い社会自立を目指して努力している障害者にとって、厳しい状況であると言わざるを得ません。本市における雇用状況と、行政としてこの問題にどう対処されてこられたのか、また、今後どうなされようとしておられるのか、お尋ねをいたします。

障害者の雇用確保を図るために、横浜市では福祉工場の設置を計画しております。作業能力はあるものの、対人関係や健康管理などの面で一般企業に就労が難しい障害者に就労の場を提供する施設など、いかがなものでしょうか、お考えがあればお答えいただきたいと思います。

次に、在宅障害者デイサービス事業に不可欠なリフトバスの導入についてお尋ねをいたします。

本年8月に総合会館がオープンとなり、障害者福祉センターを拠点としてデイサービス事業がより充実されつつありますことに対し、大変喜んでいる1人でございます。この事業は就労の機会の得がたい在宅障害者が創

作活動や機能訓練、社会適応訓練などを行うことにより、在宅障害者の自立を図るとともに、生きがいを高めることを目的として実施されている事業でございますが、移動困難のため、つつい家に閉じこもりがちな障害者のために、リフトバスが1台導入され、当センターで機能訓練等を行うために介助人をつけて送迎をしていただいております。リフトバス1台分の送迎能力は、車いすが4台分固定でき、ほかに11名が乗車できるそうでございますが、送迎を希望する障害者に十分に対応するためには、現時点においても1台のみでは対応ができない状況にあります。この点どうお考えなのか、お尋ねをいたします。今後のことも考え合わせ、本市を4区域ぐらいに分け、それぞれの区域でリフトバスが運行できるよう、あと3台の増車が必要であると思いますが、いかがなものでしょうか。

次に、障害児教育についてお尋ねをいたします。

本市では、現在、小学校に17校、中学校に4校の合わせて21校に特殊学級が設置され、129名の児童生徒が在籍をいたしておりますが、障害児1人1人に対して適切な対応がなされているとは思いますが、その対応とそれぞれの施設設備等につき、現状と今後の対応につき、お聞かせをいただきたいと思っております。また、障害児の就学は、心身障害児就学指導委員会の判定のもとになされているわけではありますが、障害児を持った父兄が特殊学級に対して偏見を持ったり、世間体を気にしたりして、その判定と異なった就学を希望するケースが多くなっているようではありますが、この問題につきまして、どう対応されておられるのか、お尋ねをいたしたいと思います。

次は、高齢者福祉対策についてであります。

まず、寝たきり老人、痴呆性老人の福祉対策についてお尋ねをいたします。

急速な高齢化に歩調を合わせるかのように、寝たきり老人、痴呆性老人が増え続けております。本市の4月1日現在の65歳以上のお年寄り人口は

総人口の10.6%に当たる2万9,432人と計上されております。また、推計であります。寝たきり老人は老人人口の4.6%に当たる1,354人、痴呆性老人は5.5%に当たる1,619人で、この寝たきり老人数と痴呆性老人数は一部重複するとはいえ、かなりの数値になっております。また、民生委員の調査によりますと、寝たきり老人のうち在宅介護が534人で、痴呆性の在宅介護を加えると相当の人数になります。本市が行っております月額3,000円の介護手当の支給につきましては、重症心身障害手当の受給や介護手当の支給を辞退している人もあるにしましても、平成2年4月1日現在の介護手当支給者は350人であり、この受給資格の拡大をぜひともお願いしたいと思いますと同時に、従来の2,000円から今年4月より1,000円アップしていただいて3,000円に増額されたとはいえ、まだまだ満足できる金額ではありません。何とかならないもののでしょうか。また、重症心身障害手当受給者は介護手当受給者から除かれておりますが、重症心身障害手当は本来、障害者本人に対する手当であり、介護手当も支給されるべきであると思います。ご所見をお伺いいたしたいと思っております。

次に、寝たきり老人家庭を対象とした訪問歯科診療を行っていただきたいのであります。在宅福祉は年々充実されておりますが、意外と忘れられているのが寝たきり老人の歯の検診や治療であります。歯科医に連れていこうにも、本人の体調や介護者の確保、運搬手段などを考えますと大仕事になります。寝たきり老人の健康維持のためには、歯が健康であることも大切であります。また、介護者には、高齢や家事を理由として、歯科医へ通えない人もおります。どうか医師会にご協力を願い、介護家族も対象としてぜひとも訪問診療の実施をお願いいたします。参考までに、名古屋市や盛岡市、そして長野県では松本市など7カ所で実施されておりますし、岩手県の水沢市では平成3年度から、大垣市では平成4年度からそれぞれスタートする予定になっております。ご所見をお伺いいたします。

次に、老人居室整備資金の貸付制度につきお尋ねをいたします。

この制度では、60歳以上の老人が住むための居室や浴室、便所などを親族が増改築または改造するとき、その費用を低利の年3.5%の利率で融資し、貸し付け限度額は増改築及び改造を行う場合は180万円、増改築だけの場合は120万円、改造だけ行う場合は60万円となっておりますが、この物価高の折、この金額ではどれだけの工事ができるのでしょうか。ここで東京都江戸川区の例を挙げてみますと、介護を必要とする60歳以上の身体障害者が住宅を改造する場合、その資金を所得制限や助成額制限もなく全額助成するという先進の制度がございます。これだけの制度であれば言うことはございませんが、そこまでできないにしましても、国の現行の制度に加え、市単独の貸付制度を設けていただき、貸付金額を大幅にアップしていただけないでしょうか。また、60歳以上の介護を必要とする身体障害者には、利子は市が補てんし、無利子で貸付をするなど、もう少し配慮をしていただけないものなのでしょうか、ご所見をお伺いいたします。

次に、老人に対する付添看護料の差額負担についてお尋ねをいたします。

皆さんもご存じのように、老人保健法によって健康保険制度に準じて入院時の付添看護料の給付が行われておりますが、法定基準額と慣行料金との間に差額が生じており、現行制度では差額分は個人負担となっております。高齢者を抱えている家庭にとっては、お年寄りが健康で生きがいのある人生をいつまでも送ってほしいと願っておりますが、不幸にも病気等で入院されますと、すぐに困るのが付き添いの問題であります。短期間であれば家族で対応できますが、長期となりますと家政婦のお世話にならなければならない。この差額分の負担は大変なものであります。

ここで、付添看護料差額分支給を行っている自治体は、愛知県では県・市でそれぞれ2分の1の負担、千葉県市の市原市では1日3,000円まで市単独で支給しており、また、神奈川県や広島県におきましても、何らかの形で支給しているようであります。本市におきましては、県に対しまして差額分の支給を実施してもらおうよう努力していただいていると思っております、

基本的には国の政策の中でやっていくべきだという県の姿勢は変わっていないようであります。だからといって、このまま放置しておく問題ではありません。本市のご英断を期待するものであります。差額全額支給とはいかないにしても、何らかの対応を考えていただきたいと思います、いかがなものでしょうか。

次に、高齢者対策の最後として一つだけご提案をいたします。この提案は、昨年6月の定例会におきましてもご提案いたしましたけれども、ご答弁がございませんでしたので、再度申し上げたいと思います。

長寿社会で元気に活躍されている高齢者、特に60歳代の方々の中に、老人と呼ばれることに非常に強い抵抗を感じている方が多くいらっしゃいます。大先輩の議員の皆さんの中にもいらっしゃるのではないかと思います。時代のニーズに合わせて行政の分野から老人という用語を別の呼称に改めてはどうかと思います。福祉課所管の老人福祉係、老人福祉センター等々の老人という用語を、例えば高齢者に改名してはどうかと思うのであります。すなわち高齢者福祉係、高齢者福祉センター等々と改名してはどうかと思いますが、いかがなものでしょうか。参考までに、名古屋市では高年福祉課、奈良県の生駒市では高齢対策課、千葉県の松戸市では長生き課と改名されております。ご所見をお伺いいたします。

次に、福祉問題の最後であります学校における福祉教育についてお尋ねをいたします。

急速な高齢化社会の到来に備えまして、多様な福祉介護ニーズに対応できる人材の養成が急務となっておりますが、その基礎となります教育現場での福祉教育の充実が求められております。今日、本市での小中学校ではどのような福祉教育を施されておられるのでしょうか、現状と今後の施策につきましてお尋ねをいたしたいと思っております。

今後の福祉教育につきましては、具体的に申し上げますと、まず第1に小学校等で積極的に障害児、高齢者等との交流の場を設ける。第2に、中

学校等のクラブ活動を通してボランティア精神を育成させていく。第3に、福祉教育の一環として、病院や福祉施設等の見学や福祉遠足、福祉旅行等を開催していく。第4に、全教師に対して福祉教育推進のための研修を実施する。第5に、福祉教育推進のためのパイロットスクールを推進していく。以上5点の取り組みが考えられると思いますが、いかがなものでしょうか、ご答弁を賜りたいと思っております。

次に、最後の問題であります身近な行革についてお尋ねをいたします。

一つ目は、市民に開かれた行政を目指すために、俗に言われる役所言葉を見直してはどうかと思います。市民のかたい、形式的、とっつきにくいといった市役所に対するイメージは、文書や言葉から受ける部分も少なからずあるはずであります。例を挙げてみますと、良好な環境の確保、基盤の充実、施策の遂行といった単語系のかたい言葉、先般、過般、諸般、所要のといった用語、抜本的な改善、積極的な推進、万全を期すといった抽象性、誇張の強い言葉、何々に関する、何々については、何々に係るといったたぐいの言い回し等が役所言葉らしさを際立たせております。どうか市民にわかりやすく親しみやすい言葉に見直していただきたいと思います、いかがなものでしょうか、ご所見をお伺いいたします。

もう1点は、国会を初め各自自治体におきまして、議員に対して習慣的に先生という呼び方をしております。しかし、こうした習慣に対しまして、各地で疑問視する動きもあります。私は40歳で初当選をさせていただき、何の経験も実績もない私に対して、先生という呼び方をされ、大変とまどいました。いまだに先生と言われますとお尻がこそばゆい思いであります。なぜ議員が先生かと疑問を覚えます。議員に対する権威主義が市民の間に根づくのはよくありません。議員を先生と呼ぶのをやめてはどうでしょうか。議員同士間につきしては、改めて別の機会に提案いたしますが、まず行政部門、すなわち市の職員から議員に対して先生呼ばわりはやめていただきたいと思います。ご所見をお伺いいたします。

○議長（山本 勝君） 福祉部長

〔福祉部長（田中昌治君）登壇〕

○福祉部長（田中昌治君） 1番目の福祉問題について、心身障害者福祉対策についてお答えさせていただきます。

障害者の社会への完全参加と平等をテーマとしました昭和56年の国際障害者年を契機といたしまして、障害者福祉は施設から在宅へと大きく変化してきております。このため、本市におきましても、「健康で心のかよう福祉のまちづくり」を目標に掲げ、障害者の住みなれた地域、家庭で暮らせるよう各種の在宅福祉施策を展開しているところであります。ご指摘の共栄作業所につきましては、まず職員体制でございますが、通所者30名に対しまして、国基準より1名増の10名で運営いたしております、職員は製品の納期等のこともございまして、残業することもございますけれども、今のところ適正に運営されているものと考えております。施設の整備につきましては、作業室が手狭でありますので、倉庫等の改築によりまして、スペースの有効活用を図りたいと考えております。

2番目の雇用の確保でございますが、障害者の社会参加の中で就労は大変重要な課題でございます。しかし、平成2年6月1日現在の四日市公共職業安定所管内の障害者雇用率は1.3%でございまして、民間事業所の法定雇用率1.6%を下回っております。また、従業員規模別では、大企業ほど雇用率が低いというのが現状でございます。ちなみに市の市長部局の場合、法定雇用率の2.6%に対しまして雇用率は2.5%となっております。市といたしましては、職業安定所等と連携をいたしまして、障害者求職情報紙の発刊、障害者雇用優良事業所表彰の実施、新規就職障害者激励会の開催等を通じまして、企業への理解、協力を得るよう努め、障害者雇用の促進を図っているところでございます。今後とも1人でも多くの障害者が働くことができるよう企業に積極的に働きかけてまいりたいと存じます。また、同時に、障害者雇用についての国の税金制度等の周知徹底を図り、

障害者の雇用の促進に努めてまいりたいと存じます。

次に、福祉工場の件でございますが、福祉工場はご質問のように心身障害者の一般就労の場として非常に重要な施設であると考えております。先ほどご質問にもございましたように、当施設は県レベルで広域的な施設でございます、設置主体は県または政令指定都市とされておりますので、今までも何遍か市長会等を通じて県に対して要望してまいりましたが、いまだ色よい返事はありません。したがって、県がどうしてもしない場合も考えまして、国の基準のように定員が30名以上でなければならないとか、あるいは医者とか看護婦をそこへ配置せねばならないとかいった大規模なものではなくても、市の独自でできないかと思ひまして、数年前から福祉協議会において福祉職業訓練所を開設して福祉工場への道を摸索しておるわけでございます。現在、この訓練所には障害者を中心にいたしまして10名ぐらいの人が働いております。年間400万円ぐらいの売り上げでございます。この訓練所が将来、双葉から立派な成木になりますように関係者が力を合わせてやっていきたいと考えております。

次に、障害者センターの件でございますが、自力通所が困難な障害者のためにリフトバスを1台運行しているわけでございますが、ご指摘のとおり広い市域をカバーするには問題点もございますので、1台増やすように努力をしたいと考えております。

次に、高齢者対策でございますが、そのうち介護手当の増額についてお答えいたします。

本市におきましては、昭和59年度から市の単独事業といたしまして実施しておるわけでございますが、本年4月には月額2,000円を3,000円に増額したところでございまして、その重要性につきましてはよく認識しておりますので、国の方へも再三にわたって陳情しておるわけでございます。本年9月市議会の定例会におきましては、介護手当制度の確立に関する意見書が採択されております。市といたしましても、全国市長会を通じて国

へ働きかけておるところでありますので、今後は国の施策の推移を見守りながら対応してまいりたいと存じます。

それから、重症者の介護をしていただいている方の介護手当でございますが、支給していきたいと考えております。

次に、高齢者の住宅整備資金の貸し付けの問題でございますが、老人と若い世代との同居を促進し快適な住環境の整備を図るための公的融資制度といたしまして、社会福祉協議会を窓口にした生活福祉資金貸付制度と高齢者住宅整備資金貸付制度が実施されております。また、住宅金融公庫における老人同居の際の割り増し融資制度もございます。これらの制度は老人向け居室の整備のほか、寝たきり老人や障害老人の日常生活の便宜を図るための段差の解消、浴室や便所の改造、手すりの取り付け等の住宅改造に適用されておりました、いずれも低利融資が行われております。さらに、本年度から市の単独で在宅重度身体障害者住宅改造費補助金制度を創設いたしておりました、障害者でもあります寝たきり老人世帯も対象として補助することとしておりますので、これらの制度を併用して対応していただきたいと存じます。先ほどお話のありました貸付金の180万円と市の補助40万円を合わせますと220万円になるわけでございます。十分とは思いませんけれども、ことしは一步前進したと思っております。これらの制度につきましては、広報等でPRしておりますが、いずれも極めて利用の少ないのが現状でございます。要援護老人にとりまして住宅整備は在宅生活を継続していく上で重要な要素であると思っておりますので、今後ともこれらの施策が有効に利用されますよう、広報、民生委員あるいは関係団体を通じて施策の普及を図ることが肝要でありますので、今後一層努力してまいりたいと存じます。

次に、付添看護料の差額の支給についてお答えいたします。

これにつきましては、ご指摘のとおり健康保険法に定める基準に基づき支給を行っておりますが、法定基準と現実の自己負担に差額が生じ、超過

負担となっております。そのため、老人特有の慢性疾患による入院の長期化は入院患者を抱える家族の物心両面での負担を重いものとしておりますので、市長会を通じて基準を引き上げるよう国に要望しておるところでございますが、ご指摘のように県もなかなか腰を上げないというのが実情でございます。したがって、本市としましても、独自の施策を打ち出さなければならない時期に来ていると考えておりました、現在検討中でございます。

次に、老人に対する行政施策等のイメージの転換を図ってはどうかというご質問でございます。老人という表現は老人福祉法、老人保健法等法令の関係からさまざまな施策や事業の中で幅広く使用されております。老人という言葉からいろいろなイメージが浮かびますが、マイナスのイメージがあるとすれば、行政の総合的な展開を図る中でそのイメージを払拭することこそ行政の果たすべき役割ではないかと考えております。また、老人自身の活躍によるプラスのイメージということも大切ではなからうかと考えております。本格的な高齢化社会到来により、老人の絶対数が増加することによっていろいろな面でこれまでとは違った社会になってくるのではないかと、社会の意識も変わってくるのではないかと考えられます。また、老人という言葉の響きも微妙に変化していくものと思われまます。老人という名称につきましても、そのイメージがよりよくなりますように、老人の生活等の支援を充実いたしまして、魅力ある長寿社会の実現に努めてまいりたいと考えております。

○議長（山本 勝君） 環境部長。

〔環境部長（鶴飼 滋君）登壇〕

○環境部長（鶴飼 滋君） 高齢者福祉対策の中で寝たきりの方々に対する歯科の診療、さらにその介護者の方々に対する歯科の診療についてお答えをさせていただきます。

寝たきりの方々あるいはまたその介護者の方々に対する歯科の診療の実

態につきましては、一部の医療機関でこれが実施をされておるといふうに聞き及んでいるわけでございますけれども、全体といたしましては、実態といたしまして、先ほどご指摘がございましたように、極めて受けにくい状態にある、このように推察をいたしているわけでございます。そこで、市といたしましては、こうした寝たきりの方々に対する歯科の診療あるいはまたその介護者の方々に対する歯科の診療につきましては、口腔衛生の面とともに極めて重要な課題だと、このように考えているわけございまして、そういった状況を踏まえまして、在宅サービスの一環といたしまして、訪問歯科診療あるいはまた口腔衛生指導、そういったことについて歯科医師会の協力を得て、これが実施がきるように現在検討を進めているわけでございます。できるだけ早い時期にそれが実現できるよう対応について努力をしてみたい、こう思っておりますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。

○議長（山本 勝君） 教育長。

〔教育長（岡田久江君）登壇〕

○教育長（岡田久江君） 質問の3番目について、三つに分けてお答えいたします。

まず、現状でございますが、市内の小中学校の障害児学級というのは、先ほどもございましたように、小学校で17校、中学校で4校設置されておりました、129名の児童生徒が在籍いたしております。その指導につきましては、文部省の示しました学習指導要領に沿っておりますが、特に障害の種別や程度に応じまして、特別な教材や教具を準備し、そして指導内容や方法も工夫をいたしております。また、その指導を効果的に行うためには、学習環境の整備が重要でございます。現在の学級では、じゅうたんを敷いたプレイルームを設けたり、教室の近くに洋式のトイレを設置したり、あるいはスロープや手すりなどをつけるなどして、児童生徒の障害の程度に応じまして特別な配慮をいたしております。これに加えまして、障害児

の社会性の育成と健常児の思いやりの心を育てるための交流の機会をできるだけ多く持つように努めております。障害児教育につきましては、今後とも指導の充実と環境整備に努めるとともに、保護者の希望も十分に考慮しながら、障害児学級の設置校の拡大を県教育委員会に働きかけてまいりたいと思っております。

次に、就学指導委員会についてお答えいたします。

この委員会は障害を持つ児童生徒の望ましい教育のあり方を求め、医師や学識経験者、障害児教育担当の教員等の専門家が調査し、協議して、それぞれの子供に合った適切な就学先を考え、保護者と話し合いをいたします。しかし、その過程で保護者の意向と食い違う場合もあります。こうした場合、その子供にとって最も望ましい教育環境はどのようなものであるかといったことにつきまして、時間をかけて保護者に十分に理解をしていただくように努めております。

三つ目に、学校における福祉教育についてでございます。

本市教育委員会といたしましても、重点施策の一つとして考えております。まず、教科の指導以外に、道徳や特別活動の時間を置いて、本市教育委員会が作成しました小中学生用の副読本を活用し、思いやりの心を育てるとともに、みずから実践できる力の育成に努めております。こうした指導のもとに奉仕活動を積極的に進める学校が増えてまいりました。中でも、社会福祉協議会が指定する社会福祉協力校におきましては、独自の計画を持って積極的な活動を実施いたしております。今後、このような活動をさらに充実するとともに、教育センター等で実施する研修講座に教職員を積極的に参加させ、意識の高揚を図ってまいりたいと考えております。ご提言いただきました福祉の5本柱の事柄につきましても、今後十分検討して施策に反映するように努めてまいりたいと思います。

なお、指定されております学校でございますが、県指定は内部中学校、それから市の方では三滝中学校、内部小学校、八郷小学校が福祉協議会と

協力して進めている学校でございます。

○議長（山本 勝君） 総務部長。

〔総務部長（石川徹夫君）登壇〕

○総務部長（石川徹夫君） 身近なことからの行革につきましてご答弁をさせていただきますと思います。

役所用語はとかくかたいとわかりにくいとかいう印象がございますが、本市でも法律の表現をそのまま使ったり、以前からの表現をそのまま利用してしまうということから、役所用語と言われる表現や言い回しを使っているのが実情でございますが、本市が目指しております魅力と活力に満ちたまちは、市民の方々と市役所に距離があっては実現しないと思っております。言葉や文書は市民の方々と市役所をつなぐ第一歩でありまして、受け取る人にもわかりやすい表現を使うことが市民の方々と市役所との距離をなくすために非常に重要であると考えております。本市では、個人あてに発送いたします文書には、殿ではなく様を使うことにしたり、毎年7月の接遇向上月間に合わせまして、対応、応接の向上のために各課がそれぞれ目標を立てまして、特に力を入れて一つずつでも実行しようという「まず一つ運動」の中で、わかりにくい言葉を一掃しようという取り組みを行っているところでございます。職員1人1人が市民本位の考え方で業務に携わりながら、身近なところからの事務改善が必要でありまして、職員の心がけが大切であると考えているところでございます。このような意味におきましても、来年度におきましては、職員研修の一環といたしまして、本市独自の「接遇ハンドブック」を作成いたしまして、その中で役所用語をやさしく言いかえることにつきまして、職員の意識改革に努めてまいりたいと考えております。

なお、議員さんの呼び方につきましては、今後、失礼にならないように心がけてまいりますので、ご了解を賜りたいと思います。

○議長（山本 勝君） 益田 力議員。

○益田 力君 ご答弁ありがとうございました。福祉問題につきましていろいろな面で大分前向きな答弁をいただきまして、本当にありがとうございます。作業所につきましては、倉庫の改築をすることによって対応していくということでございますけれども、どうかひとつ早急をお願いをさせていただきたいと思っておりますし、また、障害者がよりよい環境の中で事がされますよう、今後ともご努力をいただきたいと思います。職員増員につきましては、国の水準より1名多いということでございますので、解いたしますけれども、やはり先ほど言いました納期等でどうしても人が要るようなときには、しっかりとした応援体制ぐらい組めるような、ういう状況でありたいなと思うんですけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

雇用問題につきましては、1.3%ということで法定雇用率を下回ってるということでございます。いろいろとご努力をいただいていると思ひすけれども、国の助成金制度があるわけでございますけれども、その活が年に1件程度というふうに聞いております。やはりそういう助成金制を利用していただひて、簡単な動作で済む機械なんかを、そういう設備導入していったら、もう少し障害者にも対応できるのではないか、このうに思ひます。先ほど述べました福祉工場等、今後いろいろな手段を考ていただきまして、障害者の就労機会の拡大へ今後ともご努力をいただきますようお願ひいたします。

リフトバスにつきましては、1台増車していただけるということでございます。障害者にとりどれだけ心丈夫なことでありましようか。どうか後ともデイサービス事業の充実のために増車の方向でお願ひをいたしたと思ひます。

障害児の対策につきましては、いろいろとご努力をいただひているわですが、特殊学級の設置、これもひとつ精力的に今後とも拡大をしていただくようお願ひしたいと思ひます。就学指導委員会につきましては、保

者と十分話し合っても、その結果、判定にそぐわないという、そして父兄の考えに押し切られてしまうというケースが多くあるように聞いていますので、どうかあくまでも障害児本人のことをまず第一に考えていただきまして、今後とも万全の体制で臨んでいただき、全員が判定どおりの就学ができますようにご努力を賜りたいと思います。

寝たきり老人等の訪問歯科診療につきましては、前向きに検討しているということでございます。どうかひとつ介護家族も必ず対象に入れていただいて、一日も早く実現していただきますようお願いを申し上げたいと思います。

付添看護料の差額負担につきましては、過去何回となく議会で質問されております。今回は少し前向きのご答弁をいただきまして、何か光明が差し始めた感がいたします。どうか一刻も早く実施できますよう最善の努力を賜りたいと存じます。

次に、老人を高齢者に改名ということでございますが、窓口を改名することに対して私は決して固執するものではありません。やはり時代のニーズに合ったそういうイメージ、何とか老人というイメージがよくなっていくように、イメージの転換を図るような配慮をしていただきたい、これが本意でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

学校における福祉教育につきましては、いろいろとご説明いただきまして、了といたしますが、一つここでご要望を申し上げたいと思います。やはり高齢化社会に対応して、他の自治体では高校に専門的な福祉教育を行う福祉科を新設して、専門科目の中で特に老人介護とか入浴等、実習に力を入れて、そういういたわりの心を肌で学ぶという教育が行われております。三重県には保育科や家庭科の高校はありますけれども、そういった専門的なものはございません。どうかひとつ県教育委員会にぜひとも取り入れていただきますようお願いをしていただきたいと思います。

役所言葉の見直しにつきましては、いろいろと取り組んでいただい

ておりますし、また来年の職員研修用にハンドブックをつくるということでございますが、やはり言葉も時代とともに動く生き物であると思います。役所言葉が時代錯誤のひとりよがりな産物にならないように、ひとつ鋭意努力をしていただきたいと思います。

先生呼ばわりということに対しましては、なかなかご答弁しにくいことを申しまして大変に恐縮でございました。この件に関しましては、今後、議員同士の間ものを含めまして、別の機会に提案させていただきたいと思ひます。

以上で質問を終わります。大変ありがとうございました。

〔「関連」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 勝君） 田中基介議員。

〔田中基介君登壇〕

○田中基介君 ただいま益田議員の質問に関連いたしまして、心身障害者対策、高齢者福祉対策の雇用問題についてお尋ねいたします。

私はかねてから発想の転換をしていただきたいと、そして市民の立場でこれからの施策をしていただければ、市長が絶えずおっしゃってみえるこの四日市を住みよいまちにしたい、そしてさらに、ずっとこのまちで住みたいというその姿勢を理事者の皆さん方が実際に実行していただけるかどうか。いろいろの慣習や慣例がございますが、やはり私たちは先ほどの益田議員の呼び名の問題一つにしましても、私たち1人1人が市民の代表者であり、初心不忘で皆さん方の生活しよいように、朝からも豊田議員、坂口議員が叫ばれた、やはり亡くなるまでにしてくれというじゃなくして、何とかしていこうという気持ちになって、皆さん方優秀なお方ですので、知恵をつけていただき、その中から新しい条例も生まれ、施行も行われるんじゃないかと思うんです。ここにいい例がございます。これは、雇用の問題である立派な方が、半生以上かけて福祉対策、高齢者対策に力を入れた方ですけれども、いつの間にか立派に大きくなると、自分の信頼の盲点

の中でミスが犯され、そしてこういう投書が参りました。これは、身体障害者で高齢の方が、高齢者事業団に就職を依頼し登録され、いよいよ面接の段階で恥をかかされたということで、私に投書が来ております。市長、お読みください。時間も来ましたが、こういうふうに市役所も職員がいろいろと「心に残る対応を」とことしはやりました。去年が「はっきりにっこりさわやか対応」、これを皆つけてもらっております。これは結構なんですけれども、実際は、心に残る対応が逆現象になっておるわけです。これでは大変だと思います。その方に申し上げたら、素直に謝りに行って、僕もちょっと油断しておったということと言われましたけれども、やはり環境に支配されていく私たち弱い人間でございます。その意味において、どうかひとつ市民のための施策を実行していただきたい、これをお願いして質問を終わります。

○議長（山本 勝君） 暫時、休憩いたします。

午後1時52分休憩

午後2時11分再開

○議長（山本 勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

毛利道哉議員。

〔毛利道哉君登壇〕

○毛利道哉君 それでは、ご通告申し上げました順に質問をいたします。

まず最初に、市立四日市病院における待ち時間の改善についてであります。

市立四日市病院におきましては、人工透析棟の増築、核磁気共鳴断層撮影装置、コンピューター画像診断装置等々、最新の医療機器の導入を図るとともに、診療体制の充実に努められ、文字どおり北勢地域の中核的医療機関として地域住民の生命、健康、福祉に大きく貢献されていることに対して、この場を借り心より敬意を表するものであります。

最近、外来の患者の数も1日に多いときは1,500人を超えるとも伺っておりますが、ドクターや看護婦さん、それに職員の方々もその対応には大変であると思います。一方、外来患者の方も、待つ身のつらさ、その待ち時間の少しでも短縮されることを望んでいるわけでありましたが、診療前、診療後、それぞれ待ち時間の改善に対しご努力をされている現状と、今後のご構想がありましたら、お聞かせをいただきたいと思っております。

待ち時間の短縮につきましては、私も大いに関心を持っている1人ですが、素人考えながら、ここで、京都桂病院の待ち時間改善例を紹介したいと思っております。京都桂病院は、京都市西京区の阪急京都線桂駅の近く、社会福祉法人京都社会事業財団の経営する総合病院であります。ベッド数666床、うち結核141床、1日の外来数は約700人だそうでございます。過日も私、直接病院を訪ねて見てまいりました。その様子を若干ご紹介したいと思います。

まず、正面玄関を入りまして、中央がちょうど待合室になっておりまして、2階が吹き抜けになっておりまして、ちょうど中央に1台のグランドピアノ、そして2階に通じるエスカレーター、まるでホテルに来たような感じでした。待っている方は、1人の座れるゆったりしたソファに腰をかけていらっしゃいました。玄関を入りまして左手の方に受付がございます。その受付には、総合受付でございますが、そこにテレビのブラウン管様の機械が2台ございました。これがこの桂病院が導入いたしました自動再来受付機でございます。カードを挿入して自分の希望する診療科目を触れますと、自動的に受付票にナンバーが振られて出てくる。そういう仕組みになっております。この受付は、総合受付のほかに5台の診療科目別の自動再来受付機もございました。同じような手順で自分で受け付けをし、自分でその診療科目の何番かというのがわかる仕組みになっております。そして、受付の後方には大きな電光掲示板がございまして、各診療科目別に、現在受け付けの診療中の番号が電光で全部掲示をされる仕組

みになっております。この電光掲示板は、その総合受付の後方と同じものが地下1階のレストランとか、売店とか、ちょっとしたゆったりしてサロン風のところがございまして、そこにも同じものがございました。ですから、これを導入して、この桂病院は、今まで非常に待ち時間についての苦情が多かったわけですけれども、全くゼロに等しいほど解消したそうでございます。つまり、今まではなかなか自分の順番というのがわからない。そのために診療窓口にずっとみんなが待機している。いらいらが募ってくる。そのいらいら解消をこの最新のメカを導入することによって解消したという、これは実例でございます。この病院は、同じように薬局も電光掲示板でやっておりますけれども、四日市の市立病院とは全くこれはまた違います。例えば、現在 286番までの薬は全部できております。現在、何番までは受け取りに来て結構ですという電光掲示がぱっと出まして、その中で特に調合がおこなわれている薬につきましては、その特定のナンバーが別個に出まして、約10分お待ちくださいと、こう出るわけです。これはやはり病院の中の一つの情報管理、言うならば、こういう外来の患者さんに対して正しい情報を伝達することによって、そういういらいらを解消しよう、こういう一つのあらわれじゃないかなと、こういうものでございました。

これはそのまま四日市の市立病院に導入するというだけでも私はないと思いますが、現在、市立四日市病院はオーダーリングシステム、待ち時間の予約制度をとっておりますので、全くそれを導入するというわけにいきませんけれども、やはりこういう最新のいろんな科学的なメカは導入できるものがあれば、積極的に導入を図っていただいて、少しでも待ち時間の解消に努めていただきたい。全く解消するというわけにいきませんけれども、少しでも短縮するご努力をどうかひとつお願いをしたい、こういう意味から、京都桂病院の例を出ささせていただきました。

先ほど申し上げました、玄関を入れて真ん中部分にグランドピアノがあると、これも聞きましたところ、月1回、患者さんと地域の住民に集まっ

ていただいて、ミニコンサートというんですか、例えばシャンソンを歌っていただく、弾き語りの何かそういうものやっていただく、そういうような地域に開かれた診療としての努力も一生懸命なさっているということがうかがわれました。すべてが参考にはなりませんけれども、市立四日市病院におきましても、いろいろな面で待ち時間の解消を図られると思いますが、そこら辺の今後の構想等がございましたら、お聞かせをいただきたい、こう思うわけでございます。

2番目は、オープンいたしましたおもちゃ図書館についてであります。

障害児と健常児がともに遊べる場所としまして、本年8月、総合会館の3階におもちゃ図書館がオープンいたしました。このおもちゃ図書館は昭和59年6月定例会での一般質問で私どもの会派の大島議員が提言されたものであります。オープンいたしまして4カ月ほど経過したわけですが、現在までの利用者の状況等を若干お尋ねをしたいと思っております。

まず、オープン以来の利用者の数はどの程度なのか、できましたら健常児、障害児ということでお聞かせをいただきたい。また、利用者の声を若干私も聞いておりますが、一つは、現在50㎡の広さでございますけれども、ごらんになった方はまず最初に受ける印象は狭いなという感想じゃないかなと思います。広さについてのお考え、ここら辺もお聞かせをいただきたい。

それから、利用者の声といたしまして、駐車の問題があります。30分間無料でございますけれども、利用される方は、せめて1時間30分か2時間ぐらいは駐車が無料にならないかな、せっかくおもちゃ図書館に来て、障害を抱えた子供の機能回復、そういうものを利用していただくわけけれども、30分しか無料にならない、その点はどうか、そういう声がございまして。

それともう一つは時間の問題ですが、現在、10時から15時までの時間だそうでございます。せめて16時、17時まで延長してもらいたい、こ

のような声も若干あるようでございます。そこら辺のことにつきましての当局のお考えをあわせてお伺いしたいと思います。

また、おもちゃ図書館という図書館と銘打つからには、やはりおもちゃの貸し出しがあってこそ図書館としての機能を果たすわけでございますけれども、現在のところ、貸し出しの状況はほとんど皆無に等しいとも伺っておりますけれども、そこら辺、今後の取り組み等についてもあわせてお伺いをしたいと思います。

いずれにしましても、ボランティアの方々がこの運営に関しては大変ご尽力を賜っていると、このように聞いております。この場を借りて敬意を表するとともに、せっかくオープンしたこのおもちゃ図書館を大いにこれから活用をいただきたい、このように思うわけでございます

以上、ご答弁を賜りたいと思います。

3番目の農業公園についてお尋ねをいたします。

私がいまさら申すまでもなく、我が国の農業は現在、いろいろな分野で困難な問題に直面をいたしております。ことしの米の収穫も終わりましたが、農家の方々の顔色もいまひとつつきえません。出口の見えない減反、大きくのしかかる借金、高齢化、後継者難等々、それに市場開放問題が加わり、この先どうなるのかといった将来への不安が頭から離れることはできません。こうした将来への希望のなさがますます若者を農業から遠ざけ、日本の農業はこのままでは自然死を待つだけという声まで聞かれるきょうこのごろであります。米は自由化からではなく、内部から崩壊を始めている、そのように指摘する人もあるわけであります。農家の方々が心から収穫の喜びを味わえる日が再び巡ってくるのかどうか、大変重大な時期を迎えているわけであります。このような現状は、当四日市の農業においても同様でありましょう。このような時期においてこそ、四日市の農業を一般の市民の方々に広く理解していただく必要があります。

そこで、私は、10haから20haの規模の農業公園の建設を提言するもので

あります。神戸市には31haに及ぶ敷地を有する農業公園があり、ワイン城の愛称で神戸市民から親しまれ、ワイン工場が中心施設となっておりますが、私ども四日市は独自のものを考えればよいと思っております。提言でありますので、少々時間をちょうだいし、私見を述べさせていただきたいと思っております。

咲き香る四季の草花、緑したたる木々、果樹園、茶畑、牧場、市民菜園、茶室、人口のせせらぎに水車小屋、ホテルの里、展望台、体験研修室、市民の森、散策路、それに地場産品を味わうことのできるレストハウス等々、ちょっと考えただけでもいろいろ頭に浮かんでまいります。話は変わりますが、最近、ぜいたくの意味が変わりつつあるようでございます。土や緑や水など、もともと自然界にあったものを、いまや人々はまるで宝物の話をするように語り始めているのであります。

そこで、一つ、自然との豊かな出会いの場。二つ目、ときめきと安らぎの場。3番目、人と人との交流の場。4番目、新しい文化の創出の場。以上四つが農業公園の基本的コンセプトであり、人間としての生きがいの発見、自然への回帰がテーマとなりましょう。この農業公園の目玉の一つはあくまでも自然であります。土であり、緑であり、太陽であり、水といった自然そのものであります。そして、いろいろな施設の中でももう一つの目玉はレストハウスの中身でありましょう。

ところで、最近、オーベルジュという言葉がよく聞かれるようになりました。日本語では西洋旅籠と訳され、南フランスに多い業態で、基本コンセプトは都心から離れた風光明媚なる地に、その地方のものをふんだんに使った一流レストランであり、そこでは宿泊もできるということで、あくまでもレストランが主体で、従来のホテルとは全く発想が逆であります。日本でもフランスで修業したシェフが増えるに従って、オーベルジュを開くのが夢だそうであります。南フランスの農家をイメージしたしょうりゃな建物、客室数はわずか7室、ドアをあけると廊下には見事な萬古焼きの

つばに色鮮やかなサルビアの花、ラウンジはアールヌーボーの調度品で統一され、太陽がさんさんと降り注ぐサンルームでは、宿泊客が新聞を読みながら香り高い水沢のお茶、ラウンジに続く中庭からは伊勢湾が一望でき、西の方には鈴鹿の山々、空も海もその動きをとめてしまったようなけだるく静寂な午後のひととき、都心部から車でわずか30分足らずで味わえる非日常性、農業公園のレストハウスはこのようなイメージではないかと思えます。できるならば、市民待望のシティレストランの誕生であります。四日市市民のみならず、周辺の市町村からも家族そろって気軽に憩える場となればすばらしいと考えますが、いかがでしょうか。場所は水沢地区か桜、川島地区等の適当なところと考えますが、市制 100周年の記念事業の一環として、四日市の農業をより一層発展、理解していただくためにも、ぜひとも必要な施設と考えますが、構想なりお考えがあれば、ご所見を伺いたいと思えます。

第1回目の質問を終わります。

○議長（山本 勝君） 病院事務長。

〔病院事務長（中村 督君）登壇〕

○病院事務長（中村 督君） 外来患者に対します待ち時間の問題につきまして、ただいまご提言をいただいたわけですが、従来から待たせない外来を目指しまして、診療室の増設、時間予約制度の導入、医事会計の電算化等、これまでも幾度も検討を加え、改善に努力してまいったわけですが、しかしながら、昨今の患者数の増加、医療情報量の増加等によりまして、患者さんにご迷惑をかける状況もございます。

そこで、この問題を根本的に解決するには、医療情報のネットワーク化によりましてオーダーリングシステムの導入が不可欠でございます。当院も63年度から種々検討を重ねてまいりましたが、導入している病院が大学病院が中心で、当院規模の病院での実績は少なく、経費も相当以上に要すること等を勘案しまして、段階的に導入することが最も適した方法ではないか

との結論に達しております。

そこで、まず第1次としまして、オーダーリングシステムに移行する前段階として、医事会計部門と薬局での待ち時間の短縮を目指して開発中でございます。平成3年7月には稼働できる予定でございます。これによりまして、増大する患者数にも十分対応できるとともに、待ち時間の短縮ができるかと確信をしております。

また、ただいまご提言をいただきました京都の桂病院の患者番号表示板等のいわゆる自動再来受付システム等の構築の例を挙げられたわけですが、本格的な導入を目指しまして、引き続き実施いたします第2次開発の中で当院の事情に合った待ち時間対策をよく検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（山本 勝君） 福祉部長。

〔福祉部長（田中昌治君）登壇〕

○福祉部長（田中昌治君） オープンしたおもちゃ図書館についてお答えいたします。

おもちゃ図書館は、おもちゃを通して子供たちの豊かな遊びを広げ、お母さんやボランティアとおもちゃで遊ぶことによって、生き生きと楽しいひとときを過ごせるように願って設け、ハンディキャップを持つ子も持たない子もすべての子供に開放し、年末年始を除く毎日開館しております。ことし8月にオープンいたしまして、11月までの利用状況は、8月 996人、9月 769人、10月 751人、11月 588人、1日平均は25.4人でございます。そのうち障害児と思われる方は子供の数の10%前後でございます。

駐車料金につきましては、障害児の乗った車に限りまして、30分以上でも無料にならないか、検討してみたいと存じます。それから、開館時間でございますが、現在、10時から3時までとしておりますが、来年度からの時間延長を考えております。

それから、部屋のスペースにつきましては、確かに狭うございますので、

子供の多い日は福祉センターのほかの部屋を弾力的に活用してまいりたいと存じます。

それから、おもちゃの貸し出しでございますが、来年度、買い足しを計画しておりますので、来年じゅうには障害児に限って貸し出しをする予定でございます。

○議長（山本 勝君） 農林水産部長。

〔農林水産部長（黒田昭公君）登壇〕

○農林水産部長（黒田昭公君） 第3点目の農業公園構想のご提言についてお答えをいたします。

ご提言にございましたように、神戸市におきましては、神戸ビーフあるいは神戸ワインといったような地域特産物を生かした農業公園が開設されており、全国的にも注目されているところでございます。このような施設は近年、生活にゆとりと潤いを求める市民ニーズの高まりから、時代の要請としてますます必要となっております。本市におきましては、ふれあい農業の一環といたしまして、既に昭和58年から市民菜園の設置、あるいは茶摘み体験等を実施しておりますが、本年より新たに水沢地区においてお茶の資料館、研究施設の整備に着手しており、農業者のみならず、一般の方々にも広く開放し、近隣の少年自然の家あるいは多目的広場の利用と合わせて親しんでいただく計画でございます。また、第5次基本計画の中でも、これと隣接した乳牛育成場を核としたふれあい牧場構想も考えているところでございます。本市における大規模な農業公園につきましては、今後とも地域の特色を生かしながら、研究、検討の必要があらうかと考えております。

なお、現在、農地造成中の川島地区におきましては、観光農園あるいはレストハウスを中心とする農業公園構想がございまして、地元関係者の協力を得ながら実現を図ってまいりたい、このように考えております。

なお、平成3年度から計画をいたしております（仮称）四日市市制 100

周年記念事業基本構想懇話会の中でも記念事業の一環としてご提言いただきました農業公園構想を研究、検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解をお願いいたします。

○議長（山本 勝君） 毛利道哉議員。

○毛利道哉君 ご答弁ありがとうございました。

市立四日市病院の待ち時間、特に現在の診療科目の中でも眼科の例をとりますと、例えば再来の患者の方が8時30分に一応予約をとる。しかし実際は診療が10時ごろになって、会計を済ますと11時ごろになる。そんな状況ですね。特に、藤岡先生というような立派な先生もいらっしゃるということもあらうかと思いますが、眼科の待ち時間というのは大変であらうかと思えます。先ほど事務長が今後のご計画を述べられましたが、どうかひとつ随時整備をしていただきまして、患者の皆さんのいらいらをぜひとも解消をしていただきたい。要は、これは患者サービスの一環としての病院内の情報伝達のあり方、こういうものが問われておるんじゃないかな、こういう気がするわけでございます。どうかひとつ鋭意ご努力をいただきたい、このようにご要望する次第でございます。

2番目のおもちゃ図書館に対しましては、いろいろと駐車の問題、時間の問題、貸し出しの問題、今後いろいろとお取り組みになると、こういご答弁でございました。おもちゃ図書館、せっかくできたわけでございますので、この図書館に寄せる期待は非常に大きいものがあるかと思えます。街に一般の図書館や教育施設があると同じように、このおもちゃ図書館もひとつ市民全員が力を結集して新しい地域に根ざした文化の拠点として、ひとつ見守り育てていく必要があるんじゃないかな、そういう気がするわけでございます。今後、一層のお取り組みをご要望しておきます。

3番目の農業公園、私なりの構想でございますが、ご専門の英知をひとつ結集していただいて、実現にご努力をいただければ、これに過ぎたことはございません。いつでしたか、これは三重北勢地域地場産業振興センタ

一でイベントについての講演会がございました。講師の方の名前、私ちょっと忘れましたが、その講師の方が、四日市はかつて開催いたしました「四日市大博覧会」、これは農業が中心テーマであった。そういう点を踏まえて、この四日市の農業にスポットを当てられたのを私非常に記憶に残っております。東には長島温泉、西には鈴鹿のサーキット等々、そういう施設があるわけですから、そういう東西には全くない四日市独自のものは何なのか。以来、自分ながら考え温めてきた次第でございます。

従来までは、都市は人、物、金という、そういうネットワークの拠点としての力を発揮し、また、事実大きく発展の基盤となつてまいりました。しかし、今や大きく変わろうとしております。工業、商業といった物の生産とか流通、それに基盤をあくまでも置きながらも、人が集まり、情報を交換し、知的な刺激、新しい出会い、そういう場が提供されるならば、つまり文化的な側面というものがこれから有力な業態になろうとしております。都市の発展をリードするのは、そのような新しい波とは何か、その新しい波というのは遊びの中に働きを発見し、働きの中に遊びを見出そうという、そういう人々が集うところに生まれるのではないのでしょうか。人間としての生きがいの発見、自然への回帰、四日市市民はもちろんのこと、内外の人々が集まって交流し、そこにエネルギーが生まれてくる。都市は活性化し、発展の大きな波が巻き起こってくるのではないかと考えるわけでございます。

かつて「ウサギ追いしかの山、コブナ釣りしかの川」、「ふるさと」という、歌がございました。山は青きふるさと、水は清きふるさと、単なるノスタルジーにも似た、私自身もこれは幼い日の思い出でありますけれども、私どものふるさと、それはまぎれもなくこの四日市をおいてはないわけでありまして。自然は喪失しつつある。そういう意味からも、この農業公園が本当に市民のふるさと感情を呼び起こし、そしてその心を満たしてくれる、そういう意味からもぜひとも建設をされんことを期待するものであ

ります。

以上をもって質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（山本 勝君） 暫時、休憩をいたします。

午後2時44分休憩

午後3時3分再開

○議長（山本 勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

水野和子議員。

〔水野和子君登壇〕

○水野和子君 きょうは先輩の議員OBの方々が来ていただきまして、本当に私、面映ゆい感じがいたします。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

先日、市長は、地区懇談会の席場で、結婚式に招かれたとき、高齢化社会が急速に進んでいる中、新生児の数が減少している。将来、生産人口が減り、大変である。ぜひとも子供さんをたくさん産んでくださいとあいさつをしたという意味のことを話されました。市長は、子供を産み育てるということをどのようにお考えになっていきますか、まず最初にお伺いしたいと思っております。

働く婦人が増大する中で、出生率の低下が大きな社会問題となっております。労働省が12月2日に発表しました90年版の婦人労働白書によれば、昨年の1989年は女性労働者が大幅に増え、史上最高の1,749万人で、15歳以上の女性人口の3人に1人が働く女性です。増加数、率とも男性を上回り、労働者総数の37.4%に達しています。増加数の約半数を40歳代が占めるなど、中高年齢層のパート労働の伸びが大きいのが特徴でございます。また、この白書では、女性労働者が、結婚、出産、育児をしながら充実した職業生活を送るために、育児休業制度や保育所の拡充などが求められていることを浮き彫りにいたしております。女性労働者を年齢別に見ますと、30歳

から34歳が谷底になるM字型になり、結婚で一時期家庭に入った後、再就職をしています。働き続ける上での困難は育児が最も多く58.6%、次いで老人や病人の世話48.7%となっています。この制度導入の企業では、出産した女性の43.2%が育児休業を利用し、そのうち89.6%が復職をしています。この白書でも、女性が仕事を中断せず働くためには、育児休業制度や保育施設などが必要だとしています。しかし、先ほども述べたように、多くの女性が働き続けたいと願っているにもかかわらず、出産、育児のためにやむを得ず仕事を中断し、出産、育児の後、パートで働きに行くという結果が先ほどの統計にも出ています。安心して子供を産み育てる条件が整ってこそ、たくさんの子供を産むことができるのではないのでしょうか。私は、子供を産み育てる女性の立場から、幾つかの条件整備についてお尋ねをしたいと思います。

第1番目には、出産についてでございます。中小業者や農業、零細企業でお働きの女性の皆さんは、国民健康保険の加入者です。国保加入者には産前産後の出産休暇の保障もありません。産前産後安心してゆっくり休みたいという願いは切実です。国保にも健康保険並みの出産給付、産前産後の休業保障が必要であります。さしあたって、出産お祝い金の創設と出産子育てヘルパー制度の設置ができないかお尋ねをいたします。

2番目には、産後安心して働ける保育ということで、現在、就労時間に見合った長時間保育を保育士や行政のご努力によってされておりますが、男女雇用機会均等法により、女性も深夜業の仕事につかれる方が増えてきております。夜間保育所も切実な問題となっておりますが、いかがでしょうか。

三つ目には、学童保育についてでございます。国では児童健全育成事業の一部から独立した事業として、指導員の人件費を91年度から新しく予算化をしようとしています。四日市市では、青少年教育費の中の留守家族児童保育事業として自治会に管理を任せ、補助金を出すだけで、国や県から

の補助金も一切もらっていないと聞きました。私の周りの若いお母さん方がせっかく保育園で長時間保育をされ、安心して働くことができたのに、小学校へ入学したらかぎっ子になり、どうしたらよいのかと困ってみえます。放課後安心して過ごすことのできる施設を指導員の方のいる学童保育所を小学校区ごとに1カ所設置しなければならないと思いますが、いかがお考えか、お尋ねします。

次に、給食の問題であります。これまでもたびたび申し上げてきましたが、愛情弁当論で親の責任が強く主張されてきました。しかし、子供の健康にとっても、また、家庭労働の過重による母親の健康にとっても心配であります。子供の成長にとって必要なバランスのとれた食事を栄養士の方や給食婦の方々心が込めてつくってくださった給食弁当は、愛情弁当にもまさるものでございます。母親は職場で働いたほかに、家庭でも家事、育児をやらなければなりません。しかも、社会や家庭の中で女性の位置がそのままの状態で女性がどんどん進出し、男性と同じような仕事を求められるとき、働く女性の健康を考え、負担を減らす上でも給食は必要だと思いますが、いかがでしょうか。

次に、育児休暇制度、看護休暇についてでございます。仕事と家庭の両立ができず、退職せざるを得ない女性が後をたたない中、育児や看護休暇の法制化は働く女性にとって強い要求になっております。私の手元にある先生からのしがきが届いていますが、この先生は、39年間にわたる教職を辞することになりました。その完投目前の降板投手の無念の心境そのまま現在の私の偽りのないところでございますが、幸い健康にも恵まれておりますので、しばらくは主婦専業兼孫守り業に専念し、春の到来を待つて再び第2の人生を踏み出したいと念じております。こんなあいさつ状をいただきました。先生は非常に無念だったと思います。看護休暇があったらこんな無念な思いをされることもなかったであろうと思います。

以上、いろいろ申し上げましたけれども、12月5日付の中日新聞では、

百五経済研究所で教育費と教養費に関するアンケート結果を発表しています。この調査では、おぎゃあと生まれてから大学卒業までにかけた平均教育費が1,377万円、高校卒業まででも619万円かかり、子供をたくさん産みたくても産むことができないのが今の状況ではないかと思えます。

以上、市長のご所見をお伺いしたいと思います。

○議長（山本 勝君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 確かに私は、地区懇談会等で今日の日本の人口構成の問題について若干触れております。しかし、それは特別何かを意識して私は触れたわけではありませんで、事実をお話を申し上げながら、老人の私が若い人にお願ひできるとすれば、そういうことしかないなと思ってお願ひをしたということでございまして、制度上の問題につきましては、それぞれの部課で検討をいたしておりますので、各部の方からお答えをさせていただきます。

○議長（山本 勝君） 福祉部長。

〔福祉部長（田中昌治君）登壇〕

○福祉部長（田中昌治君） 福祉部担当の事項についてお答えをさせていただきます。

出生率の低下は大きな社会問題となっております、その対応は本市にとりましても重要課題として認識しております。また、働く女性が増加する中で、女性が働き続けながら結婚、出産、育児を続けるためには、行政としての対応も必要だと考えております。本市におきましては、保育事業として乳児保育、長時間保育、延長保育を実施しております。また、地域との交流を図るための地域交流事業、さらには児童健全育成のための児童館事業を実施しております。夜間保育、出産祝い金については現在研究中でございます。

○議長（山本 勝君） 教育長。

〔教育長（岡田久江君）登壇〕

○教育長（岡田久江君） 学童保育の問題についてお答えいたします。

本市では、地域社会におきまして対策が講じられまして、住民に支えられた学童保育事業が展開されており、健全育成に効果を上げていただいております。助成金制度というのを48年から採用いたしております、これも事業の側面から援助していきたいと思っております。

それから、給食のことですが、賛否両論がさまざまに出ております。現在は、給食問題検討委員会の専門委員会を初め、各方面からのご意見をお聞きしているところでございます。学校給食の果たします役割としましては、いろいろございますが、結果的には女性の社会進出の一条件となる面もあるでしょうが、私としましては、その実施の是非はただ単に保護者の負担を学校が肩がわりするというだけではなくて、教育的な意義の裏づけがなされるべきであると考えております。

○議長（山本 勝君） 商工部長。

〔商工部長（佐々木龍夫君）登壇〕

○商工部長（佐々木龍夫君） 育児休業制度の制度面に関しましてお答えをいたします。

育児休業は現在、ちょっと長い名前の法律になりますけれども、「義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律」、こういう法律に基づきまして国家公務員と地方公務員の女子職員、看護婦、保母などを対象として認められておるところでございます。その他の職種の女子労働者につきましては、昭和61年4月に施行されました男女雇用機会均等法によりまして、育児休業導入の努力義務が定められているにすぎないところであります。こうしたことから、育児休業法の制定に向けましては、平成元年3月の当議会で地区労から出されました請願書が採決をされまして、国へ意見書として提出されたところでございます。

働く女性にとりまして、職場と家庭生活の両立は極めて切実な問題でございます。出産、育児、家族介護で退職しなくてもよい制度の導入が強く求められているところでございます。したがって、国の方も男女雇用機会均等法に基づきまして、育児休業制度を導入した企業に対しまして、育児休業奨励金を支給いたしまして、その普及に努めているところでございますが、平成元年度現在の全国の普及率は19.2%と低い水準にとどまっているところでございます。こうしたことから、国では制度の確立を図るため、育児休業の請求権を求める育児休業制度について法案の提出も含めまして検討がなされているところでございます。また同時に、本格的な高齢化社会の到来に向けまして、家族介護休暇制度の導入も強く求められておりますので、国においても同じように議論がなされておるところでございます。

市といたしましては、企業に対しまして、男女雇用機会均等法の趣旨及び育児休業助成金制度の周知徹底を図りまして、さらに一層の啓発に努めてまいりたいと、そのように思っております。

○議長（山本 勝君） 水野和子議員。

○水野和子君 大きな問題の割にご答弁が簡単ではなかったかと思えます。私は、市長にお尋ねしておるんです。その基本姿勢をお尋ねしたいわけです。一般質問を出しましたときに、市長のご答弁がいただきたい、市長はどこへ行っても市長でございます。地区懇談会で市長の立場でそのお話をされたんだと思えます。市長が、女性、特に働く女性に対してそのようなお気持ちだということは初めてきょうお伺いしました。本当にこの四日市でも、そして地球の人口の半分以上を婦人が占める中で、四日市の市長として女性に対してこんな思いでいいのでしょうか。また、福祉部長の答弁にいたしましても、何ですかあれは。紋切り型で、私はいつも腹だたい思いをいたしております。質問も今度3月しかございません。私たちは住民の代表でこの場所に来て、そして発言をいたしておるのでございます。

もっと誠意のある答弁があってもしかるべきではないですか。研究中と言われている夜間保育についても、これは具体的にされるのでしょうか、もっと誠意のある答弁がいただきたいと思えます。

学童保育の問題、津市では小学校区に一つずつあります。それは市長のやる気があるかないかだけの姿勢だと私は思います。私は、女性がこの議場でただ1人だということを非常に残念に思っております。今度は大勢の方が出られるとは聞いておりますけれども、男性社会の中で女性が生きていく、そして肩を並べて進出していくということは、並み大抵のことではございません。もう一度市長のご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（山本 勝君） 市長。

○市長（加藤寛嗣君） お答えをいたします。

私は、率直に地区懇談会で申し上げたことを申し上げただけでありまして、女性の立場をどう考えるかという問題になれば、おのずから問題は別だというふうに思っております。これは私は、水野和子議員と必ずしも意見は一致しないというふうに思っておりますが、社会というのは男性、女性ともあってできているわけでありまして、今日まで私自身も自分の家族を抱えながら随分苦勞をして生きてきたつもりであります。もちろん、その半分以上は家内の力によるものだというふうには思っておりますが、制度の問題になれば、おのずからその時代、その時代の特色があるだろうというふうに思っております。その件については各部でしっかり検討をしてもらっておりますので、先ほどのようなお答えをしたつもりであります。水野和子議員におしかりをこうむるゆえんは毛頭ないというふうに確信をいたしております。

○議長（山本 勝君） 水野和子議員。

○水野和子君 考え方が違うとおっしゃいますけれども、それは千差万別いろいろな方がこの議場にはいらっしゃいます。また、市民もいろいろな立場の方がみえます。それを私個人の問題にすりかえて、私が言っている

のが個人の意見の違いだとおっしゃるのだったら、もう一度答弁を願います。大勢の市民に向かって言ってください。

○議長（山本 勝君） 市長。

○市長（加藤寛嗣君） 私は、女性問題についての水野和子議員の考え方と私の考え方が違う面があるだろう。これはやむを得ないと、私はそう思っております。

〔「関連」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 勝君） 小井道夫議員。

〔私語する者あり〕

○小井道夫君 関連で発言をとりましたので。

〔私語する者あり〕

○小井道夫君 実際に社会の現象としての出生率が低下をして、生産人口も減っているということをあえて取り上げられておる。

〔私語する者あり〕

○議長（山本 勝君） 関連は自席からでいいです。

〔私語する者あり〕

○議長（山本 勝君） 暫時、休憩をいたします。

午後3時26分休憩

午後4時34分再開

○議長（山本 勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際申し上げます。関連質問の方法について議員各位の間で申し合わせの解釈に差異がございましたので、先ほどの議会運営委員会において再確認がされたところであります。この結果、今定例会においても、6月7日の議会運営委員会における申し合わせどおり、関連質問は自席で起立の上、行うことが確認されましたので、ご承知いただきますようお願いいたします。

それでは、休憩前に引き続き、小井議員の発言を許します。

小井道夫議員。

○小井道夫君 市長が地区懇で、新婚さん、若い結婚された方に、「たくさん子供を産んでください」と、そういうふうに言われたことについてはそれなりの意味があると思います。問題は、市長が一環して重視してみえました地区懇の場において、しかも市長という職において、そして新しいこうした問題がみずから提起されたわけでございます。したがって、そういう問題認識の上に立って、今後どういう市政展開をこの分野で図っていくのか、こういう点について具体的に説明が欲しかったという意味でもあると思います。

しかし、実際にこの問題を取り上げてここで水野和子議員からお聞きしましても、各部長から説明がありました内容は、従来の延長線上でしかございません。例えば学童保育の問題でも、従来とられている方針を説明されたにとどまっております。本当に出生率が低下し、将来の生産人口が心配されるという中で、やはり四日市施策として市長自身がそういうご認識を、そして心配をなさっているというならば、この面でどういう新たな施策の展開をすべきか、これまでの施策の見直しの上に立って、そして新しいものを期待したいと、これがお話を聞いた市民の気持ちであり、私どもの気持ちであるところでございます。この学童保育についてさらに一層そうした認識の上に立って前進させるお考えか、また、夜間保育については検討しているというお答えがございましたけれども、これを実施する方向で、そういう意味合いでの検討段階に入ったのかどうか、もう少し実のある、気持ちのある答えをいただきたいということでございます。

なお、中学校給食の問題について、教育長は、単に負担の軽減というだけでなく、教育効果、そういう面も考えるとおっしゃいました。まさにそのとおりでございます。そういう面からも積極的な中学校給食実施に教育長みずからが立たれるということが望ましいと思うわけでございますが、

改めてお考えを伺いたいと思います。

○議長（山本 勝君） 福祉部長。

○福祉部長（田中昌治君） 夜間保育の件についてお答えさせていただきます。

実はこの問題につきましては、去る9月議会の教育民生委員会の中で議論をしていただきまして、その結果、委員長の方から、「今後、福祉部で研究せい」というご指示をいただきましたので、研究中だとお答えをさせていただいた次第でございます。

○議長（山本 勝君） 教育長。

○教育長（岡田久江君） お答えいたします。

私は、いずれの制度におきましても、現在のものがいつまでもそのままよいかというと、そうでないと考えますが、やはり時代の趨勢に順応して見直しをしなければならないときもあると思います。今後とも、いかなる時代が到来するのか、的確な把握に努めまして、時代に合った制度となるような努力が必要というような理解をいたしております。

○議長（山本 勝君） 小井道夫議員。

○小井道夫君 改めて市長のご答弁をお願いいたします。

○議長（山本 勝君） 市長。

○市長（加藤寛嗣君） 人口問題と直接につながっていくかどうか、その辺については私と少し考え方が違うようでございます。したがって、本件については、先ほど福祉部長なり、あるいは教育長なりがお答えをいたしましたように、なお今日の状況でどういうふうに改善をしていくかということについては、全体とのバランスの上で考えてみたいというふうに思っておりますので、それぞれの検討結果が出た段階で判断してまいりたいと、こう思っております。

○議長（山本 勝君） 本日はこの程度にとどめることにいたします。

次回は明日午前10時から会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

午後4時41分散会

会 議 録

第 3 日

(平成 2 年12月11日)

○議 事 日 程 第 3 号

平成 2 年12月11日 (火) 午前10時開議

第 1 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員 (39名)

青 山 弘 忠
小 井 道 夫
伊 藤 信 一
伊 藤 正 数
伊 藤 雅 敏
宇 野 長 好
大 島 武 雄
大 谷 茂 生
川 村 幸 善
喜多野 等
久 保 博 正
小 林 博 次
後 藤 長 六
坂 口 正 次
佐 藤 晃 久
田 中 武
田 中 俊 行
田 中 基 介
谷 口 廣 睦

豊田 忠正
 中村 信夫
 野崎 洋
 野呂 平和
 橋本 茂
 橋本 増蔵
 長谷川 昭雄
 古市 元一
 堀内 弘士
 前川 辰男
 益田 力
 水野 和子
 水野 幹郎
 毛利 道哉
 森 真寿朗
 森 安吉
 山口 孝
 山路 剛
 山本 勝
 渡辺 一彦

○欠席議員（0名）

○出席議事説明者

市	長	加藤 寛嗣
助	役	片岡 一三
助	役	加藤 宣雄
収	入 役	毛利 道男

調整 監	伊藤 長爾
市長公室長	栗本 春樹
総務部長	石川 徹夫
財政部長	鈴木 一美
市民部長	米津 正夫
福祉部長	田中 昌治
商工部長	佐々木 龍夫
農林水産部長	黒田 昭公
環境部長	鵜飼 滋
都市計画部長	前川 鉦一
建設部長	竹村 二郎
下水道部長	西田 喜大
消防長	島村 隆彦
消防次長	浜谷 敏彦
病院事務長	中村 督
水道事業管理者	奥山 武助
水道局次長	藤田 高司

教 育 長	岡田 久江
教 育 次 長	宮田 勉

代表監査委員	樋尾 裕
--------	------

○出席事務局職員

事務局 長	長谷川 昭彦
議事課 長	伊藤 千秋
議事課長補佐	福島 和幸

議事係長 玉田 耕 士
主 事 井 上 紀久夫
主 事 水 谷 正 昭

午前10時2分開議

○議長（山本 勝君） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は、35名であります。

本日の議事は、一般質問であります。

日程第1 一般質問

○議長（山本 勝君） 日程第1、これより一般質問を昨日に引き続き行います。

順次発言を許します。

橋本 茂議員。

〔橋本 茂君登壇〕

○橋本 茂君 おはようございます。

私は、質問の第1に、来年度の予算と施策についてお尋ねをいたします。

加藤市長は、さきの10月臨時議会におきまして議案説明の際に、本市の今後の市政運営に触れて、ハイテク工業団地、鈴鹿山麓研究学園都市構想を初め、伊勢湾岸道路、北勢バイパス、中部新国際空港等々の大規模プロジェクトを促進することによって、産業財政基盤の整備を図る旨を強調してみえます。これは既に基本構想や5カ年計画に盛り込まれている課題であり、その際にも議論をしたところですが、私どもはそれらの大規模プロジェクトは10年あるいは20年先の国の事業であり、また多くは関係する大企業を大きく利する事業になると指摘してまいりましたし、今も指摘しなければなりません。今必要なことは、何よりも市民の生活に密着した都市

基盤整備であり、福祉、教育のきめ細かな施策の充実こそ急がれ、優先させて取り組まれねばならない仕事だと思います。

すなわち、来年度中心部の交通渋滞の解消を促進させる道路整備や、下水道事業の普及促進、公営住宅の増設、さらに福祉、教育諸施設の充実、また環境破壊から自然と市民生活を守る問題、お年寄りや弱者へのきめ細かな福祉サービス制度の充実などなどを目標を明確にして、どのように、どこまで取り組むのかを明らかにすることです。来年度の予算編成と施策の方向の基本をそこに置くべきだと考えますが、市長はどういう姿勢で臨まれるのかを、まずお聞きするものであります。その上に立って、私はさらに二つの分野を特に取り上げていただきたいと思います。

一つは、道路予算であります。

10月の決算を議論した議会でも、私は討論の中で指摘をいたしました。当時は2年度の9月補正予算を含めて28億269万円、元年度は28億8,400万円でしたが、この12月補正案を含めた2年度予算は、道路橋梁事業費で29億3,489万円になりました。元年度との比較では前年比1.76%増でありますけれども、わずかな伸びにとどまっています。市長は、3月予算議会の答弁でも、また昨日の答弁でも、道路予算思い切った措置をとおっしゃっておられますが、そのわりに具体化されておりません。市内の朝夕の道路渋滞は、多くの市民から厳しい批判的な声、解消への取り組み促進の声等が重なり合ってきており、今や市政の一大課題であります。主要な交差点改良だけでも18カ所、約20億円の事業だと試算されておりますが、市長がやる気ならば来年度から2カ年で取り組める事業であります。ぜひ思い切った予算措置を取るべきだと申し上げますが、いかが対処されるのでしょうか。

さらに二つ目は、福祉の充実の課題です。

特に老人の医療、健康に関する事態は深刻です。国の福祉切り捨てが進行する中で、さらに病院から老人の追い出しが始まり、強まっています。

昨年、四日市では、担架で病院から運び出され、転院を余儀なくされ、その後実はお亡くなりになるという悲惨な例もございました。こんなことが繰り返されてはなりません。また、特別養護老人ホームに入りたくても入れない待機者は、四日市で55人を数えると聞いています。来年度病院の老人ベッドの増床、特別養護老人ホームの公的な建設促進による待機者の解消など、どこまで取り組まれるのか、明らかにしていただきたい。

以上、来年度予算と施策に関してお尋ねをいたします。

2番目は来年の固定資産税評価替えは中止をという問題であります。

この問題は、既に6月議会で我が党議員団の水野和子議員が取り上げてただしておりますが、その後の推移の中で、政府はあくまで評価替えを強行しようとする動きを強めています。11月5日には、四日市市で最高基準値価格が28.2%の上昇率と発表されました。来春の評価替えが市民にとって大增税となつては、暮らしは守れません。12月6日明らかにされた自民党の新土地保有税を柱とした土地税制改革大綱を見ますと、自民党は、評価替えによる固定資産税の増税を当然視した上に、次回以降の一層の引き上げを既定事実化しています。自治省は、早速これにこたえるかのよりに、1994年以降の固定資産税評価替えでは、これまでの主張どおり、評価の適正化を推進するとして、新税創設にかかわりなく、固定資産税の評価額引き上げによる増税を進める方針であります。市長に改めて申し上げますが、来年度の固定資産税の評価替えの中止をしていただきたい。そして政府に対しては、新土地保有税の根本的再検討を強く申し入れていただきたい。明確な答弁を求めるものでございます。

第3番目は、近鉄四日市駅西工業高校跡地に建設が進みつつある「アミューズフォーラム21」に関してであります。

この跡地は、昭和63年に市と土地開発公社によって三井不動産に売却処分がされました、14,989.29㎡であります。総額54億8,400万円で、坪当たり約120万円です。当時、これは昭和63年4月6日の議員説明会

ですが、この売却処分の方向が明らかにされた折に、我が議員団は、売却価格は安い。しかし高く売れば周辺地価引き上げのてことなるのは必至だし、地元業者が商業施設に入る際のテナント料などにはね返る等を考え、市ないしは土地開発公社が土地を所有する土地信託方式などの形で土地利用を図る方策をとるべきだとの考えで、三井不動産への売却に反対する立場をとりました。今日建設が進み、周辺の地価がうなぎのぼりに上がってきていることを見ますと、いまさらながら私どもの指摘の適切さを痛感いたしますが、今、市民の間からは、三井不動産は莫大な含み益を得たとか百数十億のあの建設費が浮いてしまうほどじゃないかなどの、怒りともいえる批判の声が出ています。三井不動産が莫大な含み益を得ているのは事実でしょうし、私どもが聞き及んでいるところでは、あの周辺の土地売買実例では、坪当たり2,000万円近くで取引されているとのこと、大変な事態を引き起こしているのであります。市当局は、三井不動産進出決定以来この間のあの土地周辺の時価鑑定評価はどのように認識してみえるのか、まず明らかにしていただきたいと思えます。

2点目に、商業施設が完成しますと、来年秋にオープンになるわけですが、地元業者が出店をするようになっていきます。既に地元120社の応募があり、約40店舗の受け入れを選考中やに聞いております。ところが、出店条件と今後の見通しを考えると、とても採算に合わないという業者の声も私ども聞いております。地元業者の出店に際しての基準や営業の見直しなどについて見直さなくてもよいのか、お尋ねをするものです。

3点目は、建設途上及び完成後の電波障害対策であります。

既に巨大クレーンが作業している中で、周辺の住民の方々からは、電波障害対策の切実な声が出ています。私は、先日鶴の森地区の住民の方々からお話を伺ったのですが、現在無償でいろいろと共聴アンテナ方式を受けている方が多いのですが、「三井不動産が新たに電波障害対策に当たって話があるのは、有料による対策だ。これでは納得いかない」とのお話をい

いただきました。原因者負担の原則で、三井不動産の責任で周辺住民の方々への対策を立てることは当然だと思いますが、その点きちんと対処していくべきではないかと考えるものですが、いかがでしょうか。

4点目に、近鉄四日市駅西の開発、建設が進む中で、駅東の活性化対策が議論されているところであります。駅東と駅西は、かつて跡地の公募要綱にもうたわれておりましたように、一体的中心商業地域として充実されねばなりません。最初に指摘したとおり、莫大な含み益を手にした三井不動産ですから、この一体的充実、とりわけ駅東の活性化対策にもっと強力で寄与すべきだと考えますし、そうあってこそ四日市に進出する日本を代表する大企業の一つとしての社会的責任、地域への責任を果たせるのだと申せましょう。市当局は誘致を進めた当事者として、そういう立場で三井不動産に応分の負担を求めていくお考えはないのでしょうか、これもお尋ねをいたします。

最後に、環境技術移転センターについてお尋ねをいたします。

このセンターは設立の趣旨から、地球環境保全に資する研究開発を行うことを事業の柱にもしており、出発した今年度のテーマは、CO₂に関するもので、三つの企業グループに研究が委託されています。そのうちの一つに、中部電力のCO₂分離技術研究があるわけですが、マスコミでも大きく報道されました。東京電力や関西電力に続いて火力発電所向けに適合性の高い条件を選び出せると評されているほど、企業メリットを備えた研究テーマであります。事実中部電力は、東海地方ではこのところ清水市や愛知県碧南市等で大きな火力発電所建設を手がけていますから、うなずける研究でありましょう。しかし、企業内の研究ならいざしらず、環境技術移転センターの事業として、それぞれの企業の研究所や施設を使って研究をするというものなのでありますから、地球環境保全に資するというよりも、内実は大企業の技術開発を利する研究開発じゃないかと、私は危惧をしています。

あくまで地球環境保全に資するという目的なら、開発過程、研究過程において公開の原則が貫かれなければなりません。特定企業に専用されるものになったり、企業秘密の壁に阻まれるものになったりしてはならぬことは言うまでもありません。この点でセンターの研究開発のあり方が、企業の必要性から打ち出されているとも言える今の方向ではたしてよいのかどうか、ただすものであります。

さらに、研究の成果は、技術移転と称して海外、特に東南アジア諸国の技術者などに、研修、技術指導で普及するというのもセンターの主要事業になっておりますが、今、東南アジア諸国に進出した日本の大企業は公害をまき散らして、住民の命と健康を脅かしています。市長も過日、諸国歴訪をされて、「予想以上に汚染はひどい」とおっしゃって見えました。マレーシアでは、三菱化成の現地合弁会社が、日本国内で18年前に禁止された方法で操業し、放射性物質を野ざらしにし、子供たちに多数のがんが発生している大変な事態を生み出しています。この被害を受けた一少女がこの6月に来日をして、「日本の公害企業は出ていって」と訴えましたが、この少女も白血病のため11月29日に13歳の短い生涯を終えています。大変ショッキングな報道に接したばかりであります。

四日市市の環境技術移転センターが、公害輸出をしている日本の大企業の技術開発に資するのであれば、これは本来の事業の趣旨から大きく外れてしまうのではないかと心配をし、あえて指摘をするものであります。今、センターに大きく関与している我が四日市市、自治体の果たす役割は、私は足元の環境対策、公害対策を強めていくことが何よりも優先されるべきであると考えられるものであります。それは史上最高のNO_xの放出とその影響への対策、これをどうするのか求められておりますし、これを初めとして発生源への厳しい規制と監視、環境保護制度の充実、実効ある環境アセスメント制度の確立等々だと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（山本 勝君） 財政部長。

〔財政部長（鈴木一美君）登壇〕

○財政部長（鈴木一美君） ただいまお尋ねの初め2点についてお答えをさせていただきます。

ご質問の趣旨といたしましては、この10月の決算議会での市長の提案、市長の考えの中で、大規模なプロジェクトを推進することについては、すべてとはおっしゃらなかったわけですが、大企業に利する政策が主であって、生活的な予算配分がなされていないのではないかと、これらについて特に2点、ご例示をいただきまして、平成3年度の予算編成についてどういう考え方を持っておられるのかというお尋ねでございます。まず前段の大型プロジェクトの推進につきましては、既にご理解をいただいておりますように、ごとしあるいは来年といった形での財政基盤の確立ということについては可能性がないわけですが、中・長期的に見て、市政の発展というのは今後とも続けなければならない。その中におきまして、これらを整備することによって将来的な財政基盤の確立を目指すというものでございます。

ただ、これだけに投資をしておるということではございませんで、市政を運営する中におきましては、それぞれ今日的な住民のご希望も多いわけですが、また他にかわるべき施設がない、これらを整備していくということについても、十分配慮しなければならないのが当然でございます。具体的に申し上げますと、平成3年度、歳出面におきましては、博物館・プラネタリウム館、あるいは北大谷斎場の改築等が本格化をいたしまして、これらに要する経費が増高いたします。

また一方では、ここ数年順調に推移をいたしました税収におきましては、現在試算するところでは、法人税関係の減収というものが大きく作用いたしております。概数でございますが、税収全体を見て平成3年度の伸率は3%程度にならざるを得ないのではないかとというふうな悲観的な面もございます。が、しかしながら、わたしどもといたしましては、従来

にもまして行財政改革の推進、事務事業の見直しによりまして、的確に行政需要に対応してまいりたいというふうに考えております。

生活関連の中で道路事業でございますが、道路事業につきましては、先ほどご指摘のように決算に対比いたしまして、現年度の予算の状況を見てまいりますと、補助事業を含めた全体の事業といたしましては、宅地開発関連等による事業の減少によりまして、全体としては若干の落ち込みを見ておるところでございます。単独事業費におきましては、今議会でご提案を申し上げております補正予算をお認めいただきました際には、前年度最終決算と比較をいたしまして、およそ20%程度伸びておるというふうに考えております。これらを実数にいたしますと、私どもとしては積極的な推進を図っておるところでございますし、また一方で、道路事業の推進に当たりましては、用地の取得というものがついてまわるわけですが、用地を取得することが即事業の完了に結びつくということもございまして、そういった点では別途土地開発公社の有効な利用のための債務負担行為枠の増額もお願いをしようとしておるところでございます。

また、福祉面におきます具体的な例といたしまして、特別養護老人ホームのごとでございますが、先ほど55名程度というふうにおっしゃいましたが、潜在的な待機者については的確に把握することは困難でございますが、およそその程度はおみえになるのではないかとというふうに考えております。平成3年4月には市内民間で特別養護老人ホームが80床、ショートステイで21床、それぞれ増床される予定でございます。これらの建設に対しましては、民間社会福祉施設等整備費補助金を計上する予定でございますし、また、本年度には、寿楽園にショートステイ棟10床を増設し、来年3月末には完成を予定しておるところでございます。

なお、それ以後におきますこれら福祉施設等の整備に当たりましては、民間活力の導入も含めて今後とも十分に対処してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

ご質問の第2点目でございますが、固定資産税の評価替えを中止せよという趣旨でございますが、これにつきましては、去る6月議会で既にご答弁を申し上げておりますように、地方税法に定めるところに従いまして、自治省の示す基準に基づいて評価替えを行っておるわけでございます。あくまで税は見返りを期待し得ない国民の義務でございます、この義務を果たしていただくためには、あくまで税が法によって施行されるということでございますので、よきにつけあしきにつけ、この法律に従うというのが私どもの立場ではないかというふうにも考えております。

ただ、先般公表をされました自民党の土地税制改革大綱におきましては、平成3年度評価替えは予定どおり行ってもらうと。また、これらについての激変緩和は講じていくというふうにもされておまして、これに伴う増収分については、その額を住民税の減税に充てたいというふうなことも言われております。しかしながら、私どもとしましては、現在の作業の中では、先ほど指摘のございましたように基準値における本市の上昇率が28.2%ということでございまして、これを基準にして各路線価及び周辺の土地に演繹をして評価を行うわけでございます。現在評価作業中ございまして、どの程度の上昇になるかというのは、この場では公表ができないわけでございますが、今後とも住民負担の軽減といったようなことは、十分に頭に入れながら作業を進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（山本 勝君） 市長公室長。

〔市長公室長（栗本春樹君）登壇〕

○市長公室長（栗本春樹君） 環境技術移転センターにつきましてご質問をいただきました。特に、自治体の果たすべき役割の観点からご質問をいただいたわけでございます。

まず、この財団につきましては、何よりも地元県・市によるいわゆる主体的な働きかけと同時に、みずから汗して努力しなければ、この種の施設

誘導はできないのが現状でございます。この観点から私どもは、ポストS O Rに向けまして、地元県、市として国に対し陳情を重ねてきたところでございます。さらには、民間の企業にもこれに対する積極的な支援を要請してきたところであります。その結果、基礎分野につきましては、京都、それから応用分野につきましては四日市ということで棲分けがなされまして、この財団が間もなく国の財団として設立される、こういうふうな状況でございまして、その方式、あるいはこの財団方式につきましても、京都と全く同じ方式でございます。

特に、この財団は、いわゆる通産大臣認可の特定公益増進法人として認められるものになるわけでございます。また、このことは同時に、この財団設立につきましては、四日市市にとりましても市のよいイメージを向上させますということとともに、やはり活力あるまちづくりの一環にもなり得るものということで考えてきたわけでございますし、国際化の問題もわかりでございます。したがって、このような状況なり背景といったものを十分にひとつご賢察をいただきますとともに、この趣旨の積極的な姿勢についてぜひご理解をちょうだいいたしたいとお願いをするものでございます。特に、このような事業につきましては、先ほども原因者云々というご発言がございました。企業を、しかし、特定して行うものでございまして、原因者としての拠出金は求めがたいというものが現状でなかろうかというふうに思っております。むしろこのような財団設立をすることによって、いわゆる企業の持てる技術を引き出すということが必要であり、そのことが世界に貢献する道であるというふうに思っておりますので、ぜひご理解を賜りたいと思います。

○議長（山本 勝君） 環境部長。

〔環境部長（鶴飼 滋君）登壇〕

○環境部長（鶴飼 滋君） 環境技術移転センターに関連をいたしまして、NO_x 対策についてお答えをさせていただきます。

ご承知のとおり、本市におきましては昭和63年度からでございますが、三重県あるいはまた近隣の町とともに、秋、冬期、つまり秋冬期を季節大気汚染対策実施期間ということで定めているわけでございますが、具体的には窒素酸化物の低減に向けまして、工場等につきましてはボイラー等の燃焼管理の徹底、あるいはまた良質燃料への転換、さらに脱硝効率の引き上げ等、そういったことについて強力に指導をいたしているわけでございます。

同時にまた、一般市民の方々に対しまして、広報での啓発でございますとか、あるいはまた市庁舎への懸垂幕の掲示、そういったことによつて啓発を進めているわけでございます。今後とも私どもといたしましては、良好な生活環境と産業活動の調和を目指しまして、第1には環境の監視、さらにまた自動車交通や産業活動の展望、あるいはまた呼吸器疾患患者の新規発生率の調査結果、そういったものを総合的な観点からとらえまして、県等とも十分協調いたしながら、排出量の実態の把握、あるいはまた対応策等について検討を進めてまいりたい、このように思っておるわけでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本 勝君） 都市計画部長。

〔都市計画部長（前川鉦一君）登壇〕

○都市計画部長（前川鉦一君） 3点目の「アミューズフォーラム21」のうち、都市計画部の関係につきましてお答えを申し上げます。

三井不動産に対する工業高校跡地の売却価格につきましては、公募に先立ちまして行った土地鑑定評価を参考に決定をいたしましたわけでございますが、その後、土地売買契約を締結する際にも、それが妥当なものかどうかといったことを確認いたしますために、再度土地鑑定評価を行い、その結果、妥当なものであると判断をいたしまして処分を行ったものでございます。この数年来、大都市の周辺地域では地価の高騰も著しく、名古屋圏における過去3カ年間の地価公示の平均を見ても、商業地域で20%

地価が上昇いたしておりますし、本市におきましてもその例に漏れず、近鉄四日市駅周辺の商業地域では、27%の地価上昇が見られたわけでございます。しかしながら、当時この地価上昇が見込めたかということになりますと、正直申し上げましてこれは困難であったと言わざるを得ませんし、また仮に予想されたとしても、事業を大幅におくらせる結果になるとか、また将来の地価上昇を見込んだ処分価格といったことになれば、地価対策といった面から見ましても妥当とは言えず、一方、また評価時における鑑定は、処分時の上昇動向も踏まえたものとして鑑定がなされているというふうに考えておるわけでございます。したがって、正面切って、地価が上昇したからという理由で何がしかを求めるといったことは、いかがかというふうに考えておるわけでございます。

三井不動産との土地売買契約におきましても、市としては、市議会並びに工業高校跡地開発事業に関する協議会でのご意見等も踏まえまして、「アミューズフォーラム21」の開発に当たっては、商業業務施設全体を通じて北勢地域の中核施設として、また本市の玄関にふさわしい外観、機能を有するグレードの高いものとするよう、再三にわたり三井不動産に強く申し入れ、指導してまいったところでございまして、その結果、当初計画と比較して相当グレードアップが図られておることは、ご承知のとおりでございます。

さらにまた、三井不動産に対しまして、市が事業主体となって整備を図る外周道路及び市民公園をより質の高いものとするため、協定に基づきまして相応の負担を求めてまいりますとともに、「アミューズフォーラム21」の完成後においても、引き続き本市に拠点を置き営業活動がなされるといったことから、今後本市が推進してまいりますまちづくりに対しましても、積極的な協力を求めてまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

なお、駅東地区の活性化につきましては、さきに策定をいたしました地

区更新計画の中で位置づけられた重点整備地区を中心に、市街地再開発事業等の手法を活用しながら、地元事業者の方々のお力を結集いたしまして、活性化を図ってまいりたいというふうに考えておるわけでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（山本 勝君） 市民部長。

〔市民部長（米津正夫君）登壇〕

○市民部長（米津正夫君） 3点目の「アミューズフォーラム21」にかかる電波障害対策についてご答弁をいたします。

市では、現在基金制度の実施を検討中ございまして、この基金制度案では、住民の皆さんにもアンテナ代相当分のご負担をいただきたいと考えておるところでございます。ご指摘の既存共同受信施設における住民負担の問題につきましては、基金制度の考え方を原則として考えておりますが、現状有料、無料等さまざまなケースがございますので、個々のケースに基づいてその対応を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（山本 勝君） 商工部長。

〔商工部長（佐々木龍夫君）登壇〕

○商工部長（佐々木龍夫君） 「アミューズフォーラム21」の専門店部分への入居者の地元出店者の入居条件の見直しをしたかどうか、こういうお話でございますが、今の段階ではもう既に入居者を決定するようなところまでまいっております、これからの見直しというのは改めて募集のやり直しを意味することになりますので、ちょっと困難かと考えております。

なお、地元出店者の出店条件につきましては、これまでも申し上げてまいりましたとおり、例えば、保証金を高度化事業の借入金並みにするとか、そういった手法も取り入れておりますので、決して高いものにはなっていない、そういうふうに考えております。

○議長（山本 勝君） 橋本 茂議員。

ちょっとお願いしておきますけれども、時間がほとんど残っておりませんのでそのつもりでお願いします。

○橋本 茂君 私は、来年度予算編成と施策、あるいは固定資産税の評価替え中止を、市長にその基本姿勢をお尋ねしました。市長答弁なかったのは非常に残念ですけれども、本当にその方向で真剣に受けとめていただいて、来年3月の予算編成時に向けてぜひきょうの私の申し上げた住民の声、住民の立場からの予算のあり方、施策のあり方、ぜひとも強力で推進していただきたい。このことを強く申し上げて質問を終わりたいと思っております。

○議長（山本 勝君） 暫時、休憩をいたします。

午前10時37分休憩

午前10時51分再開

○議長（山本 勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

前川辰男議員。

〔前川辰男君登壇〕

○前川辰男君 質問に先立ちまして、議会の問題について少し触れてみたいと思っておりますので、しばらく時間を拝借したいと思います。

私が議場に出ましたのが昭和34年です。大変古い時代なんです、やはり現在とは非常に社会情勢すべてが違っておりますので、これを直ちに比較をしてどうのこうのという気持ちはありませんが、しかし、我々人類というのが今日地球上で繁栄し、あるいは繁栄し過ぎているということになるのかもしれない、そういう快適な生活ができておるといことは、我々の諸先輩が営々としてつくり上げてきた歴史、それが大きな基礎になっているわけです。そういう意味からいきまして、やはりこの歴史を重んじるということは非常に大切なことではないかなと、こう考えます。折からことしは国会が始まって100年を迎えているんな行事が行われておるようですが、その中で私はテレビで見た一幕ですけれども、この100年の経

緯をいろんな角度から取り上げておりました。戦前のいわゆる主権が天皇にあった時代の問題は、これは一応割愛しまして、戦後主権在民となつてからの今日に至るこの経過について、こういうことが結論的に言われているようです。それはつまり国会は、我々の地方議会と違ってたくさんの権限を持ってありますが、議員立法というものがたくさんあるわけですね。ところが、民主化された後にそういう形が非常に熱心に取り上げられて、それで実際に議場というのが討論の場になった、こういうことで非常に価値のある議会があったんですが、その後だんだんと官僚支配になってきて、議員立法が少なくなって、ほとんどが政府関係の立法であつて、それを審議すると。これも当然それは法律に基づいた正しいやり方ですから結構なんです。議員の主権、いわゆる国民の主権というのがだんだんと官僚の方に移っていったということについての批判がありました。これもまあ、別の見方をしますというと、議会そのものが形骸化されてセレモニー化されているという、そういう状態を強く批判しておりました。これを直ちに我々のこの議会に当てはめてみるつもりはないんですが、私なりに昭和34年以来こちらへ振り返ってみますというと、当時の議場というのはこんな立派な議場じゃなかったんです。バスが通ればバスの警笛で発言が聞こえない、こういうふうなことがあったり、夏は暑くて窓をあげればなしにしなきゃならない。冬は寒くてどうにもしようがないと、こんな中で私どもはいろいろやってまいりましたが、当時議会運営委員会というのがなかったんです。それから、議員の発言の時間、回数、あるいは通告、こういうものが一切なかったわけです。それは今日から見ればまことに乱暴なやり方のように見えますけれども、少なくとも市民の興望を担って市政の一端をあくづかっている者として、この議場というのは最大の大切な場所であるわけです。そこで発言が思い切りなされるということが、これは当然のことであるわけですね。そういうことが実際にありました。じゃ、そういう中で議事は混乱しなかったかと申しますと、いや、混乱しなかったことも

なかったわけです。大変勇ましい発言なり、行動なりもあったわけです。これを知っているのは、私というよりもむしろ加藤市長じゃないかと思えます。私は34年ですけども、加藤さんはそれまで我々の先輩として議場で副議長も務められておられたんですから、僕がこういう話をしても十分わかっていたかと思うんですが、懐古趣味で物を言ってるつもりはございません。そういうことだったのをどう処理してきたかという、やはり議長権限というものでこれが処理されてきました。議長というのは全体の代表者であるわけですから、権限があるのは当然です。議場で起こった問題は、やはり議長の判断と決断によりまして当然行われるべきものでなかろうかと。

ところが、最近の状況を見ますというと、ただその問題だけじゃなくして、何かにつけて私どもは時間制限、あるいは発言のやり方、その他大変いろいろと自分ら自身でつくりました約束事でありながら、実際には余りにも複雑でわかりにく過ぎると、あるいは忘れてしまうようなことまでやっておる。だんだんと議員の発言の責任といいますが、自由というか、そういう問題を自分らで拘束しておるというのが実態ではないかなというふうに考えるわけです。そういうことから考えまして、結果的にはやはり国会が形骸化したと言われておるように、僕自身がこれを振り返ってみまして、やはり随分形骸化してきたんじゃないかな。

まず、こういう本会議開きまして、何を質問するかという通告をします。これは結構ですよ、通告することは。当然理事者の方でも、それは当然知らなきゃならぬことですから。ところが、さて通告するとすぐ市の方から係の者がいっぱい来て、なんだかんだといろいろ聞かれます。ところが、正直言ひまして、通告した者がその時点におきまして、具体的に自分の発言の一言一句まできちんと整理しておるかどうかという、そんなことないはずなんです。それから考えをだんだんとまとめていく、固めていくはずなんです。ところが、その時点において聞かれる。やむを得ずしゃべ

ると。それは考え方、骨子だけをとらえておるんらいいけれども、非常に具体的な問題まで話してしまふ。さて、ここへ出てきた時点におきまして、自分の原稿なり、頭の中がまとまった時点におきまして、かなり違う点があるんですね。私ども、人の発言を聞いておきまして、答弁と食い違いがあるのがかなり目立つわけです。これも一つのセレモニーではないかと。少なくとも市民の代弁者として出てきておる者は、これは行政については素人であるわけです。市民そのものです。だから知らなくて当然結構です。知らないから質問するんであって、ところが、理事者席に座っている諸公は、これはプロです。行政のプロであるわけです。プロであればどういふ問題を質問されても、それには答えられなきゃならないわけです。ところが、答える問題と申しますけれども、できるものとできないものがあるはずですよ。できないものまでできるような答えをすると。そうすると私ども聞いておきまして、一体この答えはどうなんだろうと、どうにもとれるんじゃないかと。質問者は、当然自分の一つの考え方がありますから、いいように解釈したいと。ところが、答える方は、これは難しい問題だけど、できませんと言うとちょっとぐあいが悪いと。また後でうるさいと。

〔私語する者あり〕

○議長（山本 勝君） 前川議員にお願いいたします。

質問の内容に入ってください。

○前川辰男君 そういふことで、これはお互いに議員の方も、それから理事者の方も、もう少し原点というものをよく考えて今後の取り上げ方をしなければ、ますます議場というもの、あるいは議会というもの、あるいは行政というものが市民の不信をかうと。今、政府がそうじゃないですか。信頼してる人ももちろんおるでしょうけれども、いろいろなアンケート見ますと、なかなか難しい答えが出てくると。これは我々大事な場所を、ただ形の上で形式化してしまふということに問題が大きくなるので、これは議員自身も、それから理事者の方も十分考えながら、ひとつ原点を考え

て今後の議場の扱いをやっていただきたい。このことをよろしくお願いを申し上げたいと思います。

さて、それでは通告しました質問について、まず第1点の学校給食問題についてですが、この学校給食問題については、特に中学校の問題について、この議場でも過去に二、三の方が質問されておるようですから、私もひとつ加わりたいと思うんですけども、実は数日前ですか、教育委員会の方から、「学校給食に関するアンケート結果」というレポートをもらいました。これがあるので、私はまずこれについて質問したいんですが、この中の29ページ、中学校給食に対してのアンケートの中で、中学生に対するアンケート結果というのがありますね。これを見ますというと、1,552名から答えが返ってきておるようですが、そのうちに賛成というのが1年、2年、3年を通じて、全体で約30%、反対というのが70%とあるわけです。その中身については、その次に理由がいろいろ述べられておりますが、この問題を教育委員会はどういうふうに分析をしておられるのか、理解をしておられるのか、まずお伺いしたい。

同時に、その次の32ページに教職員のアンケート結果と、これが大体反対というのと、それからどちらかといえば反対を含めて80%と、こういう数字が出ています。これはいわゆる給食を受ける側の当事者ですね。あるいは管理する側ですね。だから実際に仕事をしてる人、あるいは対象者、それがそういう答えを出しておることについて、教育委員会はどうか考えているのか。

それから、参考までに、先日新聞に出ました、これは朝日新聞ですね、出ました名古屋のアンケートを見ますというと、かなり数字の中にも児童、生徒とそれから教職員と、今、私が質問した問題ですね。それから、今度は保護者、市民の側から見たアンケートとの差が出ておる。これ、四日市の数字とは違うようですが、大体似たような傾向であるということが出ておるので、まずこの問題を聞いておきたいと思ひます。

それから、その次には、第2点の土地利用計画についてお伺いしたいと思います。

この問題は、これも前の議会等で、「21世紀に対する展望」というふうなことでいろいろな方々から質問もあったようですが、それは一口に言えば四日市の中部圏の中の位置づけ、21世紀になればリニア中央新幹線あるいは第二名神自動車道、あるいは東海環状自動車道、それからさらに中部新国際空港とこういうものが四日市の周辺にたくさん実現をする可能性が強いと。それに対して一体どう対処するのかと、こういうことになると思っ

ています。私ずっと調べてみたところ、かつて1955年に石川栄耀博士が「四日市の将来像」ということについての問題提起をしておられるようですし、それからさらに平田市長の時代になってから、1960年ですかに、やはり基本構想、こういうものも打ち出されておるようです。石川さんの出された時代というのは、四日市がどういうふうな、将来像がどうなるかというようなこと全く何にもない時代に、かなり大胆な大きな展望を立てられたようです。ところが今日では、今、私が言いましたように21世紀に対して四日市は避けて通れない、見方によっては大変希望の持てる大きな問題が山積している、こういう時代ですね。

ところが、今、基本構想とか基本計画というのが、これは義務づけられておりますが、大体5年単位にやられておるんですね。5年単位というのは、大変具体性がある結構なことなんです、もっと大きな視野で物を見ないと、とても処理できないような時代ではないかなと、こう思うわけです。それにはやはり今申し上げたような10年あるいは20年という、大きな一つの計画とまではちょっと無理でしょうけれども、少なくとも構想、そういうものはもう一つ大きく上乗せしていかないと、その中で進めないという道を過ってしまうのではなかろうかなと、こう思うことが一つ。

それからもう一つは、最近ゴルフ場の開発が一番象徴的なんです、その

ような大きな開発行爲、これがされようとしております。ところが、地域住民の中には、かなり大きな反対があって、これでは困るじゃないかと、これ以上、こういうこともあります。この中身について具体的にはもう避けま

すけれども、とにかくそういうことが日本の法律の中で具体化されるんですが、さて、法律のとおり

にやって問題が起こらなければ問題ないんですけども、法律のとおり

にやって、今言ったような住民の反対運動が起こってくると。これはやっぱり新しい時代には、古い法律によって律し切れないいろいろなものがあるんですね。ところが、悲しいことには、じゃ、法律を超えた力が市の行政にあるかということ、これはなかなか非常に難しい問題で、ありません。そこで、私がさっきに申し上げた大きな構想を打ち立てて、そうして土地利用計画というふうなものをつくる必要があるん

ではなかろうかと、こう思っ

ています。ゴルフ場開発について地権者の方に聞いてみますというと、「反対したいんだけども、わし、反対したところでうちの二束三文の土地が今度高く買ってもらえるんだから、ゴルフ場に売らなかつたらどうにもならない」と。「おれの土地をおれが売るんだからなぜ悪いんだ」と、こういうこと。それはごもっともな話ですね。

それから、さらにもう一つ、こういうこともあります。ゴルフ場に売らなくても、産業廃棄物処理業者が来てひっかけ回していってしまう。産業廃棄物処理業者に利用されるよりも、ゴルフ場に売った方がまだいいんじゃないかと、こういう話もあるわけです。これをどうとめていくかということは大変難しい問題なんです、先ほど私が申し上げた土地利用計画、大きな21世紀の展望に向かって、この辺の土地は将来このように利用の可能性が強いですよと、そういう展望あるいは希望ですね、地権者に希望を持たせるような構想が必要ではなかろうかと思っ

ています。幸いにして四日市には、鈴鹿山麓研究学園都市構想とか、三重ハイテクプラネット21構想とか、そのほかいろんな国の大型プロジェクトの枠の中

に入る大きな問題があります。それはただ単にそこに一つの施設をつくればそれでいいという問題じゃないわけなんです。その施設を中心にその地域社会が共存し、お互いに発展できる可能性をつくらなければ、一つのものごとがぽつんとできたって意味がないわけですから、そういう意味におきまして、例えば鈴鹿山麓学園都市構想の中には、地域の人たち、民間のサイドでそれに協力できるたくさんの条件があるのではなかろうかと思うんです。そういうチャンスをと何とかつかめるような方向、こういうことで大きく地域を含めて、土地利用計画のような、利用構想のようなものがつくられれば、あるいは地権者が、「よし、待て」と、今、売らなくても、市がこういう考え方を持ってくれているのなら、もうちょっと辛抱しようかと、辛抱したら必ず価値が出てきそうだと、こういうふうな判断ができるようなものが必要ではなかろうかと思えます。その点につきまして市長の方でひとつ将来展望を思い切って大きく絵をかいていただきたい。今、私の申し上げたことは、言葉は悪いかも知れませんが、絵の段階で、その絵をだんだんと実現させていくという形になっていくと思えます。デッサンで結構だと思うんです。そういうことを要望したいんですが、市長の方でどう考えておられるか、お答えいただきたいと思います。

○議長（山本 勝君） 教育長。

〔教育長（岡田久江君）登壇〕

○教育長（岡田久江君） 給食問題についてお答えいたします。

皆様にお配りいたしました給食アンケートの結果でございますが、昨年、元年の11月に調査したものの結果がこれに集約されたわけでございます。小学校6校、中学校3校の結果でございますが、これは先ほど前川議員からご指摘がございましたように、中学校の生徒に割合に反対が多かった。またそれから、教職員の反対が、いわゆる受ける者の反対が、私たちが予想したよりも数字が反対の結果が出ているということでございましたが、いろいろこのことにつきまして11月の終わりに教育民生委員協議会を開催

していただきまして、そしてこのデータの説明をいたしました。そのときにもいろいろご意見が出ました。賛成の意見、あるいは反対の意見もございましたが、前川議員がご指摘のような結果もたくさん出てまいりました。そして中学校で給食を実施するということは校則の問題にもかかわって、画一的ないわゆる個性を重視する教育に相反するのではないかという意見もございました。それからまた、家庭における親子のつながりが希薄になると言われている現状の中で、こういう中学校給食を実施することは現状を助長するのではないか、そういうような意見もございました。そしてアンケートの数の方も中学校、受ける方の側がどうも反対の数が出たということがちょっと意外だなと、私は思ったわけでございます。

それで、ただいま専門委員会を組織し、第1回委員会を開催しまして、そして今後この調査結果についての分析、あるいはご意見を多角的に掘り下げていただくようにしているところでございます。いずれにしても、学校教育に期待されます内容は、本質的には学校で果たすべき役割の中に含まれているものと、家庭で果たしていかなければならない問題とが入りまじっております。その点をはっきり認識していかなければならないと思っております。私といたしましても、単に中学校給食が保護者の負担の肩代わりというだけではいけないと思っておりますし、教育的な意義の裏づけということなど、すべて今後多角的に掘り下げていただきます専門委員会の方で決めていただきたいと思っております。それから、これまでに議会の方でたくさんご質問いただいたことも踏まえながら、今後検討を続けていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山本 勝君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） ご質問の第2点につきまして、私からお答えを申し上げます。

現在、私どもがやっております各種の事業というのは、実は今突然、こ

こ一、二年で起き上がってきた問題ということではなくて、本来四日市の21世紀をにらんだフェニックスプラン、あるいはこれに基づいた新生四日市構想というものがあるわけでごさいます、この計画あるいは構想等に基づきながら進めてきておるのが、ようやく今日少しずつ現実の問題とになって実現化しようとしている段階であります。

ご承知のように四日市と名古屋の関係、あるいはその他周辺地域との関係につきましても、石川栄耀博士が昭和二十七、八年であったと思うんでございしますが、はっきりご指摘をいただいております。当時私は市議員をしておりましたが、記憶から薄れておりましたので、これを私も最近、若干読み直しをしてみたわけでごさいます、大変先を見越された計画でありまして、現在私どもがやっておりますいろんな事業が、まさに当時石川栄耀博士がご指摘になられたことに該当する部分が大変多いと。時代の変遷がありますので、今日ほど交通機関も発達しておりませんでしたし、国際社会全体と日本との関係というのは、当時予測もできなかったことでありますが、それにいたしましても多少の違いはあっても、基本としては大体同じようなことが述べられておられるということで、ほとんど感心しながら読み直したところでごさいます。

先ほどご指摘のありましたように中部圏全体にわたって第二名神自動車道、あるいは東海環状自動車道、さらに伊勢湾岸道路、その先の問題としてリニア中央新幹線の問題、あるいは中部新国際空港等の交通体系の整備が計画をされるようになっておまして、これらの事業はいずれも本市に関係の深い事業であるわけでありまして、これらの事業が着実に実行されれば、本市の開発ポテンシャルというものが随分上がってくるであろうということが予測されるわけでありまして、やはり21世紀ということのをにらんでまちづくりを進めて、これらのまちづくりは直ちに今、私どもの時代に大きなメリットがあるのかと言えば、私は必ずしもそうではないんじゃないか。しかし、先へ向かって、21世紀になってみて、ある

いはできてみて初めて、それが四日市の、あるいはこの地域全体の発展につながっていくものだというふうに私は考えております。したがって、余りマイクロで物を見ない。マクロで物を眺めて、各種の事業に対応していく必要があるんじゃないかというふうに思っているわけでありまして。

そこで、先ほど結論的にご指摘がございましたが、土地利用計画というものを持っておる必要があるというご指摘であったらうと私は思うのでございしますが、このご指摘がまさにそのとおりである。実はフェニックスプランとか、あるいは新生四日市構想では、それなりの土地の利用の問題が述べられておりますが、それは必ずしもわかりやすい形で一般市民の方に明らかにされていないという恨みがあるわけでありまして。

私、若干調べてみたんでございしますが、四日市全体、都市計画区域面積が19,254haであります、そのうち市街化区域面積というのが6,887.5haあります。したがって、それを除きますと12,366.5haが調整区域というわけでありまして、この中にも農振法で定められた地域もあったり、あるいは圃場整備等の農用地に必要とする地域もあったり、さらには風致地区であるとか、砂防地区であるとかいうようなことがございしますので、これらを除きますと大体5,300haぐらい、全体で開発可能地域があるであろうというふうに思います。

ただ、この中にもまたいろいろと問題があるわけでごさいますから、それ全部を活用するというわけにもいかないと思いますが、100ha以上連楯している地域等をとってみますと、大体まとまった土地で約1,800ha程度が開発可能な地域であろうということでありまして。ようやく今日、先ほどご指摘のあったような交通体系等の大きなプロジェクトが明らかになりつつありますので、これらを踏まえながら、現在推進中の鈴鹿山麓研究学園都市、あるいはその他、拠点開発というものが四日市全体の都市像の中でどういうふうに位置づけられていくのか、そういうことを検証しつつ、私は将来発展可能になるように住宅計画なり、あるいは試験研究機関の開発

予定地域なりといったものを含めまして、来年度には私は全体の土地利用計画構想というものを調査して、明らかにしていくべきではなからうかというふうに考えておる段階でございます。ご理解をいただきまして、またご提言を賜れば大変ありがたいというふうに思っておる次第でございます。来年度にその準備を進めてまいりますので、ご了解をいただいておりますというふうに思います。

○議長（山本 勝君） 前川辰男議員。

○前川辰男君 まず第1点の学校給食問題ですけれども、教育長、慎重に検討していきたいと、これは言葉どおりに私は受けとめておきたいと思っております。その中で非常に重要な問題としましては、ただそういう声が大きいかからやっていくんだという形だけで物を進めてはいけないわけなので、中身を十分に検討し、その結果一つの結論を出していくと。私はあえてここで反対ということは申しませんが、少なくとも小学生と中学生というのは、これはもう大きな違いがあるわけですね。つまり小学生の場合には、例えば偏食を直すためとか、あるいはいろいろと作法を教えるとか、そういうことで画一的なやり方をやっても、ある程度それはそれで価値があることだと思っておりますが、中学生となってくると、やはり個性の芽生える時期であるわけですね。そういう時期に画一的な、いわゆる管理教育的なやり方がはたしていいかと。今、たくさん地域で校則問題というのが大きな問題になっておりますね。これは管理する方がしやすいからというふうな安易な考え方でやったのではとんでもないことであって、やはり個性のある時代の人たちが、自分たちは自分たちで管理していくという形のそういう指導が必要なんだけれども、どうも日本の教育というのは、戦前のとにかく形式主義といいますか、悪く言えば軍国主義といいますか、そういうふうな形に取り上げられたような、画一的なやり方が多いように思います。少なくともその辺のところは十分注意するとともに、もう一つ大切なことは、教育とは何かと、これは決して学校の専門的な分野ではな

いわけです。大きな問題としてこれはいろいろところで取り上げておりますが、やはり家庭というもの、これは忘れてならない問題ですね。その家庭で子供と親のきずなを深めていく手段としても、こういう問題は大切なものであると。このことも十分考えながら慎重に今後の対応をしていただきたいと、こういうことを要望しておきたいと思っております。

それから、市長のお答えになりました問題について、私は別にこれは異議は全くございませんので、一つ申し上げるならば、やはりかなり先の話かもしれませんが、今日現実に四日市のたくさんの方の地権者の方が非常に迷っておると、こういう非常に現実的な問題としてこれをどう縮めていくか、あるいはその人たちにどう安心していただくかと、こういうことも含めて、それが四日市の将来に大きな問題になってきますね。

さて、何か一つ構想が具体化していくと、さてそうしたときにもう既にその周囲はどうにもしようがない状態になっておったというんでは、これはせっかくの構想というもの、あるいは計画というものが縮小されるなり、あるいは挫折するなりと、こういうことも起こってきますから、早急にそういう方針を、市の考え方というものを出すべきじゃなからうかと、こういうことを要望して質問を終わります。

○議長（山本 勝君） 暫時、休憩をいたします。

午前11時31分休憩

午後1時2分再開

○議長（山本 勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

伊藤正数議員。

〔伊藤正数君登壇〕

○伊藤正数君 通告した事項について、重要な問題点を数点に絞って質問いたします。

環境技術移転センターの設立推進につきましては、市長の熱心なご努力

により、法人の設立並びに計画の促進は申すに及ばず、既に海外出張によるPR、研修生の受け入れ等にも展望に期待の持てる成果を得ておられるようではありますが、心からそのお骨折りを多とするところでございます。さらにまた、関係各方面のご協力で、去る9月には当センターの基本構想案骨子が発表され、この事業の第一次始動期に差しかかった感がいたしますので、事業全般及びその関係事項について重要と考える若干の問題をこの時点でただしておきたいと思えます。

当センターの設置及び関連諸事業につきましては、今日までたびたびの説明会や関係文書等を通してご説明をいただいておりますが、今日までのところ、ただ総括的で抽象的な説明を承っている程度でございますので、このプロジェクトの全体像が把握できないくらいでございます。したがって、まず事業全体計画を、いつ、どんな形でお示しになるのか、お聞きいたしたいと思えます。

第一次事業とも言うべき中核施設建設の敷地決定一つをとってみても、土地利用全体計画の中で決定されるべきで、土地利用の青写真もいまだ示されていない段階での決定はやや短絡的で、全体計画の中で部分に対応されるのが、大型プロジェクト推進の手順ではないかと思えます。将来予想される諸施設を含めて、用地使用の全体計画をお尋ねいたします。

担当部室のご説明によりますと、全体計画構想案は約50haについて計画案を県と共同で作成中であり、うち5haは中核施設用地として環境技術移転センター用地やソフトウェアセンターの計画を詰めており、他にも学園都市センターなどについて今後県と協議していく予定で、その他の用地は主に民間の研究所立地を誘導し、学園都市の中心的地域として研究、開発機能を集積させ、産業の活発な展開を促進していく計画だと言っております。

ここで、1点お尋ねいたします。

既に造成を終えている以外の用地造成の事業主体はだれか、ご答弁によ

っては、後刻再質問の中で私の考えを申し上げます。

さらに、先に桜財産区から用地移管当時、参考資料としてとめおく程度の非公式なドリームマップをちょうだいいたしました。50haの用途別区画を明確に図示した、責任を問わない、単なる参考にしか過ぎない図面でございますが、率直に申し上げて、土地用途別全体計画として適切かつ良好な構想としてこの図面を評価しており、これをたたき台として県、市で協議を進めるに足る一原案にふさわしいととらえております。地球環境産業技術研究所として初めて新聞で取り上げたのが昨年の11月30日、既に1年余りも経過した今日、なお土地用途別全体計画図面1枚すら議会に提示できない緩慢さは、理解に苦しみます。ご事情あればあわせて承りたいと思えます。

研究機関の進出、関係企業の誘致、研修生の開拓等々、座して待つ時代は終わりました。当面は、理事者側で国内外へPR活動も願える資料が不可欠で、特に昔の10年は今日では一月、拙速は戒めなければなりません、超高速の時代で、市長が既に海外に出向かれ、いろいろと配慮されている今日、土地利用の具体像はいつお示しいただくのか、承りたいと思えます。

次に、この用地に来年の夏から、中核施設と考えられる諸施設の建築が予定されておりますが、規模2,500㎡、事業費約10億円の小規模な施設では、研修機能及び試験研究機能を満足に果たし得るスペースの確保はまことにおぼつかなく、必然的に補足する施設を求めなければなりません、この点どのような構想をお持ちか。仮に企業のご協力をいただくとしても、この種の研究は多くは企業秘密につき、はたして十分な研究機能が発揮できるかどうか。

以上の諸点を明確にお聞かせください。

今日、アメリカと南アメリカ諸国で、海流が地球の温暖化をもたらすエル・ニーニョ現象と寒冷化をもたらすラ・ニーニャ現象の研究が活発で、研究所員に海外からの研修生を含めて1,800人の規模を持つ地球環境研究

所もあるという新聞記事を見ましたが、特に発展途上国やヨーロッパ諸国から当センターが評価される場合は、それに見合う規模を想定しておかれることが必要で、中途半端な機能や施設を構想されないようお願いいたします。

しかも、これらの施設では、極めて近い時点で研修活動が始動するようでございますが、研修生の受け皿都市として当市の持つノウハウがいかにかエコロジー都市の構築に貢献してきたかを、その実績や過程で納得いただくことが四日市ノウハウの無言の権威であり、研究が信頼される道であり、ひいては研修意欲を高めるキーポイントになると思います。したがって、これを契機に、まず足元から再検討いただき、受け皿都市としてこの面の資質を高めるため、以下、私の考えも含めてお尋ねいたしますが、以上申し上げた点についての市の基本姿勢と、以下申し上げる諸点については、特に実績の向上に結びつきにくい事項に関してのみ、その原因と対策についてご答弁いただければ結構です。

禅の道では、足元を見つめて反省せよという戒めを「脚下照顧」と申しますが、地球環境の破壊は我々の日常生活に始まり、生活雑排水の処理、農薬不完全処理の家庭下水、工場排水等で、河川は既に瀕死の瀬戸際、海はさらに海洋投棄物で富栄養化や有毒性物質の検出を見ております。これが最も身近な生態系破壊の主たる原因ととらえておりますが、当市の河川、四日市の海の現状はいかがですか。

次は、自動車排ガスの二酸化窒素、抜本的な国段階の施策を見なければ、地方自治体一個ではどうにもならないと思いますが、市独自の対策をお持ちかどうか。

大気汚染では、二酸化窒素、行政も丹念に検査等指導され、企業もハード面の整備、届け出燃料を使用され、ともどもに努力されているにかかわらず、その対策と努力が一段必要ではないかと思っております。

また、環境破壊面の視点を変えれば、伐採林の放置、開発団地の緑化手

当て不足等々、まず市民に協力を求めながら、足元から地球を守る意識を、人間優先以前に、川のメダカやホタルの回帰を願うエコロジー都市を目指してこそ、国際舞台において物申せる資質の高い都市ではなからうかと思うのでございます。これ以外にもこの種の課題はたくさんございますが、どうかこれを契機にこの点のご努力をお願いする次第です。

次に、今までにもお願いいたしました当センター周辺地域の社会資本の充実ですが、県道茶屋町湯の山停車場線の整備は、その一部とはいえ、当市がその工事費まで負担しており、国道 306号バイパスの用地買収も市に依存しており、県道平尾茶屋町線も現状のままに据え置かれ、学園都市構想の成功に執念された知事さんにもかかわらず、今や県政の日陰とも感じられる現状に、心から不満の意を表明せざるを得ない心境でございます。かくては県道四日市竜王線の国道昇格もおぼつかなく、信頼と期待が増え、今後移転センターの活発な展開を期待しながら、市西部地域の国際化、国際都市化に取り組むべき矢先、県の対応は全く割り切れないものを感じさせます。機微な問題であり、高度な政治的判断を要する問題でもあろうかと思っておりますので、これ以上言及することは控えますが、環境技術移転センター、学園都市構想の推進及び県の社会資本投入が円滑、有効に行われるよう期待いたしますが、以上の取り組みについて理事者側のご見解を承りたいと思います。

次にお尋ねしたいのは、環境技術移転センターのソフト面でございます。申し上げるまでもなく、このソフト面の内容と研究成果いかんで技術移転の目的を達し得るや否やにかかる最重要課題ではないかと思っておりますので、次の諸点についてその骨子をお尋ねいたします。

すなわち、1. 研究及び技術の領域、2. これらの研究過程等、研究方法、3. 研修生指導職員の人的要件等についてご説明をいただきたい。

まず、領域について、基本構想案骨子には、地球環境問題の解決を目指して、特に環境保全にかかわる既存の産業技術及び今後開発される産業技

術を活用した地球環境保全に資する応用分野の研究開発を行うとうたい、これらを諸外国へ技術移転するんだと、大変格調の高い文章でございますので、理解しがたいのでございますが、要は、四日市が持つノウハウプラスその応用までを領域とするのか。さらに領域を広めれば、今日地球環境汚染ないしは破壊の四大パニックの研究も領域とするのだというのか、具体的な説明がないので、基本構想案のどの項目を研究してみても明確に領域がつかめないのでございます。

しかも、発展途上国、東欧諸国等に対する現地の具体的ニーズにこたえようともしているので、地球の温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨、大森林地帯の乱伐という地球の四大パニックを領域に含むと予測されますが、とにかく研究領域をはっきりさせていただきたい。

また、研究過程と研究方法については、企業との共同研究開発が一部に触れられてはいるが、研究カリキュラムも示されていないし、これを展開しての研究方法にも触れられていないので、この点どんな中身を準備されているか、お伺いいたします。

次に、環境技術移転センターの規模として、受け入れ研修生の人数と、特に言語理解の問題についてご答弁いただくとともに、当センターの生命であり、発展の基盤である研究指導職員の質と構成にどう取り組まれるのか。特に、研究にせよ、技術開発にせよ、優秀な成果をおさめる根本は人であり、人を得るや否やが当センターの消長を決するということになります。基本構想案に組織体制案が出ておりますが、これによれば総務企画部、調査研究部、研修部の各部に部長1名を配置し、一般職員は3部の合計18人（うち出向職員10名）、これに要する人件費は平成3年度において4,000万円と試算されており、臨時職員賃金もこれに含めております。仮に実績と研究に権威あり、指導力豊かな教授を部長に最低2名招聘するとしたら、この試算額で賄えるのかどうか。十分検討に値すると思いますが、理事者側いかがでございますでしょうか。要は、人を得てこそ事業は伸び

る、この鉄則を終始貫いていただきたいと思っております。

また、優秀な研究人材と同時に、研究実験用施設、機械等の使用備品についても計画されていると思いますが、どの程度の投資を伴うのか、参考までに承りたいと思っております。

続いて、全体計画策定の段階で、関連する別件二、三について承りたいと思っております。

用地造成上最もご留意いただきたいのは、可能な限り自然と緑を残していただきたいのが地域の要望であると同時に、矢合川、足見川及び流域は、いずれも大雨の流量に耐え得る河川ではないため、ゴルフ場等、環境技術移転センターの開発によって流域被害の危機感が高まっております。特に足見川は現在以上の排水は、東名阪自動車道との交差部分でかんがい水路に逆流し、水田が水没する現状で、現在、自治会から日本道路公団にかんがい水路の改修を陳情している状況でございます。開発の陰に泣く市民を出さない、思いやりのある調査と検討の加えられた土地造成計画と、調整池排水工事万全の計画を推進いただきたいが、この点の対策はいかがでございますか。

さらに1点、アスレチック施設移転の提言ですが、当施設は設置以来長い年月にわたって健康づくりと健全なレジャーに、心ある市民になじまれてまいりましたが、補修は行っているものの既に老朽であり、施設に新発想を加える余地も乏しく、研究センター用地と買収予定民有地をカットしている状態にあるので、他の適地へ移転しておく方が将来のためにも良策ではなからうかと判断しております。移転は適当な時期でよいと思っておりますが、現在より一層施設を充実した形をお願いできないか。

また、現在地で存続ということになれば、ぜひ施設、設備の改善、充実をしていただき、市民の健全なレジャーに一段貢献できるようお願いいたしますが、理事者側いかがでございますでしょうか。

さらにまた、当移転センターの中核施設建設敷地に関連する問題がござ

います。この敷地は、三重用水事業工事の残土処分によって造成され、当初の利用目的は、そのうちの約6万㎡を自然と共存する市民の総合スポーツ施設、すなわち桜運動広場の計画が進められておりましたが、用途目的が中核施設建設敷地に変更されました。変更の時点では、市から桜財産区開発検討委員会に対してその旨の連絡はございましたが、これにかわる敷地の確保は、市の責任においてどうするという代替措置には、何ら触れられていなかったのをごさいます。いったん決定された敷地が他の目的への転用でありますから、当然代替用地、または代替候補地を提示されるのが、この一件を措置される本筋であると思ひます。理事者側のお考えはいかがですか。

そこで、早速地区内の直接関係団体等のご意向を取りまとめて、代替候補地を行政に申し入れ、その結果、担当部課で代替候補地地内の地権者調査に着手中と聞いていた矢先、地区の意見だと舞い上がって、全く別の土地を代替地とするよう市に申し入れた第三者がいるという情報を得たので、早速その方に会い、桜運動広場の性格、規模及び経過を説明するとともに、その方が申し入れた経緯を尋ねたところ、市の方が希望しているという言質をとっております。その申し入れに、私は立ち会っていないので、この言質の真偽に言及することは差し控えますが、特に総合スポーツ及びレクリエーション施設の乏しい西部市民の願いとする運動広場設置の理念と、過去3回に及ぶ私の一般質問の経過を集約して申し上げておきますので、今後誤りなく計画を促進されるよう、特に担当部課にお願いし、代替地に対する明確なご答弁をいただきたいと思ひます。

文化体育施設が極めて貧困な西部に行政の光を当てていただきたい願ひで、初めて一般質問で提言したのが62年6月議会で、三重用水残土埋立地を筆頭に、21世紀の四日市リゾート基地をつくる雄大な基本構想を考へることができないかという提言を皮切りに、翌63年3月議会で、西部一地区一総合グラウンドの設置をお願いするとともに、県営の北勢体育広場

が候補地を物色中でありましたから、これをぜひ本市の西部に誘致していただくようお願いいたしました。結果は不発に終わりましたが、この本会議で教育長から、「県営スポーツ施設の誘致につきましては、県営北勢中央公園の中で検討されるやに仄聞しておりますが、さらに市内西部地域での立地につきまして、県に対して要望いたしたいと思ひます」とご答弁いただき、県営施設程度のスポーツ施設の必要性は、私と一致したご認識であったと思ひます。

そして、この議会でさらに教育長から、「ご承知のとおり、当面約6万㎡に及びます桜運動広場が、三重用水事業の工事残土を利用いたしまして、関連工事として整備されることとなっており、活用につきましては関係機関と協議しながら進めてまいりたいと存じております」と、各地区への総合グラウンド設置提言の中でご答弁をいただきました。したがって、桜運動広場は、単に一町、一部町民が対象ではなく、四日市全市民対象か、さもなくば最低地区住民を対象とする位置、環境、規模等の総合条件を備えた施設である認識を欠いては、全市民に奉仕する行政に値しないと思わざるを得ません。かつこの運動広場事業の推進並びに用途目的変更前の早い時期に内報を受けましたので、その時点で代替候補地の選定を、当時の自治会その他に諮って決定した経緯もごさいます。ご承知のとおり、桜地区はどこを取得するにも住民以外の地権者も多く、県外地権者数もご同様で、一方ならぬご苦勞をかけるわけでごさいます。これは未来地の持つ共通の現象でごさいます。

なお1点確認しておきたいのは、桜運動広場の立地整備積立金が、三重用水から市に入金して保管されているが、その元金約7,300万円に対する現在高と、代替運動広場に使途される確認を求め、お答えいただきたいと思ひます。

次に、この質問で締めくくらせていただきますが、環境技術移転センターの完成と円滑な運営並びに研究機関の進出、企業の誘致を完了するには、

かなり長年月を要し、これらの施策とその推進が必要であります。成功へのかぎはやはり人を得るにあると思います。環境技術移転センターの職員若干名は出向となっておりますので、当面は出向社員を充てるとしても、将来は県、市、行政等々、十分タイアップできる正規職員が理想だと思います。いかがお考えですか。とりあえずは早期に出向を発令され、現地に構想開発室を開設し、事務所を現地に持つ前向きな姿勢と、現地主義の調査、企画、情報、渉外等に専念させていただきたいと思いますが、そのお考えはございませんか。

特に、今後この事業を推進する上で、地区住民との接触に道を早くから開いておかれることは、協力面で予想以上に効果が期待できるのが田舎の特質でもございます。事務所の設置場所は、地区市民センターか旧地区市民センターに暫定的にということになると思います。ご所見をお願い申し上げます、以上で質問を終わります。

○議長（山本 勝君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 環境技術移転センターについて、大変広範囲なご質問をちょうだいいたしました。お答えをいたします前に一言お断りを申し上げておきますが、現在環境技術移転センターは、県、市で構成いたしました財団でスタートいたしております。しかし、これでは実際に四日市が持っておりますノウハウというものを、日本の国内はもとよりであります。外国全体を対象に考えて移すというわけにはなかなかいかないということから、新たに通産大臣承認の環境技術移転センターに衣がえをしようとしたしておるわけでありまして、この衣がえの中身というのが、実は財団の規模として60億円という計算をいたしておりまして、今、その半分は県、市が拠出をします。残りの半分は、中部財界にお願いをするということによって働きかけをやっておる段階でございます。したがって、最終的にどの程度の規模になるかということについては、新しく衣がえをした

時点でもう一度検討をし直さなければならないというふうに思っております。新しい財団というものを、今つくるということに精力を集中をいたしておりますので、具体的な土地造成の中身、あるいは建物がどうなるかということについては、今後さらに十分検討をしなければならないというふうに思っておりますが、今日の段階で一応の60億円を対象にした計画づくりというものは、ほぼ大体の線は出ておるわけでありまして、それが既にお話を申し上げてまいりました計画の中身であるわけでございます。

そこで、これを設置する場所についてでありますけれども、設置する場所というのは、かねてから四日市の西南部にあります桜財産区をどう活用するかということとの関連でありまして、鈴鹿山麓研究学園都市構想というまちづくりの構想がありますので、その中心的な施設ということで構想を進めておるところであります。全体として50haの区域があるわけですが、その中に極力緑を残していくという観点から、20ha程度は緑地公園として確保しながら、道路、調整池の公共施設用地を除きまして、約22haの用地を造成する計画でございます。このうち5haを環境技術移転センターの棟、あるいはソフトウェアセンター棟の施設が占める。残りの部分につきましては、研究学園都市構想でございますから、研究開発機関というものを誘致をしていこうという考え方であるわけでございます。

で、造成の事業主体は誰かというご質問でございますが、造成工事をやりますのは、四日市市土地開発公社で施工をするということになると思っておりますし、私はそうしたいというふうに思っております。この桜地区の研究学園都市構想全体については、県、市の共同事業ということで取り組んでおるわけでございます。広域的な観点から位置づけ、構想づくり、施設設計等に関しましては、県の方で主体的に取り組んでいただいております。当然この面につきましては、地元との調整を要するということでございますので、その面で県と市の役割分担というものを一

応の取り決めにいたしておるところでございますので、地元との関連については、市が担当をさせていただくということになるかと思えます。

そこで、先ほど申し上げましたように、およその造成計画というのは既にお示しをしたとおりでございます、これにしたがって50haの中の22haが用地として予定をされておることでございますので、さようご承知おきを賜りたいというふうに思います。造成にまつわりますアプローチ道路でありますとか、あるいは調整池でありますとか、そういったような具体的な点については、担当の方からお答えをさせていただきます。

さて、そこでこの中身の問題でいろいろとご質問がありました。あるいは落ちるかもしれませんが、私が今日まで承知をしている範囲でお答えをさせていただきます。

そこで、まず環境技術移転センターということでございますが、どういう技術を外国に移転をするのかということでございますが、これは全体的に言いますと、京都にできます地球環境産業技術研究機構と、この桜にできる環境技術移転センターとのタイアップで中身が決まってくるというふうにご承知を賜りたいと思えますし、既に地球環境産業技術研究機構の方との連絡調整もだんだん棲分けができつつあるという現状でございます。これは主として通産省の方でお考えをいただいております。

そこで、まず技術移転をするということなんですが、当面私どもが四日市にありますノウハウということになりますと、SO_x、NO_xあるいはさらにCO₂の削減でありますとか、省エネルギー技術でありますとか、あるいは排水関係の汚染源の削減に関する技術ということになると思っておりますが、それを地域として総合的にどうアレンジしていくかということも一つのノウハウでございます、そういったシステムをそういうシステムのない地域の方々に移転をしていくと、こういうことになると思えます。

で、そのただ単に移転をするということは、ただ教えてあげるということなんですが、実際は国の途上国援助資金なり、あるいはNEDOの資金なりというような形で、そういった資金をこの環境技術移転センターで活用して、そういう仕事をやっていこうと、こういうことでございます。それですで最初に行えることは、やっぱり研修ということでございます。したがって、今考えております施設そのものは、研修棟と同時に、そこへ研修に来る外国の人々が、研修期間中生活をしていただくための生活棟がまず考えられるわけでございます。それじゃ、一体研究は何にするのかということでございますが、これはまだ技術が未開発になっている問題があるわけです。それはCO₂の削減でありますとか、あるいは第三世代のフロンガスの開発でありますとか、さらにこれを上げてまいりますと、数限りなくとっていいほどたくさんあるわけでございます。実際にそれらを研究して、それを具体的に生産過程の中に組み込んでいく技術と、その研究であるというふうにお考えおきをいただきたい。

したがって、地球環境産業技術研究機構の方は、むしろ理論的にこういうことができるんじゃないかという理論的な解明をやっていただく。それに基づいてこちらが持っております、いわゆる生産技術的な面を具体的に適用させていくための研究開発ということになるかというふうに思っております。これらの研究は科学技術の振興という意味から、国の方が大体決定してまいりまして、補助をつけてそれぞれの研究可能な企業に研究を委託をすると、こういう形になると思えます。それは研究成果というものはノウハウでございますから、多分私は特許という形で蓄積をされていくであろうと、こう思っております。ただ、これは初期の段階でありまして、したがって、今はそういった企業に環境技術移転センターを通して課題を出して、その課題に対応した研究をしてもらうということになるわけでございます。

したがって、今、私どもは直ちにそういう研究室をあの地点に、あの地

域につくっていくということはまだ早計であろうと。それはたしか伊藤正数議員もおっしゃりましたが、やはりある一定年次を経た上で、この環境技術移転センターが実力を蓄えた上でやっていくべき仕事ではないだろうか。むしろそういう仕事は、これは私個人の考え方でございますが、もし研究センター、研修センターでやろうということであれば、私はやはり場所は別にセットすべきじやなかろうかなという感じを持っております。これは私個人の考え方でございますから、今度新しく環境技術移転センターが通産大臣の認可を得て、衣がえをした段階で明確になっていくことであろうと、こう推察いたしておるところであります。

ところで、外国から来た人の研修カリキュラムでございますが、これは既にできておまして、言葉の面で不自由のないように、まあ、主として英語、中国語、日本語と、こういう三つの翻訳も大体できておる。したがって、来年の1月に来られるメキシコの研修生の方には、まだ研修棟もできておりませんし、生活棟もできておりませんから、それなりの宿舎を当市内でご用意申し上げ、またこの研修を受ける場所も用意をしてそこでやっていただくと、こういうことになろうかと思っております。研修棟が大体10億円ぐらいという予定でつくるわけでございますが、できた暁においては、今度はこちらの方へ来ると。したがって、平成4年の春か秋ごろまではできないことだろうというふうに思っておりますので、さようご承知おきを賜りたいと思います。

今申しましたような研究どいうものは、やはり当面はそういう形でやっていくと。地球環境に直接関係の、一般的に言われております温暖化というのは、CO₂の削減によって防ぐことができるということでございますし、オゾン層の破壊は、第三世代のフロンガスを開発することによって防ぐことができると、こう言われておるところであります。ただ、熱帯雨林の伐採、これだけはそう簡単にはいかない。それぞれの国の事情がありますので、十分そのことを踏まえた上で熱帯雨林についての研究を進めて

いく必要があるだろうと。それは私は日本ではできないことでありまして、現地での研究ということが大事であると。今、この技術センターから既に加わりまして、タイにおきます環境保全の対策、これは産業技術的なものというよりも、総合的な環境保全の対策、調査というのが行われております。4人のチームで、そのうち一人この技術センターから参画をして研究をしておると、こういうことでございますから、そういうような形での現地研究というのは、これからちょいちょい出てくることではなかろうかと。実は、これらのことをやっていくためには人の問題があるわけです。そういった研究を十分知識を持っておられる方々に、この環境技術移転センターにご参画をいただかないとできないわけでありまして。

しかも、それを世界に広げていこうということにおいては、この研究センター自身もそれなりの人材というものを確保しなければならない。そういった意味でその人材確保について、今、中央省庁との間にいろいろと折衝中でございまして、近くこれは年内にまず決まってくるであろう、こう考えておる段階でございます。

随分漠然としたお話を申し上げましたが、受け皿都市のあり方ということで、7点か8点ご指摘をちょうだいいたしました。ごもっともなご指摘だというふうに思いますが、この中で私どもがまだ考えなければならない問題と、既に四日市ではもう技術的にはクリアーできている問題と両方ございます。したがって、私どもは、このクリアーできてない問題につきましては、今後環境技術移転センターができてそこに人材が入った場合に、そういった方々と十分打ち合わせをしながら、本市の環境保全というものを一段と進めてまいりたいと、そう考えておるところでございます。

それから、予算的に4,000万円の人件費じゃ足りないんじゃないかというお話がございました。これは当初計画でありますから、一応の計算ということになっております。したがって、今日では60億円という段階で考えた計算でございますので、今申し上げたようなことを積み重ねてまいりま

すと、そのときにおいてどういう予算のつくり直しになるのかということ
でございますので、その場合には何件かの研究課題に対する、あるいは研
修講座に対するいろいろな財源をこの中に組み込んだ予算編成をしないと、
私は全体がいいものになっていかないというふうに思っております。まだ
今の段階ではそこまでは明確になっておりませんので、確たるお答えがで
きないのは申しわけありませんが、明確になりました時点時点において、
逐次議会の方にはご報告をさせていただく所存でございますので、さよう
ご承知おきをいただき、ご支援を賜りたいというふうに思います。

その他のフィジビリティな問題については、担当部の方からお答えを
させていただきます。落ちた点もあるかと思いますが、お許しをちょうだ
いをいたしたいと思います。

○議長（山本 勝君） この際お願いをしておきますが、残り時間が少な
くなっておりますので、答弁は要領よく簡潔にお願いをいたします。

市長公室長。

〔市長公室長（栗本春樹君）登壇〕

○市長公室長（栗本春樹君） 環境技術移転センターの問題につきまして
は、ほとんど市長の方からご答弁をさせていただきました。ただ、若干漏
れておる部分につきまして、私の方からご説明をさせていただきたいとい
うふうに思います。

それはまず、桜財産区内の三重用水残土で埋め立てました、用地に予定
いたしておりましたいわゆる桜運動広場につきましては、これが鈴鹿山麓
研究学園都市の建設予定地に含まれるということになったわけございま
して、そのために別の場所に代替地を確保している、こういうことになっ
てまいりました。このことにつきましては、学園都市の建設につきましては、
従来より地元の方の桜の役員の皆さんともども協議を重ねさせて、ご理解
とご協力をいただいていたわけでございますが、これに関連いたしまして、
運動広場の代替地につきましては地元からの要望も聞いておるわけですが、

まだその場所についての確定をいたしておるわけではございません。1日
も早く場所のめどが立てられるように、今後とも地区自治会の役員の方々
と十分に相談をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、いずれにいたしましても、この桜運動広場につきましては、
地区住民の皆さん方の運動広場でもございますので、その観点に立って調
整を図ってまいりたいというふうに思います。

それから、あと漏れておる分につきましては、アスレチックの問題がご
ございました。この件につきましても、私どもは今現状地で、とにかく内容
の充実強化を図っていききたいというふうなことで考えておるところでござ
います。

時間もございませんので詳しい説明ができないのが残念でございますが、
それからもう1点最後に、この全体計画を推進するために、いわゆる構想
開発室を設けたらどうか、こういうふうなお尋ねもございました。私ども
は、これまで南部工業団地あるいは現在推進中のハイテク工業団地にプロ
ジェクトを組んで、調整を図った実績がございます。現状におきましては、
構想のための開発室の設置の考えはないわけでございますが、必要があれば
検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（山本 勝君） 建設部長。

〔建設部長（竹村二郎君）登壇〕

○建設部長（竹村二郎君） 鈴鹿山麓研究学園都市へのアクセス道路につ
いて、非常に県の対応がおくれているのではないかとのご指摘ございま
すが、それぞれの、例えば、県道茶屋町湯の山停車場線、そういった道
路につきましても、それなりに進捗をしております。今後私どもといたし
ましても、県と一体となって進めてまいりたいとこのように考えておりま
す。

また、四日市竜王線の国道昇格につきましても、建設省の方へ再三陳情
してまいっておりますし、民間の方たちとも一緒に陳情をしましてお

ります。早期にこれが国道昇格になるように今後とも精力的に陳情を重ねてまいりたいと、このように考えておりますのでご理解を賜りたいと思います。

○議長（山本 勝君） 環境部長。

〔環境部長（鶴飼 滋君）登壇〕

○環境部長（鶴飼 滋君） ご質問の中で、水質汚濁の問題と窒素酸化物についてお尋ねがございましたのでお答えを申し上げます。

特に本市の中小の河川におきましては、家庭からの生活排水、これが大変大きな影響を及ぼしておるわけでございまして、そのことによって汚濁の改善が進んでいない、こういう状況にあるわけでございますので、特に私どもといたしましては、今後そういった面について住民の方々一人一人にご理解いただくように、広く市民の方々の水質保全に対する意識の高揚、こういったことに重点を置いて努力をしてまいりたい、こう考えているわけでございます。

また、窒素酸化物問題につきましましては、さきに橋本茂議員にもお答え申し上げたわけでございますけれども、私どもといたしましては、今後とも県とも十分協調をいたしながら、排水量の実態把握等々について積極的にその対策を進めてまいりたい、こう思っておるわけでございますし、同時にまた市民啓発の一環といたしまして、電気自動車の購入についても検討してまいりたい、このように考えておるわけでございます。

いずれにいたしましても、地球環境の保全に十分意を配しながら、本市の環境を守り育てていくと、こういったことが極めて重要でございますので、今後とも積極的に努力をしてまいりたいと思っておりますので、ご理解をちょうだいいたしたいと存じます。

○議長（山本 勝君） 伊藤正数議員。

○伊藤正数君 ご答弁ありがとうございます。

私が質問の中で一番やはり心配しておりましたのは、今後残された土地

を、どういう主体で造成していくのかということでもございましたけれども、市長のご答弁の中で、四日市市土地開発公社でやっていくというご答弁をいただきましたので、これはありがとうございますと、こうお願いを申し上げます。

それとあと質問いたしました中で、河川の問題とかいろいろなことを申し上げたわけですが、時間があればその点だけご答弁いただきたいなと、このように思います。

これをもって質問を終わります。

○議長（山本 勝君） 建設部長。

○建設部長（竹村二郎君） 矢合川と足見川がその流域になるわけですが、それぞれの流量に応じた調整池をつくりまして、下流への影響のないような対策を講じてまいりたいと、このように考えております。

○議長（山本 勝君） 暫時、休憩をいたします。

午後2時休憩

午後2時16分再開

○議長（山本 勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

青山弘忠議員。

〔青山弘忠君登壇〕

○青山弘忠君 通告に従いまして質問をさせていただきたいと思っております。

まず第1点目の近鉄四日市駅周辺の開発についてでございますが、駅東の中心的な存在でありました四日市都ホテルが、この11月30日付で四日市プラザホテルに売却をされたという新聞報道が先日なされたわけでございます。この問題につきましましては、加藤市長は3月議会におきまして、そのまま都ホテルを存続するというご答弁をされたわけでございますけれども、その後、6月、9月の議会におきましては、片岡助役から、それを否定する答弁がされてきたわけでございます。民間の問題に行政が入るのは大変

難しい面もあると思いますが、この駅西の跡地を売却した折の公募要綱の中に、駅東と駅西は商業特性の分担が図られるべきであり、相乗効果を高めながら、一体的中心商業地域として充実されることが望ましいと明記されておる事実を考えると、釈然としない思いをいたしておったわけでございます。余り強く行政指導をすると、財産権の侵害になるというご答弁もございましたが、やはり公有地を民間に払い下げた責任上、市といたしましても、公募要綱が守られていないというような場合には、断固とした行政指導をするべきであったのではないかというふうに思うわけでございますが、今回のこの移転売却の決定劇に対しまして、加藤市長はどのようなお考えを、ご感想をお持ちなのか、また、今後この問題にどのように取り組んでいかれるのか、お尋ねをしたいと思います。

都ホテルが駅西へ移転をいたしますと、明らかに駅東が地盤沈下していく可能性があるわけございまして、今後、その対策をどうしていくかということが今まで以上に深刻な問題になってきたわけであります。大手の企業がうまく世渡りをして、四日市の発展を支えてきた地元の事業者の皆さんにしわ寄せがいくような凶式が出てきたということは、これは非常に大きな問題であろうと思います。また、都ホテルの後を引き継ぎます四日市プラザホテルに対して、引き続きホテルとして営業をしていくという条件がついておるといってございまして、これについてもどこまでこの条件が守られていくのか、大変疑問に思う部分もあるわけでございます。市といたしましても、この都ホテル並びにその後を引き継ぐホテルの与える影響の大きさを十分に考慮いただきまして、売却先の四日市プラザホテルと、ホテルとして継続していく条件の確認とか、あるいは今後の施設の内容とか、あるいは周辺地域に対する役割等々について協議、指導をしていくお考えがあるのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

また、駅西の「アミューズフォーラム21」が来年秋にオープンするといううらやましい段階に入ったわけでございますが、明らかに駅東の方の対策がお

くれておることは否定できない事実であります。今回の都ホテルの移転を一つの大きなきっかけといたしまして、今まで以上に駅東に対する対策を行っていただきたいと思うわけでございますけれども、現段階におきまして、地区更新計画なり、あるいは駐車場の整備計画、あるいは近鉄四日市駅前広場計画などがどの程度まで進んでおるのか、お教えをいただきたいと思っております。

次に、道路問題についてお尋ねをいたします。

市道の舗装率は、本年3月現在で79.1%であります。実際に我々が利用する生活道路の範囲におきましては、ほぼ100%に近い舗装ができておるわけでございます。ここに至るまでの関係当局のご努力に対し、心より敬意を表すところでございます。量の拡大が満たされてきますと、その質がどうかということが問われるわけございまして、道路の補修とか、あるいは修繕ということに力を入れていかなければいけないわけで、再舗装をどうやっていくかということが今後の道路行政の大きな課題になってきたと思うわけであります。再舗装といいましても、古い舗装の上に舗装を上乗せをするだけでは、いろいろな問題が引き起こされる原因になるわけでございます。例えば、道路が高くなって雨の水が敷地内とか、あるいは玄関、場合によっては床下に侵入するというようなケースもあるわけでございますし、また、路肩がだんだん高くなっていきまして、車が対向したときにタイヤを落としたり、あるいは自転車に乗っている人が溝に落ちてけがをしたりとか、そういうようなこともあるわけございまして、高くなった舗装を壊して、もう一回一から舗装をやり直していただかなければいけないところがたくさん増えてきたわけであります。現在におきましても、どうしても必要があるところについては打ちかえの舗装を行っていただいておりますが、上乗せの舗装に比べて非常に予算がかかるということもございまして、最小限の範囲に抑えられているような気がいたします。しかしながら、このままの状態が続きますと、

だんだんと危険な箇所が増えてきて、将来取り返しのつかない事態になるのではないかと、そんな不安も抱くところでございます。現在、上乘せの舗装と、そして打ちかえの舗装は再舗装という一つの枠の中に入っております。場面場面でどちらのやり方をとるかという選択がなされておるわけですが、このやり方でいきますと、やはりどうしてもお金のかかる打ちかえの舗装よりも、やはり上乘せの舗装の方が量が稼げると、たくさん箇所ができるということで、地元といたしましては、自治会としては、やはり量のたくさんできる方法を選択してしまって、なかなか打ちかえの舗装ができないというのが現実のような気がいたします。

そこで、打ちかえの舗装を独立されまして、舗装していく面積を毎年目標を決めて、別途予算で取り組んでいただいたらどうかと思うわけがございます。これは、建設部のみならず、財政当局のご理解も必要でございますが、この点につきまして、両面からのご答弁をお願いしたいと思います。

次に、学校教育と福祉についてお尋ねをいたします。

この問題につきましては、昨日、益田議員が取り上げられまして、多分に重なるところも出てまいりまして、自分といたしまして、少し視点を変えて質問をさせていただきますが、重複する部分につきましては、お許しをいただきたいと思っております。

厚生省は、高齢者保健福祉推進10カ年戦略というものを昨年末に制定をいたしまして、それを見ますと、ホームヘルパーの数を昨年末で全国で3万人であるものを10年後に10万人にもっていこうと、ショートステイについては4,200床であるものを5万床に、デイサービスの施設は1,000カ所であるものを1万カ所にしたいと、こういう目標を出しておるわけですが、在宅福祉といえますか、地域福祉というものを重視した考え方でございまして、自宅や地域の中でぬくもりのある福祉なり介護を受けるといような社会づくりが目指されておるわけでございます。そんな時代になったときに、現状のように福祉活動、ボランティアを善意ある人

にだけ頼っていて、それでうまくいか、大変疑問に思うわけで、将来大きな壁にぶつかるような気がいたします。福祉を他人の問題として考えるのではなくて、自分自身の問題として考えられるような環境なり社会が来なければいけないわけでありまして。そのためには、現在の大人の意識を変えることも必要でございますが、高齢化社会の担い手であります子供たちの福祉に対する考え方をしっかりしたものにしていく必要があるわけでございます。具体的には、義務教育の中で福祉の授業というものを取り入れていただいて、机の上で勉強するだけじゃなくて、実際にいろんな施設やいろんな個人の自宅を訪問して、そういう実践活動も含めたようなカリキュラムをつくっていただきたいなど考えるわけでありまして。

そこで、四日市におきまして、現状、福祉に対する教育をどんなふうに行っておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

昨日、益田議員から同じような趣旨のご質問がございまして、その答弁として、道徳の時間などを利用して副読本を読んでいますと、こういうご答弁でございましたが、この福祉というものを一つの独立した科目として、授業としてとらえていくお考えがあるのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

次に、学校教育と福祉を考える中で、どうしても避けて通れない問題が障害児教育の問題でございます。障害児の子供たちを特殊学級に集めて健常児の子供たちと区別するやり方がとられておるわけですが、このやり方は教育的な効果はあるでしょうが、福祉的な見地から見るとマイナスのような気がいたします。社会に出ると、いろんな障害を持ったいろんな社会的弱者の方々がたくさんお見えになるわけですが、そういう中で、学校の中だけが同じレベルの同質の人間ばかりの世界、これが6年プラス3年、9年続くというのは、やはりこれは社会の中から見ると特殊な世界のような気がしてならないわけでございます。障害の程度が重くて養護学校へ入らなければいけない子供たちについては、これはやむを

得ないにいたしましても、少なくとも同じ学校で特殊学級のクラスで学んでいる障害の軽い子供たちにつきましても、やはり普通教室の中で一緒に教育をしていただくことがいいのではないかと、そんなことも思うわけでございます。それによって子供たちもいろんな境遇の仲間がいることを肌で感じることができ、また、福祉の基本である他人を思いやるような温かい心が育つのではないかと、このように思うわけであり、四日市の場合、小学校で17校、中学校で4校、特殊学級がございますが、現在、この特殊学級と普通学級との交流と申しますか、つながりがどの程度まで行われておられるのか、この点についてお尋ねをしたいと思います。

最後に、桜地区の諸問題についてお尋ねをしたいと思います。

この問題につきましては、先ほど伊藤正数議員の方がこういうご質問をされまして、私の用意しておいた内容とそのまま重なる部分が多々ございまして、その部分をカットして、簡単にお尋ねをしたいと思います。

まず、第1点目は、智積養水の整備についてでございます。

近鉄桜駅の駅前広場が今後でき上がっていくと、そして、その西側に智積養水公園をつくっていただくということが決まったわけでございますが、これができるようになりますと、従来から智積養水の中心地とされておりました鯉が放流されております西勝寺というお寺との間で2極に分断されてしまわれ、智積養水が分かれてしまうようなおそれがあるわけでございます。そこで、これを一体化して、一本の流れとして整備をしてほしいという質問を先般6月議会にさせていただきました、そうしましたところ、建設部長からご答弁をいただいて、現在、智積養水に関しては建設部、都市計画部、農林水産部、環境部、下水道部と非常に各部に関連をいたしておいて、ばらばらになっておるので、これを調整して対処したい、こういうご答弁をいただいておられるわけでございますが、それ以来約半年が経過をいたしましたわけでございますが、その辺の調整をどのようにしていただいて、現状どこまで進んでおられるのか、お尋ねをしたいと思います。

次に、桜財産区を中心といたします鈴鹿山麓研究学園都市の問題でございますが、これも先ほどお話にございましたように、既に8月17日に財産区の管理会が開かれ、約40haの財産区用地が市に移管をされることになりました。また、今までも再三ご質問をさせていただいた桜運動広場につきましても、これを研究学園用地の中に入れて移転センター等の用地として使っていくということが決まったわけございまして、環境技術移転センター設置に向けて基本的な部分での合意がなされたことを大変うれしく思う次第でございます。

そこで、この内容についてでございますが、今後のスケジュールについて若干お尋ねをしたいと思います。いつごろ造成に入ると、建築がいつごろで、そしてでき上がりは大体いつの予定になっておられるのか、この点についてお尋ねをしたいと思います。また、先ほど伊藤正数議員の質問で答弁漏れのあったようなことがございましたら、この研究学園都市関係でひとつご答弁をちょうだいしたいと思います。

また、国道306号のバイパス工事についてでございますが、これも研究学園都市の中を南北に走る、将来は大事な基幹道路になることが予想されておりますし、その道路から西側が研究学園都市になっていくと、こういう意味で、一日も早い完成が待たれておるところでございます。これは国道でございますので、国・県にお願いをしていかなければいけないわけですが、それだけではなかなか県も動いてくれないというのが現実でございますので、市としても用地買収等で先行的に買収をしていただくなりして、早く対応をしていただきたいということをちょうど昨年の12月議会でお願いをしたわけでございますが、その後の進捗の状況と、そして今後の見通しにつきましてお尋ねをしたいと思います。

先ほどの桜運動広場についてでございますが、これも再三にわたってどうするのか、研究学園都市の用地にするか、それとも地元の広場として設計してもらうのか、何度も質問をさせていただいたわけでございますが、

今回、研究学園都市の中に含めるという決定をしていただいたわけでございます。そういうことで、地元としてもその広場にかわる広場の設置をお願いをしておるところでございますが、これはあくまでも桜財産区の開発に伴う桜地区内の問題でございますので、地元連合自治会で合意された方向、地元がここなら用地的にも協力していこうというふうに合意されたような場所で、ひとつ前向きにご検討をいただきますことをお願いするわけでございますが、お考えをお伺いしたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（山本 勝君） 商工部長。

〔商工部長（佐々木龍夫君）登壇〕

○商工部長（佐々木龍夫君） 現在の都ホテルの売却に関しましては、過去数回にわたりまして同様のご質問をいただいたわけございまして、その内容はお答え申し上げたとおりでございますけれども、その後、若干の経過もございますので、それらを含めながら再度ご答弁を申し上げます。

まず、都ホテルの売却に関してでございますが、これまでも申し上げてまいりましたとおり、現都ホテルが地元へ果たしてまいりました役割や周辺商店街への影響、あるいは地元商店街と自治会から提出されました嘆願書の意を踏まえまして、近畿日本鉄道株式会社に対して再三文書あるいは口頭で都ホテルとしての存続経営を強く申し入れてきたところであります。しかし、近鉄からは、四日市駅東西で新旧両ホテルを同時に経営することは大変困難であるため、売却をしたいとの意向が示されまして、同時に売却先につきましては、地元の意向を十分に配慮し、それにこたえ得ることを条件として全国から選定を行っておる、こういう考えが示されたわけでございます。これらに対します市の意向並びに近畿日本鉄道株式会社あるいは三井不動産株式会社の姿勢とその推移につきましては、四日市工業高校跡地開発事業に関する協議会にも逐次ご報告を申し上げ、ご了解をいただいているところでございます。その後、11月2日でございますが、三井

不動産株式会社と近畿日本鉄道株式会社の折半出資によりまして、ホテル新会社であります株式会社四日市AMホテル開発、これが設立をされまして、11月30日に現都ホテルの建物と敷地が株式会社四日市プラザホテルに売却されたことは、新聞等でも報道されましたので、ご承知のとおりかと存じます。

こうした経過の中で、現都ホテルの買収当事者となりました株式会社四日市プラザホテルの社長高安富三さんでございますが、市へも数度来訪されまして、現都ホテルが置かれております立場ですとか環境等につきましてはよく理解をしておられまして、特に、大阪でビジネスホテル等を幾つも別会社で経営をしておられる方でございますので、その実績から、現在の四日市の沈滞しているこの中心商店街については非常に疑問を呈しておられましたし、強力な活性化の必要性をいろいろ具体的な例を挙げて述べられるなど、地元の商店街としても、逆に力強い協力者を得たとして期待できる経営者ではないかなと、そういうふうに考えておるところでございます。また、市の方へ嘆願書の提出をされました各団体の代表者の方々とも、高安氏は会合の場を持たれまして、駅東の活性化にともに協力し合うと、こういうことで極めて友好的に合意を得たと、そういうふうに伺っております。嘆願書は、市の方へ出されたものでございますので、その後、提出者の代表者の方々とも私ども話し合いの場を持ちまして、経過をご説明申し上げ、ご了解を得たところでございます。

また、売買に当たりまして、ホテル存続についての条件が課されたかというお話でございますが、これは近鉄側から売却の条件として継続経営が強く出されていたところございまして、そのためにといえますか、売却成立に長い時間を要したのは、そういったところが一つの大きな理由になっておったと、そういうふうに聞いております。その後、高安社長自身、現にホテル経営をいろいろやっちらっちらる方でもございますので、先ほど申し上げたとおりでございますが、現在の都ホテルを買い取りまして、

すぐに売却をするのではないかというお話がいろいろございましたけれども、そういったお話とか、お考えとか、そういったところから判断いたしまして、売却の意向はないと考えてよいのではないかと、そういうふうに思っております。特に、現在の都ホテルの改装でありますとか、そこへ入っておりますテナントのあり方等について、かなり具体的にいろいろ計画を述べておられることから、短期間での売却といえますか、いわゆる売り逃げというようなことはあり得ないのではないかと、そういうふうに思っております。

○議長（山本 勝君） 都市計画部長。

〔都市計画部長（前川鉦一君）登壇〕

○都市計画部長（前川鉦一君） 1点目の近鉄四日市駅周辺の開発問題のうち、地区更新計画、駐車場、こういった関係につきましてお答えを申し上げます。

まず初めに、地区更新計画の進捗状況についてでございますが、近鉄四日市駅東地区を含む中心市街地の活性化対策としましては、従来より地元関係者の方々とともに協議、検討を進めてまいったところでございますが、先般お示しをいたしましたように、地区更新計画として今後の中心市街地全体のまちづくりビジョンを描き、再開発の戦略的なプログラムを取りまとめてまいったところでございます。これに基づきまして、夏以降、地元関係者の方々に対しまして、この計画の説明を行いますとともに、この計画で示された4カ所の重点整備地区ごとに提案されております開発コンセプトを説明し、それをたたき台といたしまして、現在、まちづくりの専門家を交えまして勉強会を行っているところでございます。申し上げるまでもなく、まちづくりは単に行政の考え方だけで行えるものではございません。今までまちづくりに関する勉強会、見学会、講演会、種々の啓発活動を積み重ねてきた中で、地元におきましても、諏訪栄の商店街を中心に、地区全体のまちづくりを考え、研究していこうといった自主的な組織でござ

います活性化準備会、こういったものが誕生いたしてまいったところでございます。まちづくりをリードする意味におきまして、行政の果たす役割はもちろん重要ではございますが、何よりもまず地元関係者の方々の意欲あるいはまとまりと、こういったものが特に大切ではないかというふうに思うわけでございます。今後は、地元の皆様とともども十分協議を重ねながら、駅東全体の方向を見定める中で実施に向けて計画を着実に前進させていくことになれば、すばらしいまちづくりができるというふうに確信をいたしておるわけでございます。

次に、これは各重点整備地区の状況についてでございますが、いわゆるA地区というのは諏訪栄のジャスコ周辺の地区でございますが、この地区につきましては、既に四つに分けて世話役が決められておりまして、地元主導で活発な勉強会が動き出しておるといった状況でございます。また、B地区でございますが、これは諏訪栄サンシ周辺の地区でございますが、既にこれも世話役を決め、活動が始められておるわけでございます。また、C地区、すなわち諏訪前のライオン通り周辺地区でございますけれども、本年度既に基本計画に着手をいたしまして、現在三つの組に分かれて活動も始められておるわけでございます。また、市役所北側の諏訪町地区、これをD地区と呼んでおりますが、市役所、商工会議所の機能と関連させたまちづくりを目指しまして、これも世話役を選び活発な勉強会が動き出しておるといったことでございます。またE地区といまして、これは昨年の末火災があった諏訪新道沿いに面した地区でございますが、ここにおきましても既に具体的な再開発事業の計画が検討されておりまして、早期の事業化を目指しまして動き出しておるといった状況にあるわけでございます。

また、駐車場計画についてでございますが、昨年来の調査におきまして、中央通りの地下活用の方向性が位置づけられてまいったわけでございますが、その具体化に向けまして、地元の皆様とともどもさまざまな検討をい

たしておるところでございます。

事業主体の問題につきましては、先ほども申し上げましたように、地元の自主的な組織である活性化準備会が既に動き出しておりますので、現在、この組織を中心に駐車場の基本計画の調査に取りかかっているところでございます。また、財源の問題につきましても、国において平成3年度より新しい補助、融資制度が検討されておりますので、今後、これらの制度が明確になってきた時点で、もっとも有利な手法を選択できるよう事業主体の構成、行政の関与の仕方、あるいはまた事業手法、こういった点につきまして、具体的な検討を行ってまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

以上、申し上げましたように、駅東のまちづくりにつきましては、既にそれぞれの目標に向けまして動き出しておるわけでございますので、現在、確かな手ごたえも感じとっておるところでございますので、ことしから来年にかけて、可能な限り具体的な事業計画化を図り、早期に実施へ移すことのできるよう、地元関係者の方々とともども一層の努力をいたしてまいりたいというふうに考えておるわけでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（山本 勝君） 建設部長。

〔建設部長（竹村二郎君）登壇〕

○建設部長（竹村二郎君） ご質問をいただきました再舗装の問題、また桜地区の諸問題の中で、智積養水それから国道306号の今後の見通し、この3点についてお答えを申し上げます。

まず、再舗装についてでございますが、先ほどもお話いただきましたとおり、市内の道路の舗装率は、今年度末をもって約80％と予測をいたしておりますので、生活道路はほとんど舗装をされております。しかしながら、近年の車両の大型化と交通量の増大によりまして、路面の損傷が各所で発生しておりますことから、再舗装を重点に施行をいたしておりますので、平

成2年度の再舗装面積は6万4,000㎡でございます。ご指摘のありました人家連檐、そういった道路で路面が高く、これ以上の再舗装が不適切な道路につきましては、切り下げと打ちかえをいたしまして、施工をいたしております。今後につきましても、地元の方々のご要望なり、また道路の状況を勘案いたしまして、切り下げ等の工法を検討した上で、再舗装を重点的に実施してまいりたいと、このように考えております。

次に、第2点目の智積養水についてでございますが、調整の窓口は私ども建設部といたしております。現在、智積養水周辺総合整備事業といった一つの関係部局による素案をつくっておりますので、その中に駅前広場整備、親水公園整備、遊歩道整備、そういったものを分けて検討をさせていただいております。現在のところ、智積養水の散策路の整備区間として考えておりますのは、既に事業を進めております桜駅前広場から西勝寺周辺までの間、約1kmの区間でございます。現在既に諸調査を進めておまして、平成3年度から地域づくり推進事業として関係の地区住民の皆様と協議を図りながら、当地区の憩いの場として、名水百選に選ばれた智積養水の景観を生かしながら整備工事に着手できるよう進めてまいりたい、このように考えております。

次に、第3点目の国道306号の今後の見通しについてでございますが、この路線が現在四日市周辺で改良整備がおこなわれている区域といたしまして、菰野町の県道四日市土山線から、本市の県道平尾茶屋町線の間約4,400mの区間がおこなわれているわけでございます。この区間につきましては、平成元年度より調査に着手をいたしまして、四日市市内の区間、延長1,900mにつきましては、現在までに地元関係者に道路計画の説明を終えまして、その後、地権者との用地立ち会いを行いまして、用地買収面積の確定もいたしました。関係地権者数が54名、用地買収面積が約55,000㎡でございます。1万6,500坪でございますが、地権者の皆様方のご協力をいただきまして、年度内に用地取得を予定いたしております。平成3年度には一部工事が着

手できるよう、県当局へ強く要望してまいりたいと考えておりますので、関係各位のご支援を賜りたいと存じます。

○議長（山本 勝君） 教育長。

〔教育長（岡田久江君）登壇〕

○教育長（岡田久江君） 学校教育と福祉につきましてお答えいたします。

学校におきます福祉教育は、みんなで明るく楽しい生活をするために人間としてお互いに助け合い、いたわり合いながら生きていこうという、人間としての生き方についての考えを深める教育でございます。このことは、これからの社会を考えますと、ますます重要性を増してくるものと考えております。

そこで、学校教育におきましては、小学校段階から他人に対する思いやりや豊かな心の育成に努めております。義務教育の最終年度に当たります中学校の3年生では、社会福祉の問題を重点的に取り上げて社会的弱者の実態や願いを知り、福祉社会の実現に向けて何をなすべきかを考える学習をしております。また、福祉教育は単に知識として指導するだけではなく、体験を通しての指導が望ましいと考えておまして、市内の多くの小中学校で、例えば老人ホームへの訪問、あるいは養護学校との交流等の活動を実施いたしております。

次に、障害児の教育につきましては、障害を持つ子供には一般の学級における教育では十分な教育効果を期待することは困難でございます。このため、障害を持つ子供にはその障害の種別や程度に応じまして、特別な訓練やあるいは指導が必要でございます。こうしたことを十分保護者に理解していただき、子供にとって最も望ましい環境が整えられるように努めてまいりたいと思っております。

また一方、障害を持つ子供にとっては、集団の中での社会性を身につけていくことも大切でございます。そのためには、障害児学級だけで指導するのではなくて、いろいろな機会や場をとらえて、障害の種別や程度に応

じて健常児との交流を図っていくことが必要でございます。現在、小中学校では、教科の学習を初め、場所的に近いところもございしますが、健常児との交流を図っております。例えば、四郷小学校とか笹川中学が西日野養護学校と交流をして運動会なんか一緒にやっていったりすることなどがございします。健常児との交流をできるだけ多く持つように努めております。こうした交流は健常児にとっても、他人を思いやり、あるいは思いやりの心を育てるということにもなりますし、好ましいと考えております。

なお、先ほどカリキュラムのことが出てまいりましたが、現在は文部省が示しました学習指導要領にのっとりまして、道徳とか特別教育活動、それから各教科の中で、すべて教育活動を通してやっておりますが、先ほどご指摘がございましたように、将来は文部省の方の動向も時代とともに変わることもあると思いますが、ご指摘のカリキュラムの独立につきましては、よくその動向を見ながら時代とともに対応してまいりたいと思っております。いずれにいたしましても、福祉の心を育てるということに向けて努力をしてまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（山本 勝君） 市長公室長。

〔市長公室長（栗本春樹君）登壇〕

○市長公室長（栗本春樹君） 桜地区の諸問題のうち、研究学園都市建設のスケジュールの点と、桜運動広場に関しまして答弁をさせていただきます。

先ほども伊藤正数議員のご質問にもお答えをさせていただいておりますように、現在、用地造成の設計を進めておるところでございます。これが完了して開発の諸手続を経た上で、来年の夏ごろには造成工事及び環境技術移転センターの建設に着手できるというふうな計画でございます。また、この造成工事につきましては、2工区に区分をいたしております。全体約50haでございますが、現在の運動広場を含む約20haを第1工区といたしております。これにつきましては、平成4年度には一部供用を開始できる

のではないかというふうにしております。残りの30haにつきましては、研究開発機関の誘致状況を勘案しながら順次造成をしていくと、こういう計画でございます。

また、環境技術移転センターの建設には、大体1年間ぐらいを要するというふうに考えておりました、したがって、来年の夏着工後、平成4年の夏ないしは秋にかけての完成ということになります。オープンもそのころになると予定をいたしております。また、桜運動広場につきましても、先ほど伊藤正数議員にお答えをさせていただいたとおりでございます、地区の皆様方のご要望やご意見を踏まえて調整を図って進めていきたいと思っております。

○議長（山本 勝君） 財政部長。

〔財政部長（鈴木一美君）登壇〕

○財政部長（鈴木一美君） 道路整備に関連いたしまして、舗装の予算について、再舗装、そのうちでもオーバーレイ、打ちかえ、それらに分けて計上できないかというふうなお尋ねでございますが、ご承知のように、舗装新設の事業費といたしまして、平成元年度の最終予算でもちまして4億5,300万円計上いたしておりますが、このうち2,800万円は補正をさせていただいております。これらの事業の進め方といたしましては、先ほど建設部長から答弁申し上げましたように、当然道路の実態に合わせてということではございますが、市域の中の各地域でのご要望等も踏まえた上で実施をしていくということでございます。ほかに道路関係の予算としましては、単独事業のみで申し上げますが、道路新設改良事業あるいは局部改良事業それぞれが両々相まって道路の維持管理、改良等を進めておるわけでございます、全体の予算をできることであれば大きくくっておく方がより弾力的に進捗が図れるのではないかと。青山議員とは逆の見方をしておる面もあろうかと思いますが、いずれにしても、今後、昨日の市長の答弁にもございましたように、道路に係る予算の増額等については、市長

が積極的にという考えをお持ちでございます。事務方としましては、その意に沿った形で進めてまいり所存ではございますが、限られた枠の中でございますので、どこまでご期待に沿えるかということについては、今頭を痛めておるところでございます。結果として、勉強をさせていただきたいと思っております。

○議長（山本 勝君） 青山弘忠議員。

○青山弘忠君 ご答弁ありがとうございました。

第1点目の都ホテルの移転問題につきましては、先ほどのご答弁のとおり、プラザホテルの経営者の方ともう既に話し合いもしていただいて、大変期待できる経営者だというご答弁でもございましたので、今後親密に連絡を取り合っていただくことをお願いしたいと思います。ただ、ホテルとして継続をしていくということにつきましては 民間企業である以上、やはり利益を出して採算がとれる状態であって初めてできるわけで、経営が悪化すればほかへ売却をせざるを得ない。場合によってはホテルとは全く違うところへ売却をしなければいけないというようなことが全くないとも限りませんので、その辺について心配が残るわけでございますけれども、今後、このことの重要性を加味いただきながら、ご協議を進めていただきたいと思っております。

また、市のほうで進めていただいております先ほどの近鉄四日市駅東の対策、地区更新計画とか駐車場の計画、これらが今後本当にうまくいって駅東が本当に活性化されると、こういうことによって当然駅東のホテルもうまくいくというふうに連動するわけでございますので、ひとつその辺についてもよろしくお願いをしたいと思います。そして、それによって駅の東西が一体化をして相乗効果を得られるような中心市街地ができ上がり、駅の東と西に拠点のホテルがあって、ともに共存共栄できるような、そういう四日市のまちができるようにひとつよろしくお願いをしたいと思います。

第2点目の再舗装についてでございますが、建設部長の方から、現状対

応しておると、また、財政部長の方からは予算を分けるのは難しいと、こういうご答弁をいただいたわけでございます。ただ、私が申し上げたいのは、再舗装の要望が地元から出てまいります。そうしまして、その中に1カ所ぐらい打ちかえをしなければいけないと、そうすると、それを道路課の方としてやりましょと、そのかわりあとのものについては予算がこれでなくなるから、来年回しですよと、こういうようなご回答をいただくことがあるわけでございます。打ちかえの舗装とオーバーレイの舗装がどうしても予算的に連動して反対側の方の要望を抑えてしまう、こういうようなこともあるわけでございますので、打ちかえの部分については計画的にこれだけやっていくと、また、オーバーレイについてもそれに拘束されずに一定量やっていくと、こういうような対応をお願いしたいということでございます。再度、建設部長のお考えをお尋ねしたいと思います。

次に、学校教育と福祉についてでございますが、ご答弁をいただきまして、現状において福祉の重要性ということを学校教育の中で十分お取り上げをいただいておりますということはよく理解できました。ただ、ご答弁にもありましたように、単独の科目として福祉を取り上げるということになりますと、文部省との関係もございまして、難しい面もあるかと思いますが、今後検討していくというご答弁をいただきましたので、将来に期待をしたいと思っております。

障害児教育につきましては、四日市において、健常児と障害児の交流を心がけてやっていただいておりますと、こういう話でございまして、昨日の益田議員の答弁でも同じようなお話でございました。しかしながら、就学指導委員会で特殊学級に入学ということが決まると、なかなか親との調整が難しいというケースもあるわけでございます。やはりたくさんの親が自分の子供だけは特殊学級に入れたくないと、こういうようなことが多いわけで、やはり何か特殊学級というイメージがよくないのではないかなということも思うわけでございます。何か特殊学級といいますと、非常に

隔離された閉鎖的な、何となく暗い教室というイメージがございますので、何か名前を変えられるものなら変えていただいたらどうかというふうにも思うわけですが、四日市の場合、私の聞く範囲では、隔離された形ではなくて、普通教室の隣に設置をいただいて、健常児との交流も十分にいただいておりますということでございますので、今後またそういう面も十分に父兄の方にもご説明をいただいて、PRをしていただきたいと思うわけでございます。

私のこれは提案ではございますが、もしできれば今の特殊学級を廃止いたしまして、特殊学級に入っているような程度の軽い子供たちについては、すべて普通学級に入ってもらおう。そして、ホームルームとか、あるいは給食とか図工や音楽や体育や、こういうものについては現在でも交流が行われておると聞いておりますので、一緒に授業を受けていただいて、そして算数や国語や、こういう知識を教えるような科目についてだけちょっと隣の教室へ行って、その子のレベルに合った指導をしていただくと、こういうふうに考えていただければどうかというふうにも思うわけでございます。理科室や図工の教室に行くような感覚で普通の教室からその特殊な教室の方へ行って、また自分の教室へ戻ると、特殊学級からお客さんみたいな感じで普通学級に行くんじゃないかと、普通学級に所属して特殊な教育を受けると、こういうような形のことができればいいなと思っております。肢体不自由児の子供さんの場合は少し難しいかもしれませんが、四日市の場合、9割方が情緒障害あるいは精神薄弱の子供たちでございますので、こういう子供たちについてはある程度こういうやり方もできるのではないかと、そんなふうに感じておるわけでございますが、教育長のお考えをひとつお聞かせをいただきたいと思っております。

最後、桜地区の問題につきましてご答弁をいただきまして、ありがとうございました。

智積養水の整備については大変前向きなご答弁をいただいて、地域づく

りの推進事業ということで来年度からお取り上げをいただくということでございまして、大変ありがたく思います。今後、智積養水が一本の流れとして、駅前広場の整備とともに一緒に整備されていきますようにご要望を申し上げる次第でございます。

また、環境技術移転センター並びに鈴鹿山麓研究学園都市につきましても、スケジュール等のご答弁をちょうだいしました。これについて今非常に具体的な設計をしていただいておりますということでございますので、その内容がわかった時点で地元へも十分にご説明をいただいて、地元の了解の中で開発を進めていただく。特に、先ほどもお話がございましたように、河川の問題とかいろんな面でやはり造成に対して地元としての不安がある面がございますので、その点の気持ちもひとつお酌み取りをいただきたいと思っております。

国道 306号につきましては、県の方が対応が遅いという話もございましたが、市の方で非常に前向きにやっておっていただくようございまして、大変ありがたいと思っております。一日も早く完成するようにご努力をお願いしたいと思います。先ほどの点についてちょっと再答弁をお願いして私の質問を終わります。

○議長（山本 勝君） 建設部長。

○建設部長（竹村二郎君） 道路通行上問題のある、そういった舗装につきましては、やっていかなければならないと、このように考えております。

○議長（山本 勝君） 教育長。

○教育長（岡田久江君） 先ほどはご指摘ありがとうございました。

名称のことではございますが、全部の学校ではございませんが、ひまわり学級とかそういうふうな名前と呼んでいるところもございます。

それからまた、特殊学級を廃止するというお話もございましたが、学校の校内同士で、本来の教室におりまして、科目によって、先ほどもございましたように、音楽の方へ行ったり、あるいは逆に、教科によりまして、

運動の得意な子どもでございます。そういうふうで、現に、全部の学校ではないかもわかりませんが、程度とか種別に応じまして、現在も実行いたしております。これからも努めてまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（山本 勝君） 暫時、休憩をいたします。

午後 3 時 10 分 休憩

午後 3 時 28 分 再開

○議長（山本 勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

田中俊行議員。

〔田中俊行君登壇〕

○田中俊行君 本日最後の質問者となりますので、いましばらくよろしくお願いをいたします。通告をいたしました 4 点について順次質問をさせていただきます。

まず第 1 点目は、地域社会づくり推進委員会についてであります。

約 2 年前に初めて一般質問をさせていただいた中で、地区市民センター運営委員会のまちづくり機能について質問をさせていただいたことがありますけれども、この運営委員会が発展的に解消されて本年の 4 月、新たに地域社会づくり推進委員会が設置されたものと理解をし、大いに評価するとともに、感謝をしております。

以下、地区市民センター運営委員会、従前のもを運営委員会、新しく設置された地域社会づくり推進委員会を推進委員会と略して呼ばさせていただきます。従来の運営委員会は、各種団体の役員クラスの人たちで構成されているものの、地区市民センター等公共施設の利用について日程の調整をするのが主な仕事でありまして、まちづくり機能という点では極めて弱かったと言わざるを得ないと思っております。一方、推進委員会の方は、要綱の第 1 条に「地域の特性を生かしたまちづくりの推進と地域連帯意識の高揚

を図り、心のふれあう魅力ある地域社会を実現するため」とありますように、明確にまちづくり機能の強化を打ち出した点で大きな意義があると考ええます。急速な開発、都市化によるマンション、アパートの急増や、また核家族化の進展によって、お隣近所に無関心、もちろん地域や行政にも無関心、こういう人が多くなりつつある現在、みんなで力を合わせて自分たちの住んでいるまちをよくしていこう、こういう意識を高めてもらう意味でも、推進委員会の今後の活動に期待するところ甚だ大でありますけれども、若干配慮をしていただきたい点がござります。

一つは、推進委員会の委員の構成についてであります。従来の運営委員会が各種団体、すなわち自治会、婦人会、老人会等の役員で構成されていたのに比べて、推進委員会の方では学識経験者あるいはまちづくりの識見と意欲を有する者も委員になれる旨、要綱にうたわれております。しかしながら、実態はやはり各種団体の役員で占められている感が強く、もちろんこうした経験豊かな人たちの参画も必要でありますけれども、新しい時代の新しいまちづくりに対応していくためには、意欲のある一般の人たち、特に若い層の新鮮なアイデアや行動力を活用していく必要があると考えますが、いかがでしょうか。こういう意味で、地区広報等で開催日を知らせ、だれでも自由に出席して意見を述べるチャンスが与えられるような随時参加の委員の枠が設けられないものでしょうか、お考えを伺いたしたいと思います。

二つ目は、フォロー体制についてであります。

推進委員会の活動の中で、地区の課題やその他重要な地域課題について、その解決策の検討を行うことが一つの柱となっておりますが、せっかく地域の特性を生かしたい方策が出てきても、それが的確に行政に反映されなければ、ほとんど意味がないわけでありまして。すべて行政任せという姿勢は困るわけですが、行政のやるべき部分については迅速に対応できるようなフォロー体制をしっかりと整備していただきたいと、こう思いま

す。各地区市民センターの館長が委員として参画しておられますので、本来の地区市民センターとしての機能をより強化して、この館長をパイプ役として、推進委員会の検討結果が言いっぱなし、聞きっぱなしにならないように十分生かされる方向で市当局と推進委員会が相互にフィードバックする仕組みをぜひともつくる必要があると考えますが、この点についての見解をお聞かせいただきたいと思ひます。

三つ目は、予算と顕彰制度についてであります。

毎年各地区の推進委員会の調査研究及び開催に伴う必要経費として10万円が予算化される方向と聞いておりますが、推進委員会の活動のもう一つの重要な柱である地域の振興に関する活動事業について、市が負担すべきと思われる経費をどういう基準でどの程度予算化されるおつもりか、その点についてもお伺いしたいと思います。

それと同時に、予算に関連して一つ提案がござります。すなわち、各地区の推進委員会でお出された有益な意見、アイデアあるいは効果的な地域振興活動をその地区だけのものに終わらせないために、各地区の推進委員会の間で情報交換あるいは活動発表する場と機会を持ったらどうかということでもあります。そんな中で、すぐれた発想や有効なまちづくり活動に対して何らかの形で表彰する顕彰制度を設けることも市民の地域社会づくりに対する関心を高め、より一層地域の活性化を促進することになると考えますが、この点についてのご所見もあわせてお伺いいたします。

第2番目の質問は、市立四日市病院のケースワーカーの増員計画についてであります。

病院におけるケースワーカーは、正確には医療ソーシャルワーカーと呼ばれておりまして、その主な業務は、病院を利用する患者もしくはその家族の生活上のさまざまな問題、すなわち経済的な問題あるいは心理的、社会的な問題について専門的な知識を持って相談に応じ、問題解決のための援助をすることです。日本の現状を見ますと、全国で約4,000

人の医療ソーシャルワーカーが働いておられますが、概して公立病院よりも私立病院の方が先んじて置いているようであります。我が市立四日市病院の場合は2名置かれているようではありますが、そのうちの1人に先日直接話を聞く機会を得ました。その方の話によれば、年間で相談件数は約5,200件に及び、相談者は高齢者が圧倒的に多いとのことでした。また、相談内容も、どの科にかかったらよいかという比較的簡単な問題から、病院に対する苦情を含む療養上の患者本人と家族の問題、あるいは病気に対する不安といった心理的な問題や医療費の支払いに関する経済的負担の問題、また退院後の在宅療養法、老人保健施設等の施設の紹介など、社会生活上の問題、質量ともにまさに多種多様であると伺いました。現在、557床のベッド数を抱え、ますます複雑多様化する社会のニーズにこたえることのできる市立病院として存続していくためには、患者とその家族のいろいろな悩み、相談に乗ってくれるこの医療ソーシャルワーカーは不可欠の存在であり、今後計画的に増員していく必要があると考えますが、いかがでしょうか。現在の2名という数字を踏まえて、当局の考え方を明らかにしていただきたいと思えます。

次に、安政池の整備について伺いをいたします。

安政池は市立養護老人ホーム寿楽園の西隣、泊山丘陵に位置をしております。もともとは農業用かんがい用水のためのため池であったと聞いております。しかしながら、かんがい用水の必要がなくなった現在、日常的には池に水はなく、いわゆるセイタカアワダチ草が密集をしまして、荒れ放題の状態でございます。不衛生かつ景観上も大変見苦しいという点を考えるときに、何とかしなければいけない、この池を管理するため池保存会も、また地元住民も大変苦慮をしておるところでございます。ため池保存会としても、この安政池の整備方法について早急に会としてのコンセンサスを得るべく調整中ではありますが、市に対して譲渡あるいは買収してもらうかどうか、そういったことも含めて、意思決定のための判断材料と、そ

ういう意味からも、測量調査をお願いしたいわけでございます。

これは私見ではありますが、安政池周辺の最近の雨水量、雨水の流れ、大雨の際の冠水等を見ておきますと、やはり調整池としての機能を持たせる必要があらうかと考えます。現在、5本の水路を通して池に流れ込む雨水は、そのまま直接猿法師川の方へ流入しておるようですが、湛水能力を持たせ、大雨対策とするためには、現在の余水吐を改造するだけでよいのか、それとも調整池として本格的にどの範囲までどのような方法で改造する必要があるのか、この点についての調査検討をお願いしたいのが一つであります。

さらに、その結果を踏まえた上で、自然公園的な機能を持たせることができるか。例えば、桑名の九華公園の中のしょうぶ池のような形、また、対岸の国有地であります山の中に散策路、プロムナードを設けて、池の中橋と結ぶなど、お彼岸等で泊山霊園に墓参に来た人たち、あるいは道行く人たちがふと足をとめて、その自然美を眺め、憩いのひとときを過ごせるような、そんな池にできないものか。さらに、欲を言えば、一部埋め立ててゲートボール等もできるような広場、または駐車場としてのスペースはとることができないか、できるとすればどの程度まで可能なのか、こうした点についても調査研究をお願いしたいと思うわけであります。

もちろん、現在は保存会の所有管理下にあります。先ほど申しましたように、譲渡あるいは買収も含めて検討中ですので、何らかの形で市がかかわって指導していただくことが不可欠であると考えます。これだけの広い面積を持つ安政池がこのままただの荒れ池として放置されているのは大きな問題であり、近隣住民の長年の願望でもある安政池の整備に端緒をつける意味で、ぜひ専門的、技術的な可能性の調査をしていただき、その結果を踏まえて、保存会あるいは地元自治会と安政池の利用計画について早急に協議に入っていただきたい。安政池を四日市の名物にすることも十分可能であると、こう考えておりますので、市当局のご見解を伺いた

いと思います。

最後に、都市計画道路塩浜波木線建設に伴う雨水対策についてお尋ねいたします。

私の記憶違いでなければ、たしか昭和49年に都市計画決定されて以来今日まで、なかなか整備が進まなかったわけではありますが、県立総合塩浜病院の移転の話に関連をいたしまして、県道に昇格した上で、県の方で整備が進められることになったことは、喜ばしいことではございます。しかしながら、この道路建設によって、雨水の問題が大変心配になってくるわけです。ただでさえこの付近や下流域は浸水地域であり、しっかりとした雨水対策が必要であると考えます。

これに関連をいたしまして、本年7月23日付で日永地区連合自治会から塩浜波木線の建設に当たっては、道路計画高及び完成時における雨水の流量を十分調査し、施工済みの雨池都市下水路4号幹線への取り入れ、または移転後の県立総合塩浜病院内に設置をされる予定の調整池の併用など、県・市で十分協議の上対応されたいという旨の要望が出されております。これに対し、県の方からは、10月23日付で回答が来ておりますが、「十分検討の上対処します」といった甚だ抽象的な表現になっております。もっと具体的に明確な形で雨水対策を打ち出して、住民に安心を与えていただくよう県に対し強く要望をしていただくことをお願いするとともに、10月23日以降、どのように県と市の協議が進んでいるのか、雨池都市下水路計画との整合性も含めて教えていただきたいと思っております。

以上で私の1回目の質問を終わります。

○議長（山本 勝君） 市民部長。

〔市民部長（米津正夫君）登壇〕

○市民部長（米津正夫君） 第1点目の地域社会づくり推進委員会についてご答弁を申し上げます。

急激に変化する社会にあって、住民相互の連帯感に支えられた健全な地

域社会の形成は極めて重要であり、とりわけ地域住民の知的な発想によるまちづくり活動が今後の地域社会を支えていく大きな基盤となるものと考えております。このために、地域の課題解決や住みよいまちづくりを考える組織が必要であり、本年3月、地域社会づくり推進委員会要綱を定め、全地区において推進委員会が組織されたところでございます。現在、各地区においてまちづくりや地区が抱える諸課題の解決に向けて、住民同士がどう取り組んでいくか、それぞれの推進委員会がテーマを設定し、調査研究がなされている段階でございます。

そこで、ご質問の委員の構成についてでございますが、委員数は人口規模、校区数など、地区の事情が異なりますので、若干の差異はありますが、おおむね20名程度で組織されております。しかしながら、地域社会づくりは小学校区単位で実施することが望ましく、今後校区単位で推進委員会の部会の設置についても検討を行ってまいりたいと考えております。構成メンバーにつきましては、自治会、婦人会等の各種団体の長のほか、グループサークルの代表、また特に、女性や青年層の参加や学識経験者等、まちづくりの見識や意欲を有し、斬新な発想で地域を考えていただける個人の方にも入っていただくよう、特に意を配しておるところでございます。また、ご指摘の随時参加についてでございますが、この要綱では、研究テーマによっては関係者の出席もいただくことといたしておるところでございます。

次に、行政のフォロー体制、予算についてでございますが、地域社会づくりは地域住民が主体となり、みずから考え、みずから行動することが基本でございまして、行政はその活動に対して側面から支援するものと考えております。このため、体制的には推進委員会の事務局を地区市民センターに置き、館長は推進委員会の委員として行政の立場から意見を述べるができることといたしたほか、行政との連絡調整等の役割を担うことといたしております。

また、予算、つまり財政的支援という点につきましては、昭和63年度より地域活動を支援するため、地域活動費を校区数に応じて配分しておりますが、今年度から各地区の推進委員会で地域発想による活動事業計画が作成され、この計画に基づき、地域ぐるみの実践活動に取り組んでいただくことになっております。この活動事業に要する経費に対しまして、校区を単位といたしまして、新年度からできるだけの援助をしていきたいというふうに考えておるわけでございますが、どういう基準でどう予算化するかというご質問でございますが、現在のところ、一定の補助限度を設けまして、地域発想により計画された地域活動事業の申請に基づいていろいろと検討したいと、こういうような考え方を持っております。また、各地区推進委員会のさまざまな活動は特色を生かした地域社会づくりにつながるものでございますが、ご提言の顕彰制度は表彰基準が大変難しく、今後は活動記録集の発行とか、あるいは委員会相互の意見発表会等の交流会を実施し、地域活動の充実に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（山本 勝君） 病院事務長。

〔病院事務長（中村 督君）登壇〕

○病院事務長（中村 督君） 市立四日市病院のケースワーカーの増員計画についてお答え申し上げます。

当院は、昭和48年11月、患者サービスの一環といたしまして、医療ソーシャルワーカーを1名置きまして、医療相談業務を開始したわけでございますが、その後、新病院に移りまして、昭和53年医療相談室を開設し、昭和55年には1名増員しまして、現在2名に至っておるわけでございます。相談内容につきましては、経済上の問題、社会復帰及び社会生活上の問題、治療や療養生活上の問題がその大半でございます。相談件数につきましては、年間で約5,000件を若干超えておるわけでございますが、ここ数年は横ばい状態でございます。さらに、当院の特色でございます急性症状の

患者さんが非常に多いという現状から、現在の2名で対処していけるんではないかというふうに考えております。

ただいまご指摘ございましたとおり、国並びに公的医療機関につきましては、医療ソーシャルワーカーの配置がかなり少ないのが事実でございます。ちなみに県下の状況を申し上げますと、三重大学付属病院並びに県立病院につきましては、配置がございません。山田赤十字病院が1名、お生会の松阪総合病院、これが3名等々でございます。県下の状況はこういうような状況でございます。このことは医療ケースワーカーというのは現時点におきましては法的な面の整備がなされていないという上に、医療報酬体系にも組み込まれていないという、いわば医療機関独自の判断で自己負担で設置しておるということで、国の基準がないということが一つの原因ではなかろうかと思っております。

しかしながら、当院での適正配置等につきましては、将来の見通しが、特に外来部門におきます訪問看護や人工透析等の部門でかなり増えてきておりますので、その他の状況をよく勘案しまして、実情に合わせた対策をとってまいりたいと、かように考えておりますので、よろしくご理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長（山本 勝君） 建設部長。

〔建設部長（竹村二郎君）登壇〕

○建設部長（竹村二郎君） 安政池の整備についてお答えを申し上げます。

この池は戦後の昭和40年後半まで稲作に欠かせない農業用水として利用されてまいったため池でございますが、その後、周辺の宅地化が進みまして農地が減少いたしましたため、ため池としての利用がほとんどなくなりましたため池の管理も十分できなかったために、集中豪雨によりまして2度にわたってため池が決壊し、周辺に大きな被害を及ぼした経緯がございます。ただいまのお話にもございましたとおり、現在、このため池の所有は泊め池保存会になっておりますが、今申し上げました過去の苦い水害の経験

から、現在のため池の構造は水をためるのではなく、ため池へ流れてくる水はストレートに下流の猿法師川へ流れるような構造になっております。そういったことから、ため池の敷地内は雑草が生え、周辺への環境に好ましくない状態になっておりますことは、ご指摘のとおりでございます。安政池の周辺には泊山墓地、泊山霊園緑地、南部丘陵公園、こういった施設がございまして、その流域は約50haございます。現在においてもこのため池は雨水の調整機能を果たしておりまして、必要な施設でございます。安政池の整備につきましては、今後保存会の皆様方と協議をいたし、土地利用計画等を含めました整備の方向づけができました時点で調査等を進めてまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（山本 勝君） 下水道部長。

〔下水道部長（西田喜大君）登壇〕

○下水道部長（西田喜大君） 塩浜波木線の建設に伴います雨水対策につきましてお答えいたします。

県立総合塩浜病院の雨水排水につきましては、雨池都市下水路事業の5号幹線と8号幹線、すなわち猿法師川と鉄砲川でございますが、この流域に計画しております。各幹線への流域面積の変更が生じないように、下流部の流下能力以内で雨水調整池の建設が計画されておるところでございます。ご指摘の都市計画道路の建設に伴います排水につきましては、流域変更が生じないように、また病院建設区域内の道路排水につきましては、病院の建設する雨水調整池へ導く計画で、現在指導、協議をしておるところでございます。いずれにいたしましても、排水路は現状の排水区域を変えずに幹線の流下能力を定めておるところでございますので、下流幹線の能力を超えることのないように指導しておるところでございます。

○議長（山本 勝君） 田中俊行議員。

○田中俊行君 ご答弁ありがとうございます。

一つ目の地域社会づくり推進委員会についてでございますが、委員の構成についてはテーマに関係する人の出席はできるようになっておると、そういうことではございましたが、ひとつ随時自由参加の枠も設けていただけるような、そういう方向でご検討いただけないかと思っております。この推進委員会が非常に斬新な発想の中から出てきておりますので、四日市の各地区におけるまちづくりのための中核母体になりますように、また四日市が全国に誇れる住民組織に育っていくように、行政の方で今後適切な指導もあわせてお願いをしておきたいと思っております。

フォロー体制につきましては、市民の行政に対する信頼感にもつながる大変重要なことであると思っておりますので、ぜひ万全を期していただきたいと思っております。

それから、各地区の推進委員会の交流についてでありますけれども、いろいろと考えていただいておりますので、その方向でお願いをしたいと思いますけれども、各地区それぞれ特性がありますが、共通する問題も数多く存在すると思っておりますので、なるべく交流の機会を多く持っていただけるように、その点もよろしくお願いをしたいと思います。

2番目の市立四日市病院の医療ソーシャルワーカー増員計画についてご答弁いただきましたけれども、確かに市立四日市病院の場合は急性症状の患者が多いということで、2名で現在のところ足りておるのではないかと。そういうお考えのようでもありますけれども、しかしながら、自治体の病院というものは、採算性もさることながら、やはり市民に対する医療サービスの提供ということを大きな使命として持っていることから考えれば、国の基準はないものの、積極的に需要に合わせて増員していく姿勢をぜひ持っていただけないか、同時に、国に対して法的な身分保障等の制度の整備を強く働きかけていくことも必要だと考えますけれども、いかがでしょうか。

さらに、もう一つ申し上げたいのは、医療ソーシャルワーカーの仕事を

充実させて、相談業務の質の向上を図る観点から、他職種間の会議に出席したり、あるいは関係機関また外部の情報を得るために、病院外へ出かけて行って勉強したり、また人とのつながりといいますか、人脈をつくり上げていくこともいざというときに大いに役立つと思われまますけれども、先日医療ソーシャルワーカーの方にお聞きした話によりますと、余りそういった時間がとれない現状であると、そういうふう聞いております。この点についてもできる限り病院側のご配慮をお願いしたいと思いますし、この外部機関との接触する時間がとれないというのも、現在の人数が2名であるということが大きな原因とも考えられますので、こういう意味からも、今すぐ増員せよとは言いませんけれども、中期的な増員計画をぜひ検討課題として取り上げていただくように、再度強く要望いたしまして、もう一度この点についてご答弁をお願いしたいと思います。

3番目の安政池の整備に関しましては、ため池保存会の、安政池をどうしていくか、その方向づけがなされてから調査、研究、検討に入るというご答弁でありましたけれども、何せこのため池保存会の方も素人ばかりの集団でございますので、方向づけをするためにある程度の調査が必要かと思われまます。そういう意味で、私は私見を含めて申し上げたわけでございますので、調整池としての機能と自然公園的な機能を合わせ持った池にどの辺までできるのか、その辺の調査については、保存会の意思決定のためのデータとしてひとつお願いできないかと思ひます。この点についても再度ご答弁をお願いしたいと思います。

最後の塩浜波木線の雨水対策については、部長のご説明よくわかりましたので、ひとつ万全を期していただきますようお願いをいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山本 勝君） 病院事務長。

○病院事務長（中村 督君） ただいま再質問をいただいたわけでございますが、まず、国へのアプローチでございますが、現在団体を通じまして、

厚生省の方へ積極的にアプローチをしておると聞いておりました、現時点においては厚生省の方もこの問題につきましまして、かなり前向きに考えておるといふ情報を得ております。したがいまして、国が制度的に取り上げてもらうことになると、制度的にも非常に前進するんじゃないかろうかといふ大きな期待を持っておるわけでございます。病院といたしましては、最近ではチーム医療という形で医療ケースワーカーが他の職種と一緒に治療に参加をしておるといふケースが増えてまいっておりますので、ただいまご要望をいただいておりますが、中期的によく検討をいたしまして、必要ということに結論が出ました場合につきましましては、適時配置を考えていきたい、こういうふう考えております。

○議長（山本 勝君） 建設部長。

○建設部長（竹村二郎君） 安政池の整備の調査についてでございますが、方向づけをするための調査をとということでございますが、先ほどもお話ございましたように、約1万㎡の安政池を譲渡するのか買収するのかといったような、保存会の中でもお話があるようでございますので、そういった点も含めて、一度保存会の方たちと私どもお話を申し上げたいと、このように考えております。

○議長（山本 勝君） 本日はこの程度にとどめることにいたします。

次回は、明日午前10時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後4時6分散会

会 議 録

第 4 日

(平成 2 年12月12日)

○議 事 日 程 第 4 号

平成 2 年12月12日（水） 午前10時開議

第 1 一般質問

第 2 議案第 111号ないし議案第 127号 …………… 質疑・委員会付託

第 3 議案第 128号ないし議案第 139号 …………… 説明・質疑
委員会付託

議案第 128号 平成 2 年度四日市市一般会計補正予算（第 3 号）

議案第 129号 平成 2 年度四日市市競輪事業特別会計補正予算
（第 2 号）

議案第 130号 平成 2 年度四日市市国民健康保険特別会計補正予
算（第 2 号）

議案第 131号 平成 2 年度四日市市公共下水道特別会計補正予算
（第 3 号）

議案第 132号 平成 2 年度四日市市土地区画整理事業特別会計補
正予算（第 3 号）

議案第 133号 平成 2 年度四日市市老人保健医療特別会計補正予
算（第 1 号）

議案第 134号 平成 2 年度四日市市立四日市病院事業会計第 2 回
補正予算

議案第 135号 平成 2 年度四日市市水道事業会計第 3 回補正予算

議案第 136号 四日市市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関す
る条例の一部改正について

議案第 137号 四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関
する条例の一部改正について

議案第 138号 四日市市長、助役及び収入役の給与及び旅費に関
する条例の一部改正について

議案第 139号 四日市市職員給与条例の一部改正について

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員 (37名)

青 山 弘 忠
 小 井 道 夫
 伊 藤 信 一
 伊 藤 正 数
 伊 藤 雅 敏
 宇 野 長 好
 大 島 武 雄
 川 村 幸 善
 喜多野 等
 久 保 博 正
 小 林 博 次
 後 藤 長 六
 佐 藤 晃 久
 田 中 武
 田 中 俊 行
 田 中 基 介
 谷 口 廣 陸
 豊 田 忠 正
 中 村 信 夫
 野 崎 洋
 野 呂 平 和
 橋 本 茂

橋 本 増 蔵
 長谷川 昭 雄
 古 市 元 一
 堀 内 弘 士
 前 川 辰 男
 益 田 力 子
 水 野 和 子
 水 野 幹 郎
 毛 利 道 哉
 森 真 寿 朗
 森 安 吉
 山 口 孝
 山 路 剛
 山 本 勝
 渡 辺 一 彦

大 谷 茂 生
 坂 口 正 次

○欠席議員 (2名)

○出席議事説明者

市 長	加 藤 寛 嗣
助 役	片 岡 一 三
助 役	加 藤 宣 雄
収 入 役	毛 利 道 男
調 整 監	伊 藤 長 爾
市長公室長	栗 本 春 樹
総 務 部 長	石 川 徹 夫

財 政 部 長	鈴 木 一 美
市 民 部 長	米 津 正 夫
福 祉 部 長	田 中 昌 治
商 工 部 長	佐々木 龍 夫
農 林 水 産 部 長	黒 田 昭 公
環 境 部 長	鵜 飼 滋
都 市 計 画 部 長	前 川 鉦 一
建 設 部 長	竹 村 二 郎
下 水 道 部 長	西 田 喜 大
消 防 長	島 村 隆
消 防 次 長	浜 谷 敏 彦
病 院 事 務 長	中 村 督
水 道 事 業 管 理 者	奥 山 武 助
水 道 局 次 長	藤 田 高 司

教 育 長	岡 田 久 江
教 育 次 長	宮 田 勉

代 表 監 査 委 員	樋 尾 裕
-------------	-------

○出席事務局職員

事 務 局 長	長谷川 昭 彦
議 事 課 長	伊 藤 千 秋
議 事 課 長 補 佐	福 島 和 幸
議 事 係 長	玉 田 耕 士
主 事	井 上 紀 久 夫
主 事	水 谷 正 昭

午前10時2分開議

○議長（山本 勝君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は36名であります。

本日の議事につきましては、お手元に配付いたしました議事日程第4号により取り進めますので、よろしく願いいたします。

日程第1 一般質問

○議長（山本 勝君） 日程第1、これより一般質問を昨日に引き続き行います。

順次発言を許します。

伊藤雅敏議員。

〔伊藤雅敏君登壇〕

○伊藤雅敏君 おはようございます。

通告いたしました質問内容についてお尋ねするわけですが、去る9月議会は私の会派がトップで、今回は一番最後ということで、どういう問題を取り上げようか、大変悩みました。例えば、今日の関心事である環境技術移転センターの問題だとか、あるいは行革の問題ということになりますと、私の所属する委員会のことでもありますし、あるいは皆さん方から出るだろうということで、大変悩んだわけですが、一応教育、福祉という内容を取り上げることにいたしました。

これから高齢化、あるいは超高齢化へ向かう中で、やはり一番こういった問題が大事かなということで、一応取り上げてみました。結果的にはこれもダブリましたけれども、高齢化社会といえますのは、全人口のうち65歳以上が7%になった社会を言いますし、その率が14%になったときは高齢社会と言うということは皆さん既にご承知のことでございます。当市の

場合、平成元年度で既に10.4%でありますから、当然高齢化社会であり、高齢社会になるのもう目前に迫っていると申せると思います。その意味からすれば、私の質問の要旨に「高齢化社会に向かって」と記載いたしましたが、これは「超高齢化社会に向かって」と改めるべきだと思いますので、ここで訂正させていただきます。

さて、欧米諸国においては、数十年も前からこのことを経験し、それなりに対応してきております。各種施策や施設などを実施しているわけですが、我が国においては、そのスピードが余りにも早く、フランスの5倍、スウェーデンの3倍と言われ、2020年、つまり30年後には高齢者は3,200万人、23.6%になると予測されております。その時点では4人に1人が老人であり、老人2人のうち1人は75歳以上の後期高齢者の社会になるとのことですから、そのスピードに各種の施設や施策が追いつかないというのが実情だと思われまます。

そのために、世をはかなんでの高齢者の自殺や無理心中は、89年で6,358人、自殺者全体の28.3%にもなり、年々増加しており、前年より46人増えているとのことでもあります。また、その原因は4人に3人が病苦であるということで、大変胸の痛む思いがあります。それだけに、早急にこれからの年金、あるいは医療の保障、福祉サービス制度の充実、働く能力、気力のある方々の就労の場の確保、居住環境の整備などの施策が図られていかなければなりません。

遅まきながら、国も真剣に検討を始めたということは至極当然のことです。当市におきましても、各議員はもちろん、行政サイドにおきましても、関係団体、あるいは福祉法人の方々と一体になってその対策に誠心誠意ご努力いただいているところであり、関係者の方々に敬意を表するものであります。

寝たきり老人、ひとり暮らし老人、あるいは痴呆性老人が徐々に増加していく中で、特別養護老人ホームのベッド数の拡大を初め、ショートステ

イ、デイサービス、ナイトケア、入浴サービス、訪問看護など多くの事業が実施されており、昨今はケアハウス構想なども導入され、コンビネーションシステムに進みつつあるということは大変に喜ばしいことでもあります。

このように着実に前進しつつあることに心から感謝するところでありますが、まだまだ充実させねばならないことも多々あると考えます。この種の提言につきましては、9月議会で私どもの野崎議員から指摘したところでもありますので、私から深く申し上げることは差し控えたいと思いますが、ただ1点、ナイトケアについてだけお尋ねしておきたいと思えます。

ナイトケア事業が青山里会によって新規導入されたとき、私は、これで数多くの介護者の方々、特に女性が多いわけですがけれども、この方たちに喜んでいただき、それぞれの悩みや介護による疲労などが多少なりとも解消されることと大いに歓迎したところでありました。前々回の質問のときにこのことをお尋ねしたところ、意外に利用者が少ないとのことでした。その後どうなっているかということで、先日、小山田特別養護老人ホームへ出かけました。ソーシャルワーカーの方といろいろとお話をさせていただきました。

現在お世話になっている方はたった4人ということで、啞然といたしました。このことを福祉部長としてはどう考えておられますか。お話の中では、送迎の問題、これが一つのネックではないでしょうかという話もありましたけれども、デイサービスとナイトケアとを組み合わせることによると、送迎の問題も配慮できる点もあるんだという話もありました。しかし、原因の一番はPR不足ではないかと思うわけですが、この辺のことについて、福祉部長のご答弁をお願いしたいと思います。

なお、このほかいろいろお話し合いをしてきたわけですが、行政に対する不満や要望はありませんかとお尋ねしたところ、大変にご理解をいただき、多くの配慮をしていただいで感謝いたしておりますとのことでしたので、申し添えておきます。

次に、本題に移ります。

今後多くの施策をつくり、各種の施策を実施していく上で、私が最も心配するのはマンパワーの問題であります。前段で申し上げましたように、高齢社会からさらに超高齢化社会へと進んでいく中で、もっともこの原因の一つには出生率の低下が進んでいるということも見逃すわけにはいきませんが、そのことは別にして、国、県、市、あるいは民間のそれぞれの努力によって順次施設や施策が充実されてきているわけですが、それに携わるケースワーカーだとかソーシャルワーカーの確保が実際にできるのでしょうか。

若年人口の減少に加え、3Kとか、あるいは5Kと言われる若者たちの嫌う職場の最たるものであるこの種の仕事に、マンパワーの充足が果たしてできるのだろうか、大変に心を痛めるところであります。現実には私はある筋から頼まれまして、先日来聖母の家のケースワーカーを探しております。こういった勉強をしている学生の多くに当たってみました。しかし、だれ一人「やろう」という子はおりません。じゃ、何でそんな勉強をするのかということ聞いてみたんですが、答えは千差万別、まことに残念なことでありました。

そこで、これはとにかく福祉教育、特に老人に対する福祉教育を学校教育の中で取り入れなければというふうに考えたわけです。このことは昨日の青山議員、一昨日の益田議員も同様の考えをお持ちのようで、質問をされました。しかし、お二人はまだまだ年齢的に若くて、周りの方々のことを念頭に置いて発言されたと思うんですが、私の場合はちょっと違います。もう10年もするとすぐ高齢者という層の中に入っていきわけですから、そのときに、学校を出てソーシャルワーカーやケースワーカーとして私たちの面倒を見てくださる方が、今の小学校の五、六年生の子だと思んですが、無邪気に遊んでいるその子たちを見て、10年後にこのうち何人がそういう仕事に携わってくれるのかなと思うと、大変恐ろしい気持ちがい

たします。

そこで、三番せんじになるかもしれませんが、あえて質問することにいたします。

先ほど申し上げました聖母の家のワーカー探しで非常にがっかりしている中で、福祉教育に関する資料を見ました。その中に、福島県大沼郡の県立川口高校の福祉の教科というのが紹介されておりました。ことし4月にスタートさせた新しい教科で、5年前から準備に入り、2年がかりで教科書をつくり、正式に選択科目としてカリキュラムに組み入れたもので、30人近くの3年生が受講しているということでもあります。

社会福祉基礎、社会福祉演習、総合芸術の3科目を学ぶもので、社会福祉基礎では、社会福祉の考え方や成り立ち、福祉とボランティア活動、地域と福祉、地域とボランティア活動、これからの社会福祉というように5章に分けられた内容で、演習の中では、地域の高齢者の知識経験を学ぶことや、地域福祉施設での体験学習などが盛り込まれております。勉強していた生徒たちの目は輝いている。学力偏重、進学最優先で、好きなスポーツもできないで机に向かっている有力進学校では見られない生き生き教育である。夏休みには、生徒たちは自発的に福祉施設での実習スケジュールを組んだといいます。しかも生徒たちは、自分の進路について、福祉施設への就職、大学の福祉科や福祉関係の専門学校などを希望しており、地元の老人ホームに勤めたい、家庭奉仕員として働きたいなどの夢を膨らませていたとありました。

この資料には、ほかにもある小学校で、校長先生以下全教職員が、夏休みに近くの特別養護老人ホームへグループ分けで体験学習をし、介護の実際を経験したという事例や、中学校の夏休みに、福祉体験の一環として、生徒が手づくり弁当をひとり暮らし家庭の老人に給食サービスを実施したなどが記載されておりました。

私としても、このように小学校のころから福祉に対する子供たちの意識

づけをする必要があるのではないかと考えており、学校教育の中に道徳教育を充実してほしいと、中国の学校での道徳を例に何度か提言した私ですが、この福祉教育もぜひとも必要な教科だと思います。縦割行政という中では非常に難しいことなのかもしれませんが、副読本をつくってと申し上げようと考えていましたら、一昨日の益田議員の質問に、副読本は作成されているというお答えでした。道徳や特別活動の中で実施しているとのお答えでした。これは小学校、中学校、あるいは各学年ごとに実施されているのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

さらに、昨日の青山議員の答弁には、知識だけでなく、体験学習もさせているとのことで、大変に心強く思っております。しかし、もっともっと真剣に、特に高齢者の福祉については教育として取り組んでいただきたいと思っております。

高齢者保健福祉推進10カ年計画ゴールドプランにおいて、在宅3本柱の目標が、ショートステイ4,274床を5万床にする。デイサービス1,080カ所を10万カ所にする。ホームヘルパー3万1,405人を10万人にと掲げておりますが、施設面についてはお金さえ投入すればできることでありましょうが、マンパワーにつきましても、絶対お金では買えないと思っております。社会的弱者やこれからの時代の、特に老人に対して温かい思いやりの心を持った人材育成のために必要不可欠な学校教育と史料するものでありますが、教育長のお考えをお聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（山本 勝君） 福祉部長。

〔福祉部長（田中昌治君）登壇〕

○福祉部長（田中昌治君） 超高齢化社会に向かってのうち、ナイトケアについてお答え申し上げます。

ナイトケア事業は、昨年度にスタートさせまして、「広報よっかいち」、パンフレットを初め、民生委員や保健婦の訪問活動、病院等において広く

家族の方々に紹介しているところでございます。しかし、利用実績は、平成元年度6人、平成2年12月現在2人でございまして、ご指摘のとおり、利用者が極めて少ないのが現状でございます。これは全国的に共通しております。例えば名古屋市でも、平成元年度2人、2年度においてはまだ1人も申し込みがないといった状況でございます。

利用者の少ない原因につきましては、ご指摘のPR、送迎の問題を初めといたしまして、利用施設が遠いことなどが考えられますが、昨年度利用者6名中4名は現在特養ホームに入所している状況でございます。日々の相談業務の内容から推定いたしますと、問題行動の著しい重度痴呆の方につきましては、昼夜を問わず在宅での介護が困難なケースが多くございまして、そういった方々は入所されている状況と思われまます。このようなことも利用者数が伸びない原因ではないかと考えております。

ご指摘のPRにつきましては、一般的な広報活動を初め、実際に痴呆性老人等の介護者と面接する機会の多い保健婦や民生委員等による訪問や相談業務の中で、この事業の周知を図っているところでございます。

また、送迎の問題につきましては、先ほどお話のありましたように、デイサービス、あるいはショートステイの組み合わせによって解決するののも一つの方法だと思います。また、国におきましてもそういう点に気づいておりまして、送迎バスの導入制度を現在検討していると聞いておりますので、国に対しても実現を働きかけていきたいと存じます。

○議長（山本 勝君） 教育長。

〔教育長（岡田久江君）登壇〕

○教育長（岡田久江君） ただいまは超高齢化社会に入っていくという、一つ字が増えまして、ご自身も、もうあとわずかでそれに近づくというお話でございましたが、実は答弁をいたします私も、数年にして伊藤雅敏議員のおっちゃん超高齢者社会に仲間入りするべき年齢でございますが、やはり近隣の人たちと仲よくして、心しなやかに対応したいというのが本心

でございます。

さて、本題に入らせていただきます。

ご指摘いただきましたように、小学校から福祉に対する意識づけをということ、大変重要なことだと考えております。福祉教育につきましても、本市の教育委員会が出しました平成2年度の学校教育方針の中でも、学年の発達に応じて奉仕活動及び勤労生産活動の機会をつくって、人のために奉仕をすることの大切さと働くことの厳しさ、喜びを体験させて、相手を思いやる気持ちを涵養することと示しております、小中学校の生徒の豊かな心の育成に努めているところでございます。

各学校では、この方針を受けて、学校の教育活動の全体の中で道徳性の育成を図り、それを実践するための機会と場を積極的につくって指導しているところでございます。

具体的には、四日市の教育委員会が作成いたしました小中学校用の副読本「心のふれあい」をすべての小学校の3年生と中学校の1年生に配布をいたしまして、そして道徳や特別活動の時間の中で指導の充実を図ってまいっております。この副読本は、障害者や老人の生活、あるいは願いと、市内の子供たちの奉仕体験が具体的に述べられており、子供たちにとってそれらが身近な問題として意識づけられるように編集されております。

豊かな心を育てるには、副読本による学習だけではなくて、みずからの活動を通して学ぶ必要がございます。そのために、四日市市教育委員会では、従来から各学校に対しまして、積極的に奉仕体験活動を推進するように指導してまいりました。

ある中学校では、老人に対する問題について学習をし、老人の慰問を行いました。まず初めに、老人に対して奉仕活動を続けておられる人たちを招いて、老人の生活や悩みなどの話を聞きました。その後、1人1人が1品ずつの手づくりの作品を持ってひとり暮らしの老人宅を訪問し、話をしながら品物を贈ったりいたしました。このささやかな生徒の活動が老人に

大変喜ばれまして、学校や生徒本人にも多くの礼状が寄せられたりいたしました。

また、地区全体の自治会長さんや民生委員さんにも大きな反響を呼び起こしたと聞いております。中でも、日ごろから老人に接する機会の少ない生徒自身にとりましても予想外の感動でございましたようです。本年もぜひこれを続けていきたいという意見がたくさん出ておりました。また、さらにPTAでも、保護者として何かしようという機運が高まってきているとも伺っております。地域でそのように受けとめていただいているようでございます。

子供のころからのこうした活動は、福祉社会の実現のために極めて大切でありますので、今後も全小中学校に対しまして、こうした取り組みを積極的に指導してまいりたいと考えております。

なお、先ほど伊藤雅敏議員から、川口高校の、高等学校でございしますが、そこが新しいカリキュラムを樹立されまして、そして基礎の教科、あるいは体験の実習、あるいは手づくりでいろんなことを実習する具体的なお話を伺いましたのですが、四日市の小学校、中学校では、今のところは道徳とか各教科において、またクラブなどで行うようになっておまして、昨日もちょっとそのお話が出たわけでございますが、9月2日に、私の方でボランティアというようなことをどんなように活動しているかについて調査いたしました資料がございますので、ちょっとつけ加えさせていただきたいと思います。

実は、小学校も中学校も、先ほど申しましたようなことを指導いたしておりますので、実験をしてほしいというようなこと。「社会奉仕活動に関する調査」というのは、9月21日に教育委員会が調査したものでございます。

小学校40校、それから中学校21校で、合計61校でございますが、元年度におきましては37校でそういう活動をやったと。中身といたしましては、清

掃活動、缶拾い、草刈り、あるいは老人ホームの訪問、養護学校の訪問、保育園の訪問、あるいは廃品バザーのお手伝いとか、ロータスクーポン、あるいは植樹、それから植物の自生地整備、そういうようなところで、合計26校の小学校でやりました。そしてそれが2年度になりますと増えまして、39校になりました。中学校におきましては、元年度におきまして11校でございましたが、それが2年度になり増えまして、20校、結局61小中学校で60校が2年度は実施いたしております。

中身は多少違いますが、ちょっとその実例も紹介しますと、全校で取り組んでいるもの、あるいは児童会でやっているもの、あるいは高学年だけでやっているもの、いろいろございますが、その内容が、校庭付近の掃除とかあるいは缶拾いとか、小学校でございますので、小山田の特別養護老人ホームを訪問したり、あるいは西日野養護学校を訪問したりということに取り組んでおります。そしてほとんどやっていない学校、9月でございますので、まだ年度末までに時間がございますから、もう1校残っているんですけれども、そこが実施するかもわかりません。2年間の間に随分実践してくれているところが増えたなと思っております。

それから中学校の方では、やはり実践をいたしておりますが、昨年よりも増えまして、あと1校だけ残っているわけでございますが、そこもこれからやるかもわかりませんので、そうすると、全部のところでは何かに取り組んでもらったと。2年間で実践してくれているんだと、うれしい数字が出ていると思います。

中身といたしましては、先ほどのように缶拾い、昨年は、缶拾いも、これは海蔵川のところだけをしたんですけれども、2年になってからは、学年全体でアスレチックまでを川に沿って缶拾いに行ったというふうな数が出ております。そのほか植物の自生地整備とか、それから昨年はエビノ園の夏祭りを昨年は見に行って、あるいは福祉キャンプに参加したり、運動会なんかのお手伝いをしたりということがありましたのが、ことに

なりましてからは、近くでもございますので、エビノ園の夏祭り、あるいは誕生会、それから運動会をお互いに、前にあるものですから、三滝中学の運動会にもご招待したようでございます。それからクリスマス等での介助、そんなようなことをしておるところでございます。やっていないところも、皆主なものを挙げておりますが、それからユニセフの募金をしたりと、あるいは手話サークルとの、これなんかは一部のクラブの人でございますが、手話サークルとの交流会とか、あるいはエビノ園に行ったときなんかは、そのお部屋へ入れていただいて、トークの時間、わずか30分だけでも、持ちましたということが書いてございました。

実はこういうのが、本人たちが参加した感想文、あるいは感激したこと、こういうことはやっていかなければいけないんだというようなことが副読本の方にございまして、例として目の見えない白いつえをついた方が四日市駅に立っていたと。その人が何か聞いていたんだけど、その聞いていることのご近所の方は余りよくわからなかったのを遠くで見て、自分のそばへ来られたので、「おばさんどこへ行くの」という声をかけたら、「どのバスに乗っていいかわからぬ」と。「どこへ行きなさんですか」と言ったら、「西町まで」だと、「私も西町へ行くから一緒に」と言って手を取って、一緒にバスに乗って、西町で私がおりてしまったので、「さようなら」と言って別れたけれども、その方がバスの中でおっしゃるのには、「こういうふうに目の不自由な者が外出するのは大変不便だ」と。そして、いぼいぼのついたあの道路があるところはいいけれども、安心して歩いていると、ある日突然何かにぶつかって転んだことがあると。そして、そこに自転車が置いてあったと。そういうことが、大変私たちには不自由だと。自分も、「そういうところへ自転車を置くことはいけないんだな」というようなことを感じた。「これからは気をつけよう」と。そういう副読本に書いてあることは、オリエンテーションのようなちょっとしたきっかけでございますが、それから輪を広げていきたいと。また、今まで

は助けてあげるといふような気持ちがあったんだけど、これは中学生でございますが、私がこういう人に接して世界が広がったんだと、ありがたいことだといふような感想を書いているものもでございます。

そういうように、副読本、いろいろの本があると思いますが、これは四日市市内のことを例に挙げて、そして各教科にまたがってやったり、あるいはそれが動機づけになって、やっぱり私たちがこういうことをしていかなければいけないんだという感激やら抱負やら、これからもこうしていきたいと。特にクラブで、福祉クラブというのを持っている学校があるんですが、ことしは福祉クラブの委員になったからこうだったのかも、あるいはこれからは委員になって、将来こういうことについて何かしていきたいといふようなことも書いてございました。

川口高校まではまいりませんが、こういう人たちが増えてきて、みんなが理論だけでなく実践をしてくれる。そして心を広げてくれたら、私たちが待っている超高齢化社会も先が少し明るいような気がいたします。私自身も、一生懸命に、わずかなことでも実行したいなと心がけております。

答弁になりましたかどうか分かりませんが、子供たちがこのような活動を通して、福祉社会の実現に努めてくれることを祈りたいと思っておりますし、これから教育委員会も積極的に続けてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（山本 勝君） 伊藤雅敏議員。

○伊藤雅敏君 ご答弁ありがとうございました。

ナイトケアの問題については理解いたしております。しかし、私の知り合いの中で痴呆性老人を在宅で介護している方を何人か承知しておりますが、大変にご苦労なさっておるわけでございます。

そういう意味からも、今建設中の特別養護老人ホーム、あるいは増床中のもの、そういったものを行政としても応分の負担をし、配慮をいただい

て、入居希望の待機者が少しでも減るような、そういった努力を、今後ともお願い申し上げたいと思います。

送迎の問題の中で、小山田特別養護老人ホームの話聞きますと、老人福祉法と老人保健法とでは、一方では送迎のことがあり、一方ではないといふような、そういったようなことがあるようですが、国に対しても強力に働きかけをお願いしたいと思います。

教育の関係につきましては、大変にいいお話を聞かせていただきました。企画された、あるいは指導された学校関係者、あるいは生徒、PTAの方々に心から敬意を表したいと思っております。

最近では、若者に嫌われる3K、5Kと逆の言葉で、「花長風月」と言うそうです。「花」は花形産業です。「長」は「鳥」じゃなくて長期休暇、「風」は社風ですね。「月」は月給ということで、このような風潮がますます増大されてきますと、私の心配するマンパワーの確保というのはいまますます難しくなるんじゃないかと、そんな気持ちでおります。

そういう意味で、今後とも積極的に福祉に対する教育に取り組んでいただきますよう心から要望いたしまして、私の質問を終わりたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（山本 勝君） 野崎 洋議員。

〔野崎 洋君登壇〕

○野崎 洋君 それでは、本定例会の最後の質問者としてご質問を申し上げたいと思います。

昭和48年に市立図書館が建設をされました。53年に市立四日市病院が、そして57年には文化会館、さらに62年8月には三重北勢地域地場産業振興センターが建設をされました。それと相前後いたしまして、60年に西浦土地区画整理事業が、そして62年には安島土地区画整理事業が完成されたところでございます。

近鉄四日市駅西地区がこれらの建設や事業の完成によりまして大きく変貌を遂げてきておりますことは、四日市市といたしましても、また地域住民にとりましても大変喜ばしいことでありまして、これらの実現に鋭意ご努力をいただきました市長を初め、代々の理事者の皆様方に心からの敬意を表するところでございます。

そしてその上に、今現在は新しい四日市の顔づくりといたしまして、四日市アミューズフォーラム21計画に基づく工事が、当初計画からのおくれはありますものの、着実に実現に向けて進められているところでございます。当計画地区に公共施設としての博物館計画もあり、それが近く着工されることも含めますと、まさに四日市市としての顔が装いも新たにオープンをするわけであります。待望の百貨店が来る、シティホテルができる、公共施設としての博物館が、それに市民公園ができる。これらのことは、市勢の発展の面から見ましても、また市民の願望から見ても、大変喜ばしいことであると思っております。

しかし反面、これらの計画推進の中で、地域にとっての大きな問題、心配される事柄が十分検討され、対応策が立案されているのでしょうか。私は、地元住民の声が十分吸収され、反映される対策がなされていないという部分が大変多いというふうに考えるのですが、いかがでございましょうか。計画地周辺の住民の心配、実現後迷惑をこうむるであろう事柄を中心に、地域住民の立場に立って、数点のご質問を申し上げたいと思っております。

まず最初に、アミューズフォーラム21計画、博物館計画、市民公園等のすべての計画が完成された後のことを考えますと、中央通りへ流入をいたします車の量は、湯の山街道方面から、あるいは千歳町小生線から、西浦通りや堀木日永線を通して入ってくる車、1号線から入ってくる車など、それら周辺道路から流入する量は大変多くなるものと予想されるところであります。

そこで、当局としては、車の量の推計をどのようにされておられるのか。

そして、それに対する対応策についてどうお考えなのか、まずお聞かせをいただきたいと思っております。

次に、ただいま申し上げました車の流れと大きく関連して心配されますこととして、駅西地区の駐車場を利用する車、特にアミューズフォーラム21計画に関連する駐車場を利用する車の出入りについて、どのようにお考えなのか。一方通行についての考え方や駐車禁止、あるいは停車禁止等の規制も含めたお考えがあれば、お答えをいただきたいと思っております。

三つ目として、その地区を通過する車両の増大、その地区への流入車両の増大は、駅西地区が整備され、活性化が進むにつれ大きな数値となってくるわけであります。このことは地域住民にとりましては大きな環境の変化につながる事となるわけでありまして、そこで、地域住民の生活環境の維持保全について、どうお考えを持たれているのか。また、それらの地域での歩行者や自転車など交通問題から見る弱者対策はどう考えておられるのか、お尋ねをいたします。

四つ目として、公共施設の駐車場についてお尋ねをいたしたいと思っております。

57年、文化会館が竣工して以来、その周辺道路は、文化会館の催事にもよりますけれども、違法駐車車両であふれているということは間々あるところでございます。それに加えて今度博物館が建設をされますと、現在あります地場産業振興センターの駐車場がなくなり、博物館自体にも十分な駐車場が予定をされていないのが現状であります。現在ある地場産業振興センターでも、100人規模の集まりがありますと、60~70台分の駐車場が必要になってまいりまして、今でも駐車場は満杯の状態というのが現状ではなかろうかと思っております。

博物館への車、地場産業振興センターへ来る車をどう対処されようとしているのか。文化会館、市立四日市病院等の駐車場では、これまで幾度となく質問もされ、指摘もされてきておりますが、公共施設として地域住民

に迷惑をかけ、前者と同じような指摘をされる失敗を繰り返さないためにも、納得のいくご答弁をお願いをしたいところであります。

次に、駅西地区が開発をされ、新たな施設が完成をいたしますと、当然多くの人や車が集中的に殺到するわけであります。地区の健全な発展、よりよい生活環境の維持、保全のために、駅西に警察官駐在所を設置するお考えはないのか。もちろん、このことは当市だけで結論の出せるものではないということは十分承知をいたしておりますけれども、地域住民の安全かつ安心して生活のできることを確保する意味合いからも、ご所見を賜りたいというふうに思います。

以上数点のご質問を申し上げましたが、これらの質問は地域住民の共通した心配事項であり、不安に思っていることでございます。行政主導で開発を進め、町づくりをしていく中で、該当地域住民の要望や意見の吸収、そしてそれらの要望、意見の反映について、どう地元自治会等と話し合いをされ、コンセンサスを得ようとしておられるのか、地元の納得を得るための方策を、あればお聞かせをいただきたいと思っております。

これまでの質問とは多少観点が変わりますが、町づくりと町づくりを推進するという観点から、街路灯の設置に対する補助制度についてお尋ねをいたしたいと思っております。

これまで各地区商店街で、町の活性化、防犯上の面からも設置が求められ、街路灯の設置がなされてきております。市当局として、それらの事業計画に補助制度をもってその実現にご援助をいただいていることに感謝申し上げますところではありますが、今後さらに住民意識の高揚による町づくりが進行することを考え合わせますと、補助制度の見直しの必要を感じるところでございます。

県下各市の同様の補助制度を見てもみますと、額の上限はありますものの、お隣の桑名市では50%、鈴鹿市では40%を初め、額の制限なしの制度で久居市は40%、松阪市は30%となっているところでありまして、当市より積

極的な補助率をもって対応しているところでございます。当市は現在は20%の補助率でありますけれども、より地域住民の町づくりに対する意欲の芽を育てることにもつながるこの補助率の改正についてのご所見を承りたいと思っております。

第1回目の質問を終わります。

○議長（山本 勝君） 加藤助役。

〔助役（加藤宣雄君）登壇〕

○助役（加藤宣雄君） 近鉄四日市駅西地区の開発に伴う諸問題につきましてお答えいたします。

アミューズフォーラム21の開発によりまして、駐車場の整備、あるいは周辺道路の整備につきましては、これまでたびたびご質問をいただき、お答えさせていただいているところでございますが、ただいまのご質問について、若干前後するかもわかりませんが、お答えを申し上げたいと存じます。

まず、周辺道路の問題についてでございます。

アミューズフォーラム21への車の出入りによる混雑が予想されますために、周辺の交通分析によりまして、道路幅員の問題、構造でございますとか、あるいは駐車場の配置、それから進入路の位置決定をしまいたるところでございます。

アミューズフォーラム21の開発におきまして、駐車場の収容台数は、総数で1,156台というふうになっておりまして、このうちアミューズフォーラム21の東側の道路から入る地下駐車場に448台、それからアミューズフォーラム21の西側道路から入る、これは立体駐車場でございますが、708台という配分をいたしておるところでございます。これら車両の出入りをスムーズにするため、ゲートをおのおの2カ所ずつ設ける計画となっております。

これらの配置は、交通工学の専門家による解析によって決められたもの

でございますが、この配置計画によってコンピューターシミュレーションを行った結果では、日曜、それから祭日には東側の地下駐車場入り口付近では若干車の滞留が生ずるが、道路まではみ出して、車が道路上に滞留することは無いというふうになっております。しかし、これら施設で行われますイベント等の開催によって、場合によっては道路の方へ滞留が起り得る可能性がございます。その場合には、誘導員を必ず配置いたしまして、立体駐車場、北口へ誘導するという事になっておるわけでございます。

次に、アクセスルート、すなわちアミューズフォーラム21への出入り道路についてでございますが、その検討に当たりますと、天理教前通り、それから西浦郵便局前通りの路上駐車、あるいは業務、個人、民間駐車場出入り口についての実態調査を行ったところでございます。

その結果、今申し上げました路線では、平日は業務用自動車の駐車が多く見られます。また、休日、平日とも駐車場への出入りが多いために、アミューズフォーラム21への交通は、これら生活道路に誘導するのは好ましくないということで、中央通りをアミューズフォーラム21へのアクセス道路とすべきであるというふうに考えております。

これらの考え方について、アミューズフォーラム21の着工前に、数回にわたりまして地元の皆様にご説明申し上げたところでございます。この説明の後、地元の皆様のご希望もございまして、アミューズフォーラム21の外周道路の中央通り交差点付近につきましては、公園と公共施設の敷地、すなわち公園の園路とか、あるいは公共施設の通路を歩道として利用することによって、当初は3車線の計画をいたしておりましたのを4車線計画に車線数を増加して、よりスムーズな交通処理を行おうというふうに考えております。

また、これら歩道につきましては、グレードの高い舗装等によって、快適な道路空間になるように考えておるところでございます。

また、ご指摘ございました歩行者対策につきましては、当面横断歩道に

よる処理ということになるかと思っております。この点につきましては、警察とも協議して、特に安全面には配慮してまいりたいというふうに考えております。

この改善案につきましては、去る10月18日に地元の皆様方にご説明申し上げたところ、地元からは、周辺道路を一方通行にすべきであるというご意見が出されまして、交通処理、それから交通規制につきましては、広域的な交通体系の中での検討を要しますし、警察等とも打ち合わせの上、地元の皆様とも協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、博物館、地場産業振興センターの駐車場についてでございますが、当初、工業高校跡地の一体開発におきましては、これら公共施設を含んだ容量といたしまして、1,000台の駐車場を開発公募において要求したところでございます。今回三井の建設いたします駐車場1,156台の中で対応する方針で考えておりました。

しかし、ご存じのように、最近の社会経済の動きが予想を上回るような勢いでございますし、特に駅西地区では、駐車場として利用しておりました土地に次々にビルが建ってまいりまして、そのような開発動向が非常に著しいわけでございます。また、地場産業振興センターとか博物館への車の利用の増大も予想されるということから、将来的にはさらに駐車場の需要が発生することが予測されるわけでございます。

このために、さきの議会にも申し上げましたが、新たな駐車場の確保の手法といたしまして、市民公園の地下を利用することが、現時点では最も有効な手段として考えられるわけでございます。また、計画によっては、中央通りから直接アミューズフォーラム21施設へのアクセスも容易となるということもございまして、そのようになれば、周辺道路の交通負担も軽減されることが考えられるわけでございます。

しかし、この計画実現には、資金調達、運営面、あるいは技術面においていろいろの問題がございます。この問題について、三井不動産と協議を

続けてまいりたいというふうに思っております。

また、博物館の駐車スペースのお話でしたが、今申し上げました本格的な対策もさることながら、ここについては大型車、バスで参った場合にはスペースが2台分ということになっておりますので、こういうふうなものの対策につきましては、近傍の公共駐車場等含めまして、その対応も検討してまいりたいというふうに思っております。

それから、常駐の警察官派出所の設置についてでございます。

アミューズフォーラム21の完成等によりまして、近鉄四日市駅周辺においては今後より一層集客が進むものと予想され、防犯対策等の充実強化の必要が高まるところでございます。

したがいまして、市民生活の安全確保の観点から、四日市南警察署長あて、派出所の体制強化を強く要望いたしておるところでございますが、今後とも地域の皆様ともども、機会あるごとに強くこの設置について要望してまいりたいというふうに考えております。

それから、街路灯の設置についてでございます。

街路灯については、現在は中心市街地とはいえ、十分なものというふうには思っておりませんが、将来早急な整備が必要になるものというふうにも私ども考えているところでございます。

一般的には、街路灯には道路交通の照明や防犯を目的としたもの、あるいは商店街等の装飾的なものなど、目的に応じまして、設置場所や形状が異なりますが、ご質問の場合は後者の問題じゃないかというふうに思っております。

今回、こうした街路灯を先行的に整備をしたいという動きが地元の商店街、あるいは自治会にあるということも、私ども仄聞いたしておるところでございます。これがより具体的になって参った場合には、道路管理上の問題、市の既存計画及び都市景観等の問題を調整いたしまして、制度に基づく助成等も含めながら前向きに検討してまいり所存でございますので、

よろしくご理解のほどお願いしたいと思います。

○議長（山本 勝君） 野崎 洋議員。

○野崎 洋君 ご答弁ありがとうございました。

まず第1点目の中央通りへ流入する車に関連して、いわゆるアミューズフォーラム21開発に伴う周辺道路の幅員の検討や、あるいは駐車場の配置、進入路の位置というようなことを専門的な見地から分析もしていただき、ご検討をいただいていることは理解できるところでありますが、しかし、ご答弁にもありましたように、日曜とか祭日とかいうことになりまして、アミューズフォーラム21への車だけではなくて、近鉄百貨店さんの駐車場へ来る車の問題もあるわけでありまして、そのために、通過車両が迷惑をこうむるということもあるわけでございます。

今現在でも、側道への駐車、あるいは本線上への駐車というのもたくさんございます。そういったことが、これから先より多く予想されるわけでございます。オープン後には、そういった課題というものを残しながら、十分これからもご検討いただきたいと思います。

そこで、中央通りへ流入する車の増大による、いわゆる歩行者とか自転車という問題。特に歩行者の場合は、老人とか子供たちという、その人たちの横断に対する不安の解消という問題について、将来的には、先ほど当面は横断歩道で対応するというお言葉であったわけでございますけれども、地下道とか、あるいは歩道橋とかいうようなものが将来的に考えられないのか、ご所見を賜りたいというふうに思います。

それから、駐車場を利用する車の対策でございますけれども、アミューズフォーラム21計画が結果において成功したかどうかというのは、やはり商業業務ゾーンの成果にかかっていると思います。具体的に言うならば、キーテナントであります松坂屋が所期の目標の売り上げを達成できるか、あるいは専門店が多額の投資をする中で、それを投資回収を含めた売り上げが確保できるのかということによって、最終的には、あのアミューズフ

フォーラム21計画が成功した、しなかったという結果になるかと思えます。

そういうような観点から見てまいりますと、私は、先ほど全体の工業高校跡地で1,000台という駐車場のお話がありましたけれども、商業ゾーンの売り上げ確保のためには、1,000台では足りないのではないかというのを痛切に感じておりますし、地元の事業者の人、あるいは地元の住民の人たちが一様に考えることは、やはりあれだけの施設であれば、現在のあちこちにあります商業施設の実態から見ましても、必ずや駐車場は満杯状態になる。それがひいてはあふれ出て、地域の住民の生活環境に不安を与えるような結果になるという心配をしておられるんだろうというふうに思うわけであります。

そこで、日曜、祭日とかいう、特に集中的に集まるであろうその繁忙時にどれぐらいの集客を予測をされておられるのか。そして、その車のデイトタイムキャパシティの絡みで、十分いけるのかどうか、そこらについてのお考えを再度お尋ねをさせていただきたいと思えます。

それから、いろいろ関連はありますが、この地域住民の生活環境という問題でございませうけれども、地域住民の皆さん方は、決してアミューズフォーラム21に対する協力をしないということでは、基本的にはない。大いに期待をしているわけでございますけれども、やはり冒頭質問の中で申し上げましたように、これまで各施設が、公共施設ができてくる中で、いろいろな不平や不満や、あるいは不安というものがこれまであったということは考えなければならぬだろう。具体的に申し上げるならば、今までに文化会館ができたその駐車場問題とか、あるいは公共施設とは関係ありませんけれども、これまで、きのう、おとこの質問の中にもありましたあの地区一帯の水害問題対策、あるいは、やはり質問にも出ました電波障害対策、また暴走族が走り回っての騒音の苦情、こういったことがあの地区全体には、これまで余りにも多過ぎたなということとは否めないところではないかというふうに思うわけです。

ですから、そういったことがベースの上で、今度新たにできる商業業務ゾーン、いわゆるアミューズフォーラム21計画から新たな不平、不満が出ないようにしてほしいというのが、地元の心からの願いだろうというふうに思うわけであります。そういったことをいろいろこれからもご研究をいただいて、地元の納得、コンセンサスを得るご努力を続けていただきたいということを特にお願いを申し上げておきたいというふうに思います。

それから、公共施設の駐車場問題で、全体で1,000台という中で消化をということで、先ほど私は、全体の施設では総量が足りないという意味合いのことを申し上げましたが、やはり私はその中で一つ申し上げたいのは、今、地場産業振興センターの駐車場、確かに何かあれば満杯であります。ついこの間も、市長も、あるいは教育長もご一緒であったある会のときにも、恐らくごらんになったと思いますが、満杯状態であります。そういう地場産業振興センターの駐車場が、これゼロになります。そういうものはすべて新しくできる1,156台の中で消化をしていくわけですが、公共の、行政主導の中で開発されるあのアミューズフォーラム21の中の駐車場は、その利用者だけしか使えないということではないと思います。ほか周辺の駐車場の不足する、殊にその周辺に集まれる人は使ってもいいわけであって、必ずしもあのアミューズフォーラム21を利用する人たちだけが使えるものということではないわけです。

そういった意味合いからいきますと、やはり新たにつくる公共施設については、常々市長もおっしゃっておられる原因者が駐車場対策はすべきだというようなことを、やはりどう考えておられるのかなという疑問を感じるわけでございます。ですから、確かにバス2台の駐車場はありますよというお言葉ではありましたが、それにしても、地場産業振興センターの駐車場がなくなり、大きな博物館ができるということ。バスでも、学校単位で来たら、2台では済まないだろうという気がするわけであって、それが、それじゃ2台以上になった場合はどこに止めるんですかという単

純な疑問が、地元の住民から声として上がってきて当然だろう。それについて、いまひとつご説明をいただきたいというふうに思います。

それから、公園下の駐車場のお話がありました。それも大変必要なことかと思いますが、この問題については、やはりこれまでの全体の四日市駅周辺の商業問題の中で、駅東地区とのバランスという問題がありますから、それについては十分行政としてコンセンサスが得られ、駅東地区商店街の皆さん方の理解も得るようなご努力をしていただきたいということを申し上げておきたいと思います。

それから、派出所問題につきましては、これからもぜひ駅周辺の、これはまあ西だけに限りませず、東も含めた駅周辺ということになろうと思いますが、やはり集中的に人の集まることの多くなるであろう西側を、より安全で快適な町とするために、このご努力をこれからも一層重ねていただきたいということをお願い申し上げておきたいと思います。

それから、最後の街路灯の問題ですが、この街路灯の補助制度といいますのは、昭和46年の6月1日施行で、四日市市中小企業振興規則の中で20%の補助ということで、それ以来ずっと今日まで、この中小商業者の、あるいは組織団体の計画に対するご援助を願っているところでございます。これには本当に感謝を申し上げるところであります。この駅西地区の、今地域の皆さん方がそういう街路灯をという考えを持っておられます。これについては、やはりアミューズフォーラム21というすばらしい施設ができることによって、その周辺が見劣りするという心配も、その中には含まれているだろうと、私は推測をいたします。

ですから、そういうような立派な施設ができるのに呼応して、地域全体を活性化させようというようなことも、地域の方々は考えておられると思いますので、また、それに加えて、そういう大型施設というものと地域の中小商業者が共存共栄をできるためということも、やはり全体の中で考えなければならないだろうというふうに思います。

ですから、そういう共存共栄という面、地域全体のバランスというようなことを考え、また中小商業者の健全育成というようなことも考えて、この補助率の面について、検討をしたいというお言葉をいただいておりますが、ぜひ前向きなご検討をいただきたいというふうをお願いを申し上げるところであります。

いろいろ申し上げましたが、再質問で一、二申し上げました点についてお答えをいただきたいと思います。

○議長（山本 勝君） 加藤助役。

○助役（加藤宣雄君） まず、歩行者の地下道、あるいは立体というふうな話が出たわけでございますが、この問題につきましては、抜本的なものとしたしまして、駅前広場計画の中で検討いたしてまいりたいというふうに思っております。

それから、ご指摘ございましたアミューズフォーラム21計画への車の算出の根拠でございますが、ちょっとご説明申し上げたいと思います。

この四日市のアミューズフォーラム21施設への車の予測でございますが、これはベースになるのは年間の販売額をベースにして考えておるわけでございます。年間の販売額の休日での販売額を予想いたしまして、それに対して1人当たり幾ら使うかということで、来客者数を割り出しておるわけでございます。算出基礎について申しますと、これも売り上げがこのようになるかどうかというふうな問題があるわけでございますけれども、休日での売り上げを大体1億5,000万円ぐらいというふうに想定した場合に、お客さんが1人当たり5,000円ぐらい使うであろうということになりますと、来る方が3万人ぐらいだろうと、休日は来るだろうというふうなことで、その中で35%ぐらいが車で来るだろう。しかも、車で参りましても、朝から晩までおるわけではございませんので、大体2時間ぐらい駐車するのが一番多いというのが、過去のほかの百貨店なんかでも統計がとられております。

そういうふうなことから割り出しますと、1日に車で来られる方は4,000台から4,600台ぐらいであろうというふうなのが算出の基礎になっております。そして、それも時間的なピークがございます。お昼前とか、あるいはお昼からしばらくの間というのがピークになりますので、そういうふうなピークを割り出しますと、大体1時間に560台ぐらい、これはアミューズフォーラム21の東、西合わせましてでございますが、大体560台ぐらいが来るんじゃないかというふうに思われます。大体これぐらいになりますと、前半私申し上げましたように、容量からいって十分対応できるというのが、この駐車場、それから出入り道路の算出した基礎になっておるわけでございます。

それから、住民の皆様に対して不安の問題は除去せよと、これは当然のことでございます。電波障害の問題、あるいは防犯上の問題、地区にご迷惑のないように、私ども取り組んでまいりますし、また、公共駐車場等を含めましては、先ほどご指摘ございましたように、駅東との関係がございます。そういうふうなことで、駅東、駅西のバランスの中で、この駐車場についても私ども検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（山本 勝君） 野崎 洋議員。

○野崎 洋君 駅西の開発というものについては、本当に市民の皆さん方、また地域の皆さん方も熱望しているところであります。が、何遍も申し上げておりますように、それによるデメリットが地域住民に負荷されたんでは、やはり地域の住民としては困るわけであります。

そこで、再度申し上げておきたいのは、この計画に対するいろいろな問題、地域の住民の人たちが思っていることに対して、数度ということではなくて、もう数限りなくと、そういった話し合いの中で、十分皆さんのコンセンサスを得ていただきたいということを、特に重ねてお願いを申し上げておきたいというふうに思います。

それと、なぜそこらまで心配するかといいますと、実は先週の日曜日、

私は、恐らく年末商戦の第一ピークだろうということで、午前、午後とあの周辺を見てまいりました。これは、西東問わず大変な状態であったわけでございますが、これは16日のまた日曜日にはそれを上回るであろうというようにことが予測をされます。どうか行政の皆さん方もあの実態を、ぜひつぶさにご研究をいただきたいということを申し上げておきたいと思っております。

日曜、祭日の売り上げ予測について、今ご説明ありましたが、やはり車で来られるお客様と、それから公共交通機関を使って来られる人、あるいは徒歩、自転車で来る方と比較をしますと、客単価というものは倍に近いただけ違って来るのが現状であります。ですから、先ほども申し上げましたように、アミューズフォーラム21の成功というものは、売り上げが最終的に決めるだろうということを考えますと、車で来てもらうお客さんがたくさんでなかったらだめなんです。だけれども、その対応をきっちりしてほしいということを重ねて申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（山本 勝君） これをもって一般質問を終了いたします。

暫時休憩をいたします。

午前11時14分休憩

午前11時26分再開

○議長（山本 勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2 議案第111号ないし議案第127号

○議長（山本 勝君） 日程第2、議案第111号平成2年度四日市市一般会計補正予算（第2号）ないし議案第127号町及び字の区域の設定及び変更についての17件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

大島武雄議員。

〔大島武雄君登壇〕

○大島武雄君 私は、議案第 126号公有水面の埋立てに係る意見についてお尋ねしたいと思います。

加藤市長は、去る11月26日付け港第 149号により、公有水面の埋立てについての意見を求められましたことにつきまして、異議はありませんとお答えをされていらっしゃる。そのことが今回提案されているわけでございますので、そこで、若干お伺いしたいと存じます。

この問題につきましては、去る9月の定例議会におきまして質問をさせていただき、市長公室長よりいろいろとお答えをちょうだいしたところでございます。

このたび工事の施工方法の中におきましては、「しゅんせつ土砂と北勢地域及び中勢地域（飯南郡・多気郡を除く。）から発生する一般廃棄物及び産業廃棄物により埋め立て」等となっております。そこでお伺いしたいことは、再び公害の発生を起こしては断じてならないという強い思いからでございますが、次のことにつきましてお尋ねをしたいのでございます。

第1点は、環境アセスメントの調査はどうなっているのか、教えてほしいと存じます。

第2点目は、水質汚染の心配は全くないのでしょうか。

第3点目は、廃棄物の内容のチェックは三重県環境保全事業団が行うとのことですが、現在、全国的に廃棄物問題が起きておりまして、そういう中で、どのような形でチェックされようとなさっているのか。また、安全の確認がなされるのでしょうか、お伺いしたいのでございます。

第4点目は、廃棄物は陸上のみか、あるいは海上輸送も行われるのでしょうか。また、交通ルートとしてはどのようなコースをたどるのでございましょうか。

第5点目には、悪臭は全く発生しないか確認したいと存じますので、お

わかりの範囲でお答えいただきたいと思います。

第6点目は、以上申し上げましたことなどは、県のみにお任せではなくて、やはり当四日市市といたしましても監視や調査を行う必要があるのではないかと考えます。これらのことは、どうしても地元の1人といたしまして心配しているところでございます。また、不幸にして何か問題が生じた場合につきましての窓口は、市としてはどのようにお考えか、お答え願いたいと存じます。

これらにつきまして、当然委員会でご審査いただくわけですが、ひとつわかる範囲でお答えいただければありがたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（山本 勝君） 市長公室長。

〔市長公室長（栗本春樹君）登壇〕

○市長公室長（栗本春樹君） 議案第 126号の公有水面の埋立てに係る意見について、数点にわたりましてご質問をちょうだいいたしました。

まず第1点は、環境アセスメント、どういうふうになっておるかという点でございます。

この事業は、その規模等から、当然これは三重県の環境影響評価の実施に関する指導要綱、それともう一つは国の環境影響評価実施要綱、この両者の要綱に定める対象事業に該当をいたしておるところでございます。したがって、当然にこれは環境アセスメントの実施は義務づけられておるわけですが、既にこれは実施済みでございます。それで、本年の11月30日をもって、これらのすべての手続を終了いたしておるということで聞いております。

この主な手続といたしましては、本年の6月5日から7月4日の約1か月間でございますが、環境影響評価準備書の縦覧を実施をいたしております。これは、四日市港管理組合とあわせまして、塩浜地区市民センター、さらには楠町役場という場所での設定でなされておるところでございます。

これに関する住民等の意見につきましては、「なし」の結果となっております。

また、本市におきましても、この環境影響評価準備書につきましては、市長意見を求められるものでございまして、これにつきましては、既に本市の環境保全審議会に諮りまして、学術的、技術的専門分野から慎重なご検討をいただいたところでございまして、これに基づきまして、大気、水質、騒音、監視計画、自然環境等の6項目からなる市長意見を取りまとめて、本年9月21日付で三重県知事に送付をいたしておるところでございます。

それから2点目の、水質汚濁の心配はないかどうかという点でございます。

特に廃棄物で埋め立てを計画する区域につきましては、三重県が定めます上乘せ条例に規定する最も厳しい排出基準を十分下回ることを目途しておるところでございます。この厳しい排出基準というのは、CODで最大25ppm、平均20ppmという数値でございます。それと同時に、急速ろ過と活性炭吸着方式による高度処理システムの採用を予定しておるところでございます。また、しゅんせつ土砂の投入を計画する区域につきましては、余水吐周辺等に、汚濁防止膜を張りまして、汚濁の防止に努めるということで伺っておるところでございます。この汚濁防止対策のこれらの採用によりまして、周辺海域の水質に及ぼす影響は、環境保全上支障となるものではないというふうに伺っております。

それから、3点目は廃棄物の内容チェックの問題でございます。

これは廃棄物の受け入れに際しましては、あらかじめ承認されました廃棄物のみの受け入れに限定をしておるところでございます。不特定多数のものからの物を受け入れるというものではございません。三重県環境保全事業団、これは知事が理事長ということになっておりますが、現在、四日市市内におきましても、内山町、小山町等で実施をいたしておるところ

でございます。廃棄物、それと同様な、いわゆる小山田の埋立事業と同様なシステムを採用するというふうに聞いております。

また、産業廃棄物の処理につきましては知事に権限がございますし、一般廃棄物の処理につきましては、市長に廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により立入調査等の行政権限が付与されておるのでございまして、廃棄物の適正処理処分推進の観点から、十分な指導、監視は可能であるというふうに考えております。

なお、廃棄物の受け入れ基準と、それから受け入れ体制についてでございますが、これは9月議会でもご説明申し上げさせていただきましたように、いわゆる市町村、あるいは一部事務組合等から排出されますところの焼却残渣、それから産業廃棄物といたしましては、公共事業関係からの上下水道汚泥、それから中小企業からの燃え殻汚泥、それから動植物残渣、廃プラスチック、ごみくず、鉄くず、ガラスくず、それから陶磁器くず等でございます。環境保全、あるいは安全対策及び作業性を考慮して、無害かつ安全なもののみを受け入れるということにしておるものでございまして、廃棄物の受け入れ基準として明確にその内容が示されておるところでございます。

そしてその受け入れ体制につきましては、豊富な経験と実績を持つ、先ほども申し上げました三重県の環境保全事業団にゆだねると、こういうことにいたしておるところでございます。

そして廃棄物の受け入れに当たりましては、受け入れ基準を徹底させるために、あらかじめ排出事業者から溶出試験の結果及びサンプル等の提出を求めまして、学識経験者等で構成されますところの埋め立て廃棄物審査会において、その有害性、あるいは2次公害の危険性、資源化可能性等について審査を受けまして、承認された廃棄物のみ受け入れをするというものでございます。

さらに、受け入れのときにつきましても、適宜廃棄物の抜き取り溶出試

験等を実施するということ。さらには、廃棄物の受け入れをいたしますときに、その都度排出事業者発行の廃棄物の種類、量等を記載いたした書類の提出を求めまして、さらには指定した収集運搬車両で運搬させると、こういうことで万全を期し、徹底化を図るといふことにいたしておるところでございます。

それから4点目の廃棄物の搬入ルートでございますが、廃棄物の搬入は、陸上輸送のみで、海上輸送は考えていないということでございます。

その搬入ルートにつきましては、塩浜石原線及び楠河原田線を想定しておるところでございます。

廃棄物に伴う、時間も余りございませんのであれですが、騒音の問題でございますが、これも1db程度のものであると。

悪臭につきましても、先ほど申し上げました受け入れ基準に沿ってやると、こういうことでございます。

市といたしましての監視と調査についてでございますが、これは四日市港管理組合事業でありますから、その監視は当然に組合の方で責任を持ってやるということでございますが、その際には、本市との協議が十分になされるということでございます。

したがいまして、窓口といたしましては、四日市港管理組合ということになるわけでございます。

○議長（山本 勝君） 大島武雄議員。

○大島武雄君 お答えありがとうございました。

先ほども申し上げましたように、公害が再び起きてはならないというふうなことが、地元として非常に気になっているところでございますので、委員会におきましても、そこら辺のことをひとつお含みいただきながら、ご理解いただきながらご審査いただきますようお願い申し上げます。

○議長（山本 勝君） 小井道夫議員。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 まず、議案第111号平成2年度四日市市一般会計補正予算（第2号）、環境技術移転センター関連についてお尋ねをいたします。

出捐金に関連してでございますが、60億円のうち建物等施設建設費に20億円、残りは運用財産とするものかどうか。

それから民間の出資金30億円について、明確な出資対象となる関係社との間で成約があるのか。単なる目標か、既に成約があって、確実な見通しの上に立っているのかどうか。いつまでに出資をさせるのか。その出資者は中部圏内の企業に限るのか、中部圏内に立地をする企業に限るのか、全国の企業等が対象になるのか、明らかにしていただきたいと思っております。

市の負担でございますけれども、出捐金に15億円、さらには土地の提供、これはどれほどを提供するのか、無償貸与になるのかどうか。さらには、造成費としてどれくらい予定をしているのか。一説には50haもの土地を2期に分けて造成をする。その第1期のうちの1万㎡をセンターの用地とするというふうに言われておりますが、その造成費全体はどれくらいかかる見通しの上に立っておるのか。それはどこが持つのか。そしてセンター分について、恐らく市費の負担となるわけでしょうが、幾らぐらい予定をしているのか。また、アクセス問題も含めまして、地元対策というものはどこが、費用の問題等含めて対応するのか、明らかにしていただきたいと思っております。

環境技術研究開発に参加する対象企業は、出資者との関連で、どうなるのか。出資者が中部圏内に立地する企業であるとするならば、その企業に限るのかどうか。例えば、当面この研究開発で、3グループが三つのテーマで研究に取り組むということのようでございますけれども、そこに挙げられている企業名は、協和油化・協和発酵グループ、三菱油化・三菱油化エンジニアリング、中部電力、このグループであります。そしてテーマも、3社ともCO₂にかかわるものがございます。ばらばらに行われるわけでございます。この点の問題もあろうかと思っておりますが、とにかく、そうした

出資者との関連も含めて、環境技術研究開発に参加できる対象企業、そういうものの関係をはっきりしていただきたい。

それからセンターの運営、あるいはここで行う研究開発の進め方の基本の問題でございますが、公開民主が貫かれるのかどうか。先日来の質問に対する答弁でも、また私どもがさきの議員説明会におきまして伺いました際にも、甚だ不明確でございます。企業秘密の壁でこれが公開されない、地球環境保全に貢献すると言いながら、企業秘密の壁で企業にその成果も、あるいはその研究過程も属していくということではならない。何のための財団法人で、市がこれほどの出資をしてやるセンターかと言わなければなりませんから、その辺のところを明確にする必要があります。

そしてさらに、研究開発して得た成果というものはどこに帰属するのか。地球環境保全に貢献するというのですから、全世界に公開されなきゃならぬと思いますが、この辺の帰属はどうなるのか、明らかにしていただきたい。

次に、議案第 126号公有水面の埋立てに係る意見についてでございますが、市長は異議はありませんということで答えを出されるようでございますが、そしてほとんど何も説明がなされておりませんが、本当に異議はないのでしょうか。

この埋立てに関してかかわってくる問題が、環境面とか公害面の心配、今、大島議員から指摘がありましたが、この点についての心配を私ども引き続き持っておりますが、もっと具体的に、我々市民にわかりやすい形で表明していただけないかということ、この点をまずお願いしておきたい。同時に、この埋立ての全体の事業費、そして四日市市が四日市港管理組合に参加しているわけですが、県、市、五対四の割合での負担ということになりますと、何年間に市の負担割合はどれくらいになるかということも明らかにしていただきたい。もちろん事業費に起債充当もあるわけでしょうから、そうした面も含めての市の負担ということでござい

す。

それから、もともと我々が聞いておりましたのは、工業用地をつくり出すために、スポンサー方式云々ということは議論されたというふうに経過があったわけでございますが、今回はまるでその面が影を薄めた形でございますが、臨海部、一部臨海部企業の展開用地、大部分は緑地だというんですが、この利用計画について、もう少しはっきりしていただきたい。

先日質問でも出ていましたが、桜地区の運動広場もいつの間にか別の用途に転用されてしまうということがございました。膨大な埋立てをやるわけでございますが、この利用計画についても、また事業費の負担についても、四日市市のこうあるべしという意見は、やはり整理されて、意見を求められたときに出すべきではないのか。こういう木で鼻くくったような、異議はありませんと。多くの、時間もありませんので、まだまだ疑問、問題、質問点を出したいんですが、出し得ないのが残念ですけども、疑問点がある。こうした疑問に答える、そういう点を先取りして、行政の首長、意見を求められた市長自身が具体的な点を明らかにして、こうしたことのないようにという意見をつけて出すという措置をとるべきでないかと思いますが、あえて、あくまで異議はありませんという形で処理をされるおつもりかどうか、お聞きをしたいと思います。

○議長（山本 勝君） 市長公室長。

時間が少ないので、簡潔に。

〔市長公室長（栗本春樹君）登壇〕

○市長公室長（栗本春樹君） 余り時間もございませんので、足らざるところにつきましては委員会の方でご報告をさせていただきたいと思っております。

まず第1点目の環境技術移転センターの出捐金のめどの問題でお答えをさせていただきます。

先ほども、既にご承知のとおり、総額60億円と、30億円につきまして、今中部財界を中心として、その出捐金をお願いしておるわけでございま

が、さらに、この問題につきましては、中部経済連合会を通じまして、経団連の方にもそのお願いをしておる状況下にあるということだけを、まずお答えさせていただきます。

そして、一応のめどといたしましては、年内にめどをつけていきたいということで、今、盛んにその辺の要請を各企業にお願いをしておる段階であるということでございます。

それから、きのうもご質問にございましたが、先ほど四日市では三つのテーマにつきまして、三つの企業に調査を委託をしておるわけでございます。これは、いわゆる通産省の地球環境関連予算20億円の中から、四日市については、特に平成2年度分として約5億5,000万円、これの半額につきまして国の補助金が環境技術移転センターに来ると、こういう図式でございます。そのあとの半額については各企業負担ということで、企業からも半額が出てくると。合わせまして5億5,000万円の事業費で実施をすると、こういうことになっておるわけでございます。

それで、この問題に関連しまして、いわゆる研究開発の果実の、成果の帰属につきましてのご質問がございましたが、これはいろいろその対応によって違ってくると思います。ランプがつかまりましたので、大変残念でございますが、この辺につきましても、常任委員会の方で説明をさせていただきます。

ちょっと港の関係につきまして、時間等の都合もございまして、ご説明ができないわけでございますけれども、この件につきましては、私ども今まで管理組合とも協議を重ねてきたところでございます。

本来、この同意書につきましては、法律上は異存はない、イエス・オア・ノーという答えが基本であるわけでございます。いろいろと新たな市の土地ができるということとあわせまして、企業展開用地等、あるいは市民に親しまれる親水性のある公園づくりと、こういうことでの事業内容でございます。これにつきましても、委員会の方でご説明を申し上げさせていただきます。

いただきたいと思います。

大変恐縮でございますが、その旨よろしくご理解いただきたいと思います。

○議長（山本 勝君） 小井道夫議員。

○小井道夫君 委員会の方で、ひとつ問題を提起しました点について十分なご審査をいただきたいと思います。例えばCO₂の問題については、先ほどの3グループもばらばらに同じテーマでやるわけですが、さらに東京電力、関西電力、さらに工業技術院名古屋試験所、各方面でやるわけですね。こういうばらばらのことでもいいのかどうかという問題がありますが、同時に、国が直接補助を出すのを、企業に出すのをカムフラージュする形です。こういう財団を通して出すというような形になってしまう、そういう受け皿だけで終わってしまうのではないかという嫌いがあるが、この点についての疑問もはっきりしていただきたいと思います。

それから港の関係ですが、一部企業展開用地、あとは緑地、公園で市民に親しまれる港づくりをするんだと言われながら、しかし、それがそうになっていくという保証はありません。何らかの歯どめをしておきませんと、いつの間にか緑地に予定したところが工業、企業展開用地になってしまう。こういうことであってはなりません。そうした面でも、きちっとした歯どめがなされる上でも、市の方の考え方をしっかりと打ち立てて、意見書という形にはあらわれないにしても、別の形ででも、四日市港管理組合に物申す文書を出す、こういうことができないのか、委員会でも十分ご検討いただきたいと思います。

○議長（山本 勝君） これをもって質疑を終結いたします。

本件をお手元に配付いたしました付託議案一覧表のとおり、各常任委員会に付託をいたします。

号)ないし議案第 139号 四日市市職員給与条例の一部改正について

○議長(山本 勝君) 日程第 3、議案第 128号平成 2 年度四日市市一般会計補正予算(第 3 号)ないし議案第 139号四日市市職員給与条例の一部改正についての12件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長(加藤寛嗣君)登壇〕

○市長(加藤寛嗣君) ただいま上程されました各議案についてご説明申し上げます。

議案第 128号から議案第 139号までは、いずれも職員の給与改定に伴う補正予算案及び条例改正案であります。

人事院は、去る 8 月、一般職の国家公務員の給与について、俸給表の改定、住居手当、期末手当等を本年 4 月にさかのぼり、平均3.67%を引き上げるよう勧告いたしました。

本市におきましても、国、県及び他市町村の動向並びに本市の財政状況等を慎重に検討いたしました結果、職員の給与を本年 4 月から国家公務員に準じて引き上げることとし、これに伴い、必要な予算の補正並びに職員給与条例の一部改正を行おうとするものであります。

また、市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について並びに市長、助役及び収入役の給与及び旅費に関する条例の一部改正につきましては、職員に準じて改定を行うとともに、学校医、保育所の嘱託医師等につきましても、地方交付税単位費用積算基礎が改正されたことに伴い、基本額を本年 4 月にさかのぼって引き上げようとするものであります。

なお、各会計の補正予算案は、給与改定等に要する経費の不足見込み額を補正するもので、財源には、一般会計におきましては市税及び繰越金を、

その他の会計におきましては繰入金及び繰越金等を充当いたしております。

以上が各議案の概要であります。

どうかよろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(山本 勝君) 提案理由の説明はお聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山本 勝君) 別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

本件をお手元に配付いたしました付託議案一覧表のとおり、各常任委員会に付託いたします。

なお、各常任委員会は、明日午前10時から開会されますので、念のため申し上げます。

○議長(山本 勝君) 次に、今定例会において受理いたしました請願は、お手元の文書表のとおりであります。

本件を教育民生委員会に付託いたします。

陳情につきましては、6 件提出がありました。

お手元に文書表を配付いたしておりますので、ご了承願います。

○議長(山本 勝君) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次回は12月18日午後 2 時から会議を開きます。

本日はこれをもって散会をいたします。どうもご苦勞さんでございました。

午後 0 時散会

会 議 録

第 5 日

(平成 2 年12月18日)

○議 事 日 程 第 5 号

平成2年12月18日（火） 午後2時開議

- 第1 議案第111号ないし議案第139号 …………… 委員長報告・質疑
討論・採決
- 第2 議案第140号 教育委員会委員の任命について …… 説明・質疑
討論・採決
- 第3 委員会報告第6号 請願の審査結果について …… 採否決定
- 第4 発議第18号及び発議第19号 …………… 説明・質疑
討論・採決
- 発議第18号 ゴルフ場の維持管理に関する意見書の提出について
発議第19号 部落解放基本法制定に関する意見書の提出について
- 第5 委員会報告第7号 電波障害対策特別委員会の調査報告について

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（38名）

青 山 弘 忠
小 井 道 夫
伊 藤 信 一
伊 藤 正 数
伊 藤 雅 敏
宇 野 長 好
大 島 武 雄
大 谷 茂 生
川 村 幸 善
喜 多 野 等

久保博正
 小林博次
 後藤長六
 佐藤晃久
 田中武
 田中俊行
 田中基介
 谷口廣睦
 豊田忠正
 中村信夫
 野崎洋
 野呂平和
 橋本茂藏
 橋本増藏
 長谷川昭雄
 古市元一
 堀内弘士
 前川辰男
 益田力子
 水野和子
 水野幹郎
 毛利道哉
 森真寿朗
 森安吉
 山口孝
 山路剛
 山本勝

渡辺一彦

○欠席議員（1名）

坂口正次

○出席議事説明者

市長	加藤寛嗣
助役	片岡一三
助役	加藤宣雄
収入役	毛利道男
調整監	伊藤長爾
市長公室長	栗本春樹
総務部長	石川徹夫
財政部長	鈴木一美
市民部長	米津正夫
福祉部長	田中昌治
商工部長	佐々木龍夫
農林水産部長	黒田昭公
環境部長	鵜飼滋
都市計画部長	前川鉦一
建設部長	竹村二郎
下水道部長	西田喜大
消防長	島村隆彦
消防次長	浜谷敏彦
病院事務長	中村督
水道事業管理者	奥山武助
水道局次長	藤田高司

教 育 長 岡 田 久 江
教 育 次 長 宮 田 勉

代表監査委員 樋 尾 裕

○出席事務局職員

事 務 局 長 長谷川 昭 彦
議 事 課 長 伊 藤 千 秋
議事課長補佐 福 島 和 幸
議 事 係 長 玉 田 耕 士
主 事 井 上 紀久夫
主 事 水 谷 正 昭

午後2時2分開議

○議長（山本 勝君） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は38名であります。

本日の議事については、お手元に配付いたしました議事日程第5号により取り進めますので、よろしく願いいたします。

日程第1 議案第111号ないし議案第139号

○議長（山本 勝君） 日程第1、議案第111号平成2年度四日市市一般会計補正予算（第2号）ないし議案第139号四日市市職員給与条例の一部改正についての29件を一括議題といたします。

本件に対する委員長の報告を求めます。

まず、総務委員長をお願いいたします。

伊藤雅敏議員。

〔総務委員長（伊藤雅敏君）登壇〕

○総務委員長（伊藤雅敏君） 総務委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第111号平成2年度四日市市一般会計補正予算（第2号）の関係部分についてであります。

歳入については別段異議はありませんでした。

歳出につきましては、第2款総務費において財団法人環境技術移転センターに対する出捐金5億円が計上されていることから、センターの建設計画を初めとする今後の鈴鹿山麓研究学園都市の全体計画について論議が集中したのであります。

理事者からは、「研究学園都市の全体計画については、桜財産区から移管された土地及びそれに隣接する買収予定地を合わせた約50haの区域について、現在用地造成の設計を進めている段階である。造成工事については、第1工区として20haの造成を行っていくが、研究開発機関の誘致状況を見ながら、残る30haについても順次整備していきたい。その内容は、自然の緑をなるべく残していく観点から、20ha程度を緑地・公園として確保し、道路・調整池等の公共施設用地を除いた平場用地として約22haを造成する計画であるが、このうち約5haに環境技術移転センター等の中核的施設を張りつけ、他の部分には、国あるいは民間の研究開発機関を誘致していくものである。施設の概要としては、財団の事業資金総額約60億円のうち、10億円程度を施設建設費に充当し、来年夏ごろには面積約2,500㎡の施設建設に着手して、平成4年夏ごろの完成を目指している」との説明がありました。

また、資金計画や事業計画については、「現在、民間企業に対しても設立の趣旨を十分説明した上で財団への出捐をお願いしており、本年じゅうには資金面での協力について各企業から回答が寄せられることになっている。また、本年度事業として、国際協力事業団（JICA）の委託によるメキシコからの研修生10名の受け入れ、タイ・マレーシアの環境保全計画

策定調査への参画、3テーマに及ぶ地球環境保全に資する産業技術開発促進事業について通産省の支援が決定しており、来年度についても4コース程度の研修計画を予定している」との説明がありました。

当委員会は、地球環境問題に対する世界的な関心が高まりつつある中で、本市が過去に公害問題を克服してきた貴重な経験を踏まえて、諸外国における環境破壊の防止並びに環境改善を技術面から支援することによって、地球環境の保全、世界経済の発展に寄与していくという当センターの設立理念を理解するものでありますが、研究開発機関の誘致に当たっては、鈴鹿山麓研究学園都市構想の基本理念にふさわしい機関の誘致に努めていくよう要望いたしました。

また、地元住民に対して開発構想を十分説明していくことにより、住民の協力を得て開発を進めていくとともに、開発によって治水能力の低下を来さないための万全の対策を講じていくよう要望いたしました。

なお、一部委員から、資金計画の中で、本市の出捐額が大き過ぎること、並びに民間企業の出捐額が明確になっていない現時点において市が5億円もの出捐をすべきではないことなどから反対であるとの意見がありました。

歳出第4款衛生費及び第9款消防費については、別段異議はありませんでした。

また、債務負担行為及び地方債の補正についても、別段異議はありませんでした。

次に、議案第128号平成2年度四日市市一般会計補正予算（第3号）、議案第136号四日市市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、議案第138号四日市市長、助役及び収入役の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、及び議案第139号四日市市職員給与条例の一部改正について、以上4議案につきましては、人事院が去る8月に国家公務員の給与改定について勧告した内容に準じて、本市職員、市の三役及び市議会議員の給与、手当等を改定するための予算の補正並びに条

例の一部改正であります。一部委員から、市の三役及び市議会議員の期末手当については現行のまま据え置くべきであり、議案第128号、議案第136号及び議案第138号については反対であるとの意見がありました。

議案第120号から議案第122号までは、いずれも（仮称）四日市市立博物館・プラネタリウム館建設工事に係る工事請負契約の締結議案であります。

理事者から、契約内容、工事の概要等について説明がありましたが、当委員会は、本契約締結議案とプラネタリウムの機種を選定とは密接な関係があるとの観点から、特に担当助役の出席を求めて機種を選定経過についてただしたのであります。

助役からは、「（仮称）四日市市立博物館・プラネタリウム館の建設については、博物館基本構想策定委員会の答申を受けて、プラネタリウム館建設専門委員会であらゆる角度からプラネタリウムの機種の検討を行い、その検討結果を踏まえて四日市市請負工事指名審査会において既に機種を内定済みであり、採用する機種に合わせた設計内容になっている。また、プラネタリウム館のスペースについては、最大限可能な座席数を確保するとともに、多目的な利用についても十分考慮した施設としていきたい」との説明があり、本件についてはこれを了とした次第であります。

次に、議案第125号消防事務の受託についてであります。

本件は、三重郡楠町、朝日町及び川越町の消防事務に関する事務の管理及び執行を受託しようとするものであります。

理事者からは、「事務の受託に当たっては、朝日町、川越町については新たに分署を設置するが、楠町については南消防署の庁舎整備を行った上で対応していきたい。受託に伴う効果としては、若い職員を採用することにより、職場の活性化、消防力の充実が図れることが挙げられるが、その反面、一番問題となるのは、人員確保が困難な点である」との説明がありました。

当委員会は、広域消防体制は時代の要請であるという認識に立ち、さらには3町との間に行政全般にわたる協力体制が促進されるなどの効果も期待できることから、消防事務の受託は適切な措置であると考えられますが、今後3町の地元消防団とも密接な交流を図りながら、消防事務の円滑な推進に努めていくよう要望したところであります。

議案第126号公有水面の埋立てに係る意見につきましては、四日市港管理組合が本市三田町地先の公有水面を臨海部企業展開用地、緑地用地、道路用地として埋め立てることについて、異議のない旨申し述べようとするものであります。

当委員会は、この計画が埋立面積85.6ha、埋立処分量683万㎡、工期12年という大規模なものであることから、まず埋立事業の目的、内容など、計画全般に対する説明を求めたのであります。

理事者からは、「この埋立事業は、第一義的には四日市港を大水深港として整備する際の航路、泊地のしゅんせつや港内の維持しゅんせつ等によって発生する土砂を収容することが目的であるが、あわせて背後地域から発生する一般廃棄物、産業廃棄物の処分用地をも確保しようとするものである。土地利用計画については、一部を臨海部企業の展開用地として位置づけるが、住民から要望のある親しまれる港づくりの一環として、全体の約半分のスペースは親水緑地等として整備していく計画である」との説明がありました。

以上の説明に対して、委員からは、「埋立工事の施工に伴って周辺環境に対してさまざまな影響を与えることが懸念される」との意見が出されたことから、特に環境面での対策方法についてさらに説明を求めたところ、理事者から、「埋立工事並びに埋立地の存在が周辺地域の環境に及ぼす影響に関する環境アセスメントによれば、その影響の程度は軽微であるとの結果が出ている。廃棄物の埋め立てについても、受け入れる廃棄物は、一般廃棄物については焼却残渣、産業廃棄物については公共事業関係からの

上下水道汚泥のほか、中小企業から排出される廃棄物で、いずれも無害かつ安全なものに限定するものである。また、環境保全対策については、工事の事業主体である四日市港管理組合が責任を持って行っていく」との説明がありました。

当委員会は、来るべき21世紀を間近に控えて、四日市港の特性を生かしながら、大水深港、エネルギー港湾としての整備・拡充を図っていくことは緊急の課題であり、同時に廃棄物の処分も行っていくというこの埋立事業計画が、本市の今後のさらなる発展につながっていくことを確信するものであります。

なお、心配される周辺環境に対する影響の問題については、三重県とも連携を図りながら、四日市市としても必要な調査を実施していくなど、周辺住民や漁業関係者の不安を払拭するために最大限の努力を払っていくよう強く要望したところであります。

また、本件については、一部委員から、本事業の受益者である関係企業にも応分の負担を求めていくべきであること、及び周辺環境への影響が心配されることなどから、無条件で埋め立てに同意することについては反対であるとの意見がありました。

議案第116号四日市市地区市民センター条例の一部改正について、議案第117号四日市市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に関する条例の一部改正について、議案第118号四日市市税条例の一部改正について、議案第119号四日市市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について、議案第127号町及び字の区域の設定及び変更について、及び議案第137号四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、以上の6議案については、別段異議はありませんでした。

以上の経過により、当委員会に付託されました関係議案につきましては、いずれも原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

これをもって総務委員会の審査報告といたします。

○議長（山本 勝君） 次に、教育民生委員長をお願いいたします。

久保博正議員。

〔教育民生委員長（久保博正君）登壇〕

○教育民生委員長（久保博正君） 教育民生委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第 111号平成 2 年度四日市市一般会計補正予算（第 2 号）の関係部分のうち、歳出第 3 款民生費につきましては、在宅老人の短期保護事業費のほか、保母欠員に係る代替保母の臨時備人料などの追加計上が主な内容であります。

歳出第 10 款教育費につきましては、幼稚園教員の欠員補充による臨時備人料のほか、小中学校における光熱水費などの追加計上が主な内容であります。

歳出第 14 款災害復旧費のうち、第 3 項文教施設災害復旧費につきましては、台風 19 号等の被害による小中学校施設の復旧のため、工事費を追加計上しようとするものであります。

次に、議案第 124 号動産の取得につきましては、平成 5 年度より中学校技術家庭科にパーソナルコンピューターに関する内容が位置づけられることに伴い、今回 3 校分を購入しようとするものであります。

議案第 130 号平成 2 年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）並びに議案第 133 号平成 2 年度四日市市老人保健医療特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、給与改定に要する経費等の追加計上であります。

当委員会は、理事者から詳細な説明を求め、慎重に審査いたしました結果、当委員会に付託されました関係議案につきましては、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

甚だ簡単であります、これもちまして教育民生委員会の審査報告といたします。

○議長（山本 勝君） 次に、産業公営企業委員長をお願いいたします。

小井道夫議員。

〔産業公営企業委員長（小井道夫君）登壇〕

○産業公営企業委員長（小井道夫君） 産業公営企業委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果をご報告いたします。

まず、議案第 111 号平成 2 年度四日市市一般会計補正予算（第 2 号）の関係部分についてであります。

歳出第 14 款第 1 項農林水産施設災害復旧費は、さきの台風 19 号並びに 11 月上旬の集中豪雨による被害について復旧費が計上されておりますが、復旧工事の施工は国の査定後となるなど、工事着工まである程度の期間を要するのが実情であります。しかしながら、本年のように季節外れの台風等に襲われるといった例も考慮し、市において本格的な災害復旧工事までの間の応急措置を講じるなど、被害を最小限にとどめるための努力をするよう要望いたしました。

歳出第 6 款農林水産業費は、転作特産物振興としてトマト苗の育苗機導入に係る補助金計上が主な内容であります。

また、第 7 款商工費は、本市において来年 3 月に開催される県内企業の新技術、新製品を広く県内外に PR することを目的とした「テクノフェアみえ 91」に対する補助金の追加計上であり、いずれも別段異議はありませんでした。

次に、議案第 112 号平成 2 年度四日市市競輪事業特別会計補正予算（第 1 号）についてであります。

本議案は、本年度上半期の売上が当初見込みを既に超えていること。加えて北投票所の完成により、今後も堅調な事業の進展が見込めるため、54

億円余の追加補正を行うとともに、新たに3億円を一般会計へ繰り出すものであります。

当委員会は、北投票所とその附属施設である大休憩所「ドリームスペース」は、これまでの競輪場のイメージを一新し、ファンの好評を得ていますが、とりわけドリームスペースは屋根をつけた全天候型の広い利用面積を有し、なおかつ冷暖房を完備した特色ある施設であるので、競輪開催日以外にも利用に供するなど多目的な活用を図るよう要望いたしました。

また、こうした新しい施設の整備が進むに伴い、入場者数も増加傾向を示していることから、今後も引き続き関連施設の改修整備に積極的に取り組むよう要望いたしました。

議案第115号平成2年度四日市市水道事業会計第2回補正予算に関連して、建設中のゴルフ場からの排水が三重用水の孤野調整池に流入する問題について、当委員会は、三重用水からの本市上水道への供給が来年4月に迫っていることから、重ねて飲料水への影響について市の対応をたしました。

現在、県と建設企業との間において排水路の工事変更等の協議がなされていますが、当委員会は、市としても関係機関との連携のもとに、最善の解決を図るよう努力するとともに、特に水質検査等を拡充し、水質管理に万全を期するよう強く要望いたしました。

議案第134号平成2年度四日市市立四日市病院事業会計第2回補正予算について、現在、市立四日市病院では、会計、薬局での患者の待ち時間短縮を図るため、医療システムの完成に取り組んでいるところでありますが、外来部門についても、部署によって、また曜日によって看護要員の不足等により、待ち時間が長時間に及ぶ例が見受けられることから、早急に実態を把握し、看護要員の増員など適正な職員配置を行い、患者サービスの向上に一層努めるよう要望いたしました。

議案第129号平成2年度四日市市競輪事業特別会計補正予算（第2号）

及び議案第135号平成2年度四日市市水道事業会計第3回補正予算については、別段異議はありませんでした。

以上の経過により、当委員会に付託されました関係議案につきましては、いずれも別段異議なく、原案どおり可決すべきものと決した次第であります。

これをもちまして産業公営企業委員会の審査報告といたします。

○議長（山本 勝君） 次に、建設委員長をお願いいたします。

長谷川昭雄議員。

〔建設委員長（長谷川昭雄君）登壇〕

○建設委員長（長谷川昭雄君） 建設委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第111号平成2年度四日市市一般会計補正予算（第2号）の関係部分であります。

歳出第8款土木費につきましては、別段異議はなかったのですが、土木工事が年度末に集中していることは、過去、当委員会においてその解消をたびたび要望してきたところであり、今後年度末に向かってはかかることのないよう、再度強く要望いたしました。

また、工事の施工に当たっては、通過車両の交通安全対策に万全を期すとともに、工事請負業者に対しても、施工面の安全管理について指導を強化していくよう要望いたしました。

歳出第14款第2項土木施設災害復旧費につきましては、別段異議はなかったのですが、公園施設災害復旧費が計上されていることについて、理事者からは、「台風19号による倒木処理及び壊死等による補植並びに破損した公園施設の復旧を図るため、所要の補正を行うものである」との説明がありました。

当委員会は、木々の緑は市民に憩いと安らぎを与えてくれることだけではなく、快適な都市景観を形成する上でも重要な役割を果たしていること

から、今後街路樹の植栽計画を立てるに当たっては、地域の景観を向上させるよう留意するとともに、災害時を考慮して、倒伏度等の綿密な調査を実施し、その地域の土質にも適した樹種の選択に努めるよう要望いたしました。

そのほか災害の未然防止の強化の観点から、公園の排水設備の充実強化に取り組むべきとの意見がありました。

議案第 113号平成 2 年度四日市市公共下水道特別会計補正予算（第 2 号）、議案第 114号平成 2 年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）、議案第 123号委託契約の変更について、議案第 131号平成 2 年度四日市市公共下水道特別会計補正予算（第 3 号）、及び議案第 132号平成 2 年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 3 号）の 5 議案につきましては、別段異議はありませんでした。

以上の経過により、当委員会に付託されました関係議案につきましては、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

これもちまして建設委員会の審査報告といたします。

○議長（山本 勝君） 委員長の報告はお聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたらご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 勝君） 別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

発言を許します。

橋本 茂議員。

〔橋本 茂君登壇〕

○橋本 茂君 私は、日本共産党市議団を代表しまして、今定例会に提出された 29 議案のうち、議案第 111号、第 126号、第 128号、第 136号、第

138号の 5 議案について、市民の命と暮らし、生活環境を守る立場から、多くの問題点があると判断し、反対をするものであります。

まず、議案第 111号平成 2 年度四日市市一般会計補正予算（第 2 号）のうち、総務費に計上されている環境技術移転センターの出捐金 5 億円についてであります。

環境技術移転センターの役割、業務内容、今後の立地等々については、今議会の市長及び市当局からの答弁や提案等でその中身が明らかにされればされるほど、問題が出てきていると指摘しなければなりません。

このセンターを鈴鹿山麓研究学園都市の中核施設とすることについては、私どものみならず、議会内外で少なからず疑問視されていることを、市長はリアルに見ていただく必要があると思うものです。SOR はだめになり、大学は鈴鹿市に、国立の地球環境研は京都にとなった段階で、早々と小ぢんまりとした研修センター的構想に落ちつくのはいかがなものかと、私は 3 月議会で指摘をいたしました。今それが現実化しつつあり、非常に残念であります。

しかも、今議会で明らかにされた鈴鹿山麓桜財産区を中心にした開発計画の内容は重大な問題を含んでいます。センターは約 10 億円かけて 5 ha の中核施設用地内に建設し、その周辺に公共または民間の研究施設群を誘致する 20 ha を来年度造成を急ぐ。そして第 2 期として 30 ha の造成、さらに国道 365 号以西の民有地約 100 ha の買収と造成という大計画が明らかにされました。今の程度の環境技術移転センターなら臨海部にという意見も強くある中で、しかも関係する研究施設等の誘致などが全くこれからで、確たる施設計画がないままに、当面 20 ha もの造成にすぐに着手することは早計だと判断をいたします。この開発の延期と再検討をこの場から強く求めるものです。

今、治山・治水上からも、桜地区住民から、財産区の 50 ha を含む約 150 ha の大開発については、「山がむかれる、水はどうなる」と表現されるほ

ど多くの心配が出されていることも事実であります。ゴルフ場乱開発が大問題となっている今日だけに、この面からも問題を十分解明し、必要な対策をとり、治山・治水、環境保全上、全市民からも、地元からも納得、了解が得られるように、慎重に対処すべきだと強く申し上げるものであります。

次に、センターへの出捐金ですが、市当局は最終的に15億円を出す予定にしていますが、一自治体としてそれは踏み込み過ぎだと私は指摘しなければなりません。しかも、総額60億円の約半分の30億円を見込む財界、大企業分担への働きかけは、この12月末をめどに進めているとのことですが、12月13日の総務委員会で明らかにされた段階では、いまだに何社との確たる約束を得ているとは公表できないほど厳しい状況だとのことあります。

県・市は早々と15億円ずつの投資を決めているのですから、まさに「官」、県・市が財政を整え、土地を段取りして「産」、すなわち大企業を中心にお使いいただくということでは大問題であります。国・県の事業に格上げする方向を強めていただくこととあわせて、市財政から15億円も出捐することに根本的な検討を加えるよう強く主張をいたします。

センターの設立趣旨からしまして、地球環境保全に資することは、今日世界的規模で求められている有益な事業であることは、私もよく承知をしております。それだけに、実際の研究開発の内実も、今年度のCO₂の3企業グループによる研究のあり方、その成果の帰属等はあくまで公開民主を貫くものであってしかるべきであり、私どもが危惧しているような大企業の技術開発を利するものであってはなりません。この点からも、中部圏の大学や研究機関との学術的連携を強めて、本来のセンターの趣旨が生かせる方向に抜本的に改めることを強く提言するものであります。

強調されている技術移転の事業も、日本の大企業は、今、東南アジア諸国で、日本ではかつて禁止されていた方法で操業しながら公害をばらまき、

住民に被害を与えている事態に、括弧つきの防止技術を提供、普及することでは事は重大です。まして公害輸出に手を貸すセンターであってはならないと強く警鐘を鳴らすものであります。

主として立地、出捐金、研究開発等について問題を指摘しながら論じてまいりましたが、私は、多くの問題を含む環境技術移転センターに、四日市市民の貴重な血税15億円を投入することを前提にしたこの補正予算での5億円の出捐金は容認できず、反対の態度を表明するものです。

次に、議案第136号及び138号は、議員と市長初め特別職の期末手当の増額に関する措置であります。私どもは、現在の期末手当の水準はそれぞれの役職にふさわしい高い水準になっていると判断いたしますし、市民感情も大きく考慮をして、この際据え置くべきであると主張し、増額には反対をいたします。

関連して、議案第128号のこの条例改正に対応する増額補正予算措置の部分についてのみ反対をするものであります。

なお、128号の大半を占める本市職員の給与改定に関する措置は当然であり、賛成をするものですが、今後職員の待遇改善が一層進むように要望しておく次第であります。

最後に、議案第126号公有水面の埋立てに係る意見についてであります。

本会議における質疑の際に、大島、小井両議員から、この石原地先の85.6haという膨大な埋立てに関して、四日市市と伊勢湾に再び公害を引き起こさせないための措置や、事業の市の負担割合、将来の利用計画等々への疑問が数多く出されたほど、これでよいのかといった内容が示されたと思えます。

私は、まず第1にこの埋立ては、その9割までが航路等のしゅんせつ土砂によって行われる港の維持、建設を促進させる事業であるがゆえに、四日市港を利用し、それによってこれまではかり知れない便益、恩恵を受けてきている特定大企業に、まさに常々市長が強調されておられる受益者負

担適正化の精神で、この事業に応分の負担を求めていくことは当然であると考えます。

ところが、国補事業を中心に約 260億円余の大事業なのに、関係企業の負担は1円もなしに取り組み、本市の負担はというと20数億円にもなり、長期に毎年度の予算に計上されるとのことです。港関係大企業奉仕の予算、負担を安易に増やすことは承認できません。

次に、12年の長きにわたって護岸工事、埋立事業が展開されることから、現場周辺のみならず、海流によっては伊勢湾全体に漁場や水生生物に悪い影響を及ぼさないかと心配をされています。

既に明らかにされた環境影響評価書でも、赤潮の発生や鈴鹿川河口の貝類、魚類に影響が及ぶと指摘されています。自然の営みは年々歳々変化に富むものでありますから、予測を超える事態がしばしば起きるのが常識です。この心配への確かな監視や実効ある対策等も、伊勢湾全体に及ぼす視野で見れば、甚だ不十分だと判断をするものです。

第3に、12年後の埋立て後の土地利用計画は、臨海部企業の展開地として一部を位置づけ、他は住民から要請のある親しまれる港づくりの一環として、親水緑地等を配置する計画だとされています。しかし、12年後の社会経済情勢の変化によっては、四日市港管理組合や四日市市の方針が変化し、例えば、すべて臨海部企業用地になってしまうこともあり得ることであります。そうならないという何の歯どめも保証も、現在示されておりません。このような事業に「異議なし」とだけ表明する市長の姿勢には全く納得がいきません。

述べてまいりましたような理由により、今議会での議案第 126号には反対をするものであります。

以上をもって5議案への反対討論といたします。

○議長（山本 勝君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

まず、議案第 111号平成2年度四日市市一般会計補正予算（第2号）、議案第 126号公有水面の埋立てに係る意見について、議案第 128号平成2年度四日市市一般会計補正予算（第3号）、議案第 136号四日市市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、及び議案第 138号四日市市長、助役及び収入役の給与及び旅費に関する条例の一部改正についての5件を一括して起立により採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 勝君） 起立多数であります。よって、本件は可決されました。

次に、ただいま採決いたしました議案を除いた24件を一括採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 勝君） ご異議なしと認めます。よって、本件は可決されました。

日程第2 議案第 140号 教育委員会委員の任命について

○議長（山本 勝君） 日程第2、議案第 140号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） ただいま上程されました議案についてご説明申し上げます。

議案第 140号は、本市の教育委員会委員のうち、岡田久江氏の任期が来る12月25日をもって満了いたしますので、その後任として石崎那津子氏を任命いたしたいと存じ、提案するものであります。

なお、同氏の経歴はお手元の経歴書のとおりであります。

どうかよろしくご審議いただき、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山本 勝君） 提案理由の説明はお聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたらご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 勝君） 別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 勝君） ご異議なしと認めます。よって、本件は同意することに決しました。

○議長（山本 勝君） それでは、ただいま教育委員会委員に同意いたしました石崎那津子氏よりごあいさつがありますので、よろしくお願いたします。

〔石崎那津子氏、議場に入場〕

○石崎那津子君 私、ただいま皆様から教育委員にご同意をいただきました石崎でございます。

大変高いところから失礼とは存じますが、一言ごあいさつを申し上げます。

現在の社会におきまして、今求められておりますことは、物の豊かさよりも、より心の豊かな教育を大切にしていかなければならないことだと存じます。

私は、広く市民の代表といたしまして、微力ではございますが、民生委員、人権擁護委員の経験を生かしまして、誠心誠意努力してまいりたいと存じます。

どうぞ皆様の一層のご鞭撻、ご指導をお願い申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。（拍手）

〔石崎那津子氏退場〕

日程第 3 委員会報告第 6 号 請願の審査結果について

○議長（山本 勝君） 日程第 3、委員会報告第 6 号請願の審査結果についてを議題といたします。

委員会の審査報告に対し、ご質疑がありましたらご発言願います。

橋本 茂議員。

〔橋本 茂君登壇〕

○橋本 茂君 請願第 8 号、9 号について意見を述べたいと思います。

第 8 号環境破壊の防止と飲み水の安全を確保することについての請願は、9 月の定例議会でも、我が党の水野和子議員が、四日市市民の切実な願いを受けとめ、願意を生かして採択すべきであると申し述べてきました。

特にこの請願では、三重用水菰野調整池へゴルフ場の農薬に汚染された排水が流れ込むことの危険性を指摘しながら、これ以上ゴルフ場開発は認めないようにと訴えている点は重要であります。こうした市民の声を正面から受けとめず、またしても継続審査であることは非常に残念であります。

ご存じのように、既に 3 月定例議会ではゴルフ場の開発による自然破壊や農薬使用による環境汚染など、環境の保全を図るためのゴルフ場の開発及び維持管理について実効ある指導、監督を行うよう、関係省庁や三重県知事にも意見書を提出をいたしております。また、今定例議会でも同趣旨を踏まえ、さらに実効ある指導と環境保全に万全を期すようにとの意見書が提出されようとしています。

同じ趣旨であるこの請願がなぜ継続審査なのか、納得がいきません。この請願は当然採択すべきであると考えます。

次に、請願第9号です。

1969年の同和対策事業特別措置法が制定されて以来21年になります。21年余にわたる同和対策事業や同和教育の推進などによって、住宅や生活環境を初め、部落住民の経済的、文化的地位も向上し、部落の実態は大きく変化し、差別は解消しつつあります。

地域改善、財特法の期限内に残された事業を完了し、期限後はそれぞれの条件に見合った経過措置をとりながら、同和を言う特別措置ではなく、部落問題の解決を目指す立場で、自主、自治、融合を推し進め、一般行政への移行をすべきであると考えます。人権問題についても、現憲法の14条で明記されております基本的人権の条項を遵守することで問題は解決されたいと考えています。

以上の理由により、新たな立法措置、部落解放基本法制定に対する請願について、採択には反対をいたします。

関連して、申し述べました見地から、後ほど提案されます意見書についても反対の態度を表明いたすものです。

○議長（山本 勝君） 他にご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は委員会報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 勝君） 起立多数であります。よって、本件は委員会報告のとおり決しました。

日程第4 発議第18号 ゴルフ場の維持管理に関する意見書の提出について及び発議第19号 部落解放基本法制定に関する意見書の提出について

○議長（山本 勝君） 日程第4、発議第18号ゴルフ場の維持管理に関する意見書の提出について及び発議第19号部落解放基本法制定に関する意見書の提出についての2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

伊藤雅敏議員。

〔伊藤雅敏君登壇〕

○伊藤雅敏君 発議第18号ゴルフ場の維持管理に関する意見書の提出について、発議者を代表して提出理由の説明を申し上げます。

現在、本市には営業中のゴルフ場が3カ所ありますが、そのほかに工事中のものが1カ所、計画中のものが3カ所あり、これらゴルフ場の建設に伴う自然破壊や農薬使用による環境破壊、あるいは飲料水汚染問題等幾つかの課題が提起されております。

そこで、総務委員会として、閉会中の調査研究事項としてこの問題を取り上げました。その審議の過程で、県の対応が一番の問題となりました。先般、三重県においては、新しく「ゴルフ場における病害虫、雑草安全防除暫定指針」を策定し、来年3月から実施するとの報道がなされたところであります。

そこで、この機会に三重県に対し、地域の良好な環境を保全し、住民が安心して暮らすことができるよう、お手元に配付いたしました意見書の各項目について、既存のゴルフ場を含め、さらに一層実効ある指導を求めていこうとするものであります。

どうかよろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山本 勝君） 久保博正議員。

〔久保博正君登壇〕

○久保博正君 発議第19号部落解放基本法制定に関する意見書の提出について、発議者を代表して提出理由の説明を申し上げます。

部落問題の早期根本解決は、憲法を具体化する国及び地方公共団体の責

務であるとともに、国民的課題として国政上最重要の課題であります。

諸施策の実施により、環境改善の面では一定の成果を見てきたとはいえ、今日依然として被差別部落住民に対する差別の実態には深刻なものがあります。

よって、部落問題の真の解決と差別の完全撤廃を目指す部落解放基本法の制定を求めるため、お手元に配付いたしました意見書を政府に提出しようとするものであります。

どうかよろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山本 勝君） 提出者の説明はお聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたらご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 勝君） 別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより採決に入ります。

まず、発議第18号ゴルフ場の維持管理に関する意見書の提出についてを採決いたします。

本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 勝君） ご異議なしと認めます。よって、本件は可決されました。

次に、発議第19号部落解放基本法制定に関する意見書の提出についてを採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 勝君） 起立多数であります。よって、本件は可決されました。

日程第5 委員会報告第7号 電波障害対策特別委員会の調査報告について

○議長（山本 勝君） 日程第5、委員会報告第7号電波障害対策特別委員会の調査報告についてを議題といたします。

お手元に報告書を配付いたしておりますので、これによりご了承願います。

なお、電波障害対策特別委員会は、この報告書の提出をもって調査研究を終了いたしますので、ご了承願います。

次に、さきの9月定例会から今定例会までの各常任委員会の閉会中の調査結果について、お手元に配付いたしておりますので、これによりご了承願います。

○議長（山本 勝君） 以上で今定例会の日程は全部終了いたしましたので、会議を閉じ、平成2年12月四日市市議会定例会を閉会いたします。

連日にわたりご苦労さまでございました。

午後2時55分閉会

地方自治法第 123条第 2 項の規定に基づき署名する。

四日市市議会議長 山 本 勝

署 名 議 員 佐 藤 晃 久

署 名 議 員 山 口 孝

1. 会期日程
2. 議会運営委員会決定事項
3. 議決事件一覧表
4. 一般質問通告一覧表
5. 議案質疑通告一覧表
6. 付託議案一覧表
7. 意見書
8. 電波障害対策特別委員会の調査報告について
9. 常任委員会の閉会中の調査報告について

平成2年12月定例会会期日程

12月5日(水)	午前10時開会 議案上程…説明
6日(木)	休 会
7日(金)	
8日(土)	
9日(日)	
10日(月)	午前10時開議 一般質問
11日(火)	午前10時開議 一般質問
12日(水)	午前10時開議 一般質問 議案質疑…委員会付託 追加議案上程…説明…質疑…委員会付託
13日(木)	各常任委員会
14日(金)	
15日(土)	休 会
16日(日)	
17日(月)	
18日(火)	午後2時開議 委員長報告…質疑、討論、採決 追加議案上程…説明…質疑、討論、採決

議会運営委員会決定事項

(2. 11. 28)

◎12月定例市議会について

1. 会期日程 別紙のとおり

2. 発言通告等の期限

- (1) 一般質問 12月5日(水) 午後2時まで
(通告内容が同一趣旨の場合は午後3時まで変更可)
- (2) 議案質疑 12月10日(月) 午後4時まで
- (3) 請 願 12月10日(月) 午後4時まで
- (4) 議員提案による
意見書発議案 12月10日(月) 午後4時まで
- (5) 討論・その他 12月15日(土) 正午まで

3. 発言順序

- (1) 一般質問
 - ① 政友クラブ ② 市民クラブ ③ 公明党
 - ④ 日本共産党 ⑤ 新政クラブ ⑥ 清風会
 - ⑦ 緑水会 ⑧ 新風クラブ
- (2) 議案質疑 通告時にくじにより決定

4. 発言時間

- (1) 一般質問(答弁を含む)

政友クラブ	2時間20分	緑水会	2時間20分
公明党	1時間40分	新政クラブ	1時間40分
新風クラブ	1時間40分	清風会	1時間20分
市民クラブ	1時間	日本共産党	1時間
- (2) 関連質問 5分以内(答弁を含まない)
- (3) 議案質疑 15分以内(答弁を含む)
- (4) 討 論 15分以内

* 一般質問の要領

- ① 一般質問は、一定例会議員1人当たり答弁を含め20分を基準とし、所属議員数に応じ各会派に時間配分する。なお、一定例会における議員1人当たりの発言時間は、答弁を含め1時間以内とする。
- ② 各質問者は、通告に際して自己の持ち時間(答弁を含む)を会派内で調整の上、質問通告書に記載する。
- ③ 各質問者は、自己の持ち時間を超えて発言しない。

* 関連質問の要領

- ① 一般質問に限る。
- ② 同一会派の議員で発言通告をしていない議員1人に限る。
- ③ 発言の時期は、各質問者の質問が終了した直後とする。
- ④ 発言時間は5分以内とする。ただし、答弁は含まない。

* 意見書発議案の取り扱い

- ① 議員提案による意見書発議案は、委員会に付託して審査を行う。

議決事件一覧表

〔市長提出議案〕（30件）

議案名	議決結果
議案第 111号 平成2年度四日市市一般会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第 112号 平成2年度四日市市競輪事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第 113号 平成2年度四日市市公共下水道特別会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第 114号 平成2年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第 115号 平成2年度四日市市水道事業会計第2回補正予算	原案可決
議案第 116号 四日市市地区市民センター条例の一部改正について	原案可決
議案第 117号 四日市市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第 118号 四日市市税条例の一部改正について	原案可決
議案第 119号 四日市市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第 120号 工事請負契約の締結について －(仮称)四日市市立博物館・プラネタリウム館建設工事(建築工事)－	原案可決

議案第 121号 工事請負契約の締結について －(仮称)四日市市立博物館・プラネタリウム館建設工事(建築電気設備)－	原案可決
議案第 122号 工事請負契約の締結について －(仮称)四日市市立博物館・プラネタリウム館建設工事(建築機械設備)－	原案可決
議案第 123号 委託契約の変更について	原案可決
議案第 124号 動産の取得について	原案可決
議案第 125号 消防事務の受託に関する協議について	原案可決
議案第 126号 公有水面の埋立てに係る意見について	原案可決
議案第 127号 町及び字の区域の設定及び変更について	原案可決
議案第 128号 平成2年度四日市市一般会計補正予算(第3号)	原案可決
議案第 129号 平成2年度四日市市競輪事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第 130号 平成2年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第 131号 平成2年度四日市市公共下水道特別会計補正予算(第3号)	原案可決
議案第 132号 平成2年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)	原案可決
議案第 133号 平成2年度四日市市老人保健医療特別会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第 134号 平成2年度四日市市立四日市病院事業会計第2回補正予算	原案可決
議案第 135号 平成2年度四日市市水道事業会計第3回補正予算	原案可決

議案第 136号	四日市市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第 137号	四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第 138号	四日市市長、助役及び収入役の給与及び旅費に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第 139号	四日市市職員給与条例の一部改正について	原案可決
議案第 140号	教育委員会委員の任命について	同意

〔議員提出議案〕（2件）

議 案 名	議決結果
発議第 18号 ゴルフ場の維持管理に関する意見書の提出について	原案可決
発議第 19号 部落解放基本法制定に関する意見書の提出について	原案可決

〔請 願〕（3件）

番号	件 名	請願者の住所・氏名	議決結果
	紹介議員	付託委員会	
	2.12.10受理 部落解放基本法制定について	津市桜橋二丁目 142 人権に関する基本法制定 と同対審答申完全実施を	

9		求める三重県実行委員会 代表 常磐井 鸞猷	採 択
	森 真寿朗	教 育 民 生 委 員 会	

（前回から継続のもの）

番号	件 名	請願者の住所・氏名	議決結果
	紹介議員	付託委員会	
7	2.9.5受理 児童生徒の通学専用橋 の設置について	四日市市東阿倉川二区 438 海蔵地区連合自治会長 館 増男 ほか6名	採 択
	堀内 弘士	教 育 民 生 委 員 会	
8	2.9.5受理 ゴルフ場造成による環 境破壊の防止と飲み水 の安全を確保すること について	四日市市小古曾六丁目6-13 水と緑を守る会・四日市 代表 若林 修三 ほか12,764名	継 続
	伊藤信一 中村信夫	建 設 委 員 会	

一般質問通告一覧表

(12月10日)

順序	氏名	要旨	ページ
1	政友クラブ 豊田 忠正 (発言時間60分)	1 過去の質問の中から (1) 近鉄四日市駅構内にミニ市役所 (2) ごみ処理の問題 (3) 産業展示場設置の見通し (4) 著名人の冊子作成 (5) 路上駐車 (6) 近鉄四日市駅周辺の東西商店街の回遊性 2 ボランティア活動の育成について (1) 福祉事業に関するボランティア (2) 公園、街路樹の育成に関するボランティア	14
2	市民クラブ 坂口 正次 (発言時間60分)	1 同和対策について 2 公共下水道対策について 3 道路行政について 4 市の遊休地の処分について	31
	公明党	1 福祉問題について (1) 心身障害者福祉対策	

(12月11日)

3	益田 力 (発言時間50分)	(2)高齢者福祉対策 (3)学校における福祉教育 2 身近な行革について	45
4	公明党 毛利 道哉 (発言時間50分)	1 市立四日市病院における「待ち時間」の改善について 2 オープンしたおもちゃ図書館について 3 農業公園について	62
5	日本共産党 水野 和子 (発言時間25分)	1 女性の立場から 出生率、生産人口の低下への対応について - “新婚さん、子どもを沢山産んで” だけでよいか	73
6	日本共産党 橋本 茂 (発言時間35分)	1 来年度の子算と施策に関して 2 固定資産税の評価替え中止を 3 「アミューズフォーラム21」について 4 環境技術移転センターについて	88
7	新政クラブ 前川 辰男 (発言時間60分)	1 学校給食問題について 2 土地利用計画について	101

(12月12日)

8	清風会 伊藤正教 (発言時間60分)	1 環境技術移転センター並びに 関連事項について	113
9	緑水会 青山弘忠 (発言時間60分)	1 近鉄四日市駅周辺の開発につ いて 2 道路問題について 3 学校教育と福祉について 4 桜地区の諸問題について	131
10	緑水会 田中俊行 (発言時間60分)	1 地域社会づくり推進委員会に ついて 2 市立四日市病院のケースワ ーカー増員計画について 3 「安政池」の整備について 4 都市計画道路「塩浜波木線」 建設に伴う雨水対策について	151
11	新風クラブ 伊藤雅敏 (発言時間50分)	1 高齢化社会に向かって 福祉施策、福祉教育の充実 を	169
12	新風クラブ 野崎洋 (発言時間50分)	1 近鉄四日市駅西地区開発とそ れに伴う諸問題について	181

議案質疑通告一覧表

順序	氏名	件名	ページ
1	公明党 大島武雄	1 議案第126号 公有水面の埋立 てに係る意見について	195
2	日本共産党 小井道夫	1 議案第111号 平成2年度四日 市市一般会計補正予算 (第2号) 歳出第2款 総務費 2 議案第126号 公有水面の埋立 てに係る意見について	200

付託議案一覧表

○ 総務委員会

議案第 111号 平成2年度四日市市一般会計補正予算(第2号)

第1条 歳入歳出予算の補正

歳入全般

歳出第2款 総務費

第4款 衛生費

第9款 消防費

第2条 債務負担行為の補正

第3条 地方債の補正

議案第 116号 四日市市地区市民センター条例の一部改正について

議案第 117号 四日市市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に関する条例の一部改正について

議案第 118号 四日市市税条例の一部改正について

議案第 119号 四日市市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

議案第 120号 工事請負契約の締結について

— (仮称) 四日市市立博物館・プラネタリウム館建設工事
(建築工事) —

議案第 121号 工事請負契約の締結について

— (仮称) 四日市市立博物館・プラネタリウム館建設工事
(建築電気設備) —

議案第 122号 工事請負契約の締結について

— (仮称) 四日市市立博物館・プラネタリウム館建設工事
(建築機械設備) —

議案第 125号 消防事務の受託に関する協議について

議案第 126号 公有水面の埋立てに係る意見について

議案第 127号 町及び字の区域の設定及び変更について

議案第 128号 平成2年度四日市市一般会計補正予算(第3号)

議案第 136号 四日市市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

議案第 137号 四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第 138号 四日市市長、助役及び収入役の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

議案第 139号 四日市市職員給与条例の一部改正について

○ 教育民生委員会

議案第 111号 平成2年度四日市市一般会計補正予算(第2号)

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第3款 民生費

第10款 教育費

第14款第3項 文教施設災害復旧費

議案第 124号 動産の取得について

議案第 130号 平成2年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算
(第2号)

議案第 133号 平成2年度四日市市老人保健医療特別会計補正予算
(第1号)

○ 産業公営企業委員会

議案第 111号 平成2年度四日市市一般会計補正予算(第2号)

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第6款 農林水産業費

第7款 商工費

第14款第1項 農林水産施設災害復旧費

- 議案第 112号 平成2年度四日市市競輪事業特別会計補正予算(第1号)
議案第 115号 平成2年度四日市市水道事業会計第2回補正予算
議案第 129号 平成2年度四日市市競輪事業特別会計補正予算(第2号)
議案第 134号 平成2年度四日市市立四日市病院事業会計第2回補正予算
議案第 135号 平成2年度四日市市水道事業会計第3回補正予算

○ 建設委員会

- 議案第 111号 平成2年度四日市市一般会計補正予算(第2号)

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第8款 土木費

第14款第2項 土木施設災害復旧費

- 議案第 113号 平成2年度四日市市公共下水道特別会計補正予算(第2号)
議案第 114号 平成2年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算
(第2号)
議案第 123号 委託契約の変更について
議案第 131号 平成2年度四日市市公共下水道特別会計補正予算(第3号)
議案第 132号 平成2年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算
(第3号)

ゴルフ場の維持管理に関する意見書

ゴルフ場問題については、自然破壊や農薬使用による環境汚染あるいは飲料水汚染問題が懸念され、住民から多くの不安の声が寄せられております。

現在、三重県におかれましては、環境重視の観点から「ゴルフ場の維持管理に関する指導要綱」等により指導が行われておりますし、さらに、最近「ゴルフ場における病虫害、雑草安全防除暫定指針」が策定され、来年3月からの実施が決定されたところであります。

四日市市におきましても、自然環境を確保し、住民の生活環境を快適に保持するため、ゴルフ場からの排水の水質監視を行うとともに、地方公共団体とゴルフ場事業者との環境保全協定を締結することによって、環境保全に万全を期すことが極めて重要であると考えております。

よってゴルフ場の維持管理については、地域の良好な環境を保全し、住民が安心して暮らすことができるよう、既存のゴルフ場を含め、次の各項目についてさらに一層実効ある指導を行っていただきますよう要望します。

記

1. 「ゴルフ場における病虫害、雑草安全防除暫定指針」に示された使用農薬について、排水の水質の農薬濃度の指針値を明らかにするとともに、無農薬管理や農薬除害施設の設置を指導すること
2. 残存緑地は生態系を破壊しないよう、自然状態で保全すること
3. 地元地方公共団体とゴルフ場事業者との環境保全協定について指導すること
4. 各ゴルフ場の水質検査については、ゴルフ場の名称を明らかにした上公表すること
5. 肥料項目について排水基準を明確に示すこと
6. 地元地方公共団体が立入調査できるよう指導すること

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出します。

平成2年12月18日

四日市市議会

議長 山本 勝

三重県知事宛

関係省庁宛（内閣総理大臣、法務大臣、大蔵大臣、文部大臣、厚生大臣、
農林水産大臣、通商産業大臣、労働大臣、建設大臣、自治大臣、
総務庁長官）

部落解放基本法制定に関する意見書

部落問題の早期根本解決は、憲法を具体化する国及び地方公共団体の責務であるとともに、国民的課題として国政上最重要の課題であります。

1965年の内閣同和対策審議会答申の後、今日まで「同和対策事業特別措置法」等に基づく諸施策の実施により、被差別部落の劣悪な実態の改善は一定の成果を上げてきました。しかし、従来の施策は環境改善を中心に物的事業が大部分を占め、被差別部落住民の生活に直結する施策が十分でなく、未だ深刻な実態が蔽存しています。

また、被差別部落なり住民に対する差別事件は相変わらず続発し、むしろ増加、悪質化の傾向にあります。

こういった状況の中、部落問題の現実を直視し、日本における人権侵害の最たるものとして位置づけ、国の責務を明確にするとともに、総合的、抜本的、基本的な施策を確立する新たな立法措置が必要であります。

よって、政府におかれましては、残される物的事業はもちろんのこと、就労や教育、健康、生活、産業さらには差別意識の払拭、啓発活動の本格化をも含めた、部落問題の真の解決を目指す部落解放基本法を制定されるよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出します。

平成2年12月18日

四日市市議会

議長 山本 勝

電波障害対策特別委員会の調査報告について

電波障害対策特別委員会に付託された事項について、会議規則第98条の規定により、下記のとおり調査結果を報告します。

記

1. 付託事項

電波障害対策など情報化社会の推進に関する調査研究

2. 調査の経過及び結果

別紙報告書のとおり

平成2年12月18日

電波障害対策特別委員長 小林博次

四日市市議会

議長 山本 勝 殿

電波障害対策特別委員会報告書

当委員会に付託されました電波障害対策など情報化社会の推進に関する調査研究の結果についてご報告申し上げます。

多種多様な情報媒体が発達した今日においても、テレビ放送は、報道、教養、娯楽などの各方面にわたる貴重な情報源として、市民の日常生活に欠くことのできない存在であります。

ところが、近年大都市をはじめ地方都市においても、都市化が急速に進展するにつれて、土地の高度利用、都市の再開発等による建築物の高層化、高速道路や送電線の建設などに起因するテレビ電波障害が多発しており、大きな社会問題となっております。

本市でも、市街地を中心にマンションの建設が相次ぐなど、建築物の高層化が進んでいることから、電波障害は年々広範囲に及んでおり、市民生活に深刻な影響を与えております。

そこで、当委員会は本市における電波障害の抜本的な解決に向けて調査

研究を行いました。

1. 建造物等による電波障害とは

テレビ電波の伝わり方は光とよく似た性質を持っており、建造物等の障害物の後方では電波が遮蔽されて弱くなるため「遮蔽障害」が、また障害物の前方では障害物の壁面で電波が反射して「反射障害」が起こることから、ゴースト（多重像）、スノーノイズ（雪が降っているような症状）などの電波障害が発生します。

特に反射障害は遮蔽障害の数倍もの範囲に及ぶものでありますが、高層ビルが建ち並ぶ中心市街地では、他の建造物等と複合して障害をもたらすために原因が特定しにくく、当事者間における紛争の要因となってきました。

2. 本市の電波障害の実態とこれまでの対応

本市は、テレビ放送電波の発信点である名古屋市と津市のほぼ中間に位置し、しかも遠隔地にあるため、他都市に比べ到達する電界強度は極めて低くなっております。

また、こうした潜在的要因に加えて、中心市街地では、土地の高度利用による建築物の中高層化等、急激な都市化により電波障害の程度・範囲が年々拡大しつつあり、市民から電波障害に対するさまざまな相談・要望が寄せられています。

このため、本市では、建築計画の事前公開や住民説明会を建築主に義務づけることにより、中高層建築物の建築に伴って発生する住環境侵害を未然に防止するため、昭和64年1月に「四日市市中高層建築物指導要綱」が施行されております。

しかし、電波障害等に係る苦情や紛争が多発している現状に鑑み、本年6月、当事者間の紛争に対して市があっせん・調停を行っていくために、この要綱を条例化して、「四日市市中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」が制定されており、他都市に先駆けて電波障害対

策に取り組んでいる理事者の姿勢を大いに評価するものであります。

そのほか、本年5月には学識者、専門家、国、県等による「四日市市電波障害対策懇話会」が発足しており、今後本市がとるべき対応策についていろいろな角度から検討が行われています。

3. 電波障害に対する対策

電波障害に対する対策は次の2つに大別されます。

(1) 建造物側の対策

建造物側の対策としては、建造物の向き・配置・高さによる対策、壁面形状による対策、壁面材料による対策等が考えられます。

現在建築中の東京都の新庁舎には、壁面材料による対策として外壁に電波吸収体（フェライト）が用いられております。

(2) 受信側の対策

受信側の対策としては、共同受信施設の設置、都市型CATVへの加入、高性能アンテナの設置等が考えられます。

当委員会が視察を行った東京都の江戸川区においては、電波障害の原因者が特定できない区域の難視聴対策として、区が7億円の巨費を投じて約15,000世帯を対象にCATVによる対策が講じられていました。

以上の2つの対策のうち、今後本市がとるべき対策としては受信側の対策が中心になると思われませんが、その中でも都市型CATVによる対策が最も効率のかつ効果的な手段であると言えます。

その理由としては、都市型CATVは共同受信施設や高性能アンテナと異なり面的に整備されるために資本投下に無駄がなく、受信者にとっても維持管理の労なく半永久的に鮮明な映像が保証されること、地域社会に密着したニュースを放映しており、本市が目指すコミュニティ社会づくりにも役立つこと、情報の地域間格差が解消できることなどが挙げられます。

さらに、郵政省をはじめとして、建設省、自治省においても、都市型CATVを高度情報化社会に対応したニューメディアとして、またテレビの

難視聴対策のための有効な手段として位置づけており、都市型CATV事業の全国的な整備促進を強く呼びかけております。

4. 費用負担のあり方

建造物等が原因となって発生する電波障害については、日照や通風の障害などと異なり、技術的には解決が可能です。

しかし、この解決に当たって一番問題となるのが費用負担のあり方です。

電波障害対策に係る費用負担のあり方については、昭和51年3月に郵政省電波監理局長から通達文書が出されており、当事者間で協議が行われる場合の当面の基準的考え方が示されています。

それによれば、「共同受信施設の設置については、受信障害の発生原因である建築物の建築主の責任と負担においてこれを行うことが適当である。ただし、共同受信施設を設置した場合、受信者は家庭用アンテナの更改費等テレビジョン放送の受信に通常必要とする経費の支出を要しないこととなるため、この経費に相当する額は受信者が負担することが適当である」となっており、いわゆるアンテナ代金相当分以外は原因者が負担する旨がうたわれております。

この原則に基づいて当事者間で協議を行い、何らかの対策を講じることにより受信状態の回復を図ることができればよいわけではありますが、市街地中心部では中高層建築物が各所で建設されており、複数の建造物が複合して電波障害を引き起こしていることから、原因となる建造物を特定することが難しく、障害を受けた住民だけで問題を解決することは極めて困難になりつつあります。

そこで、本市では、市内全域を特定区域とその他の区域に分けて、特定区域内では基金制度、その他の区域では補助金制度によって電波障害対策を行っていくことが検討されております。

5. 本市の今後の対応

本市が検討している「基金制度」は、全国の地方自治体でも初めての試みであることから、モデルケースとして他の市町村はもとより、三重県や国の関係省庁からも大きな注目を集めております。

以下では、理事者から示された基金制度（試案）並びに補助金制度（試案）を参考にしながら、これらの制度のあり方について考察いたします。

(1) 基金制度

基金制度（試案）によれば、その概要は次のとおりであります。

- 対象地域（特定区域）は、中高層建築物が多数林立する既成市街地、電波障害が広範囲に発生し、または近い将来発生すると予想される地域、今後中高層建築物等の建設が相当見込まれる地域であり、特定区域内の戸数は約2万戸である。
- 基金の運営主体は新しく設置する財団法人であり、この財団法人が同時に電波障害対策の事業主体となる。
- 建築主が特定区域内で中高層建築物等を建築する場合には電波障害の影響度合いに応じた負担金を財団法人に納入する。また、既存建築物等の建築主にも協力金を求めていく。市は、出捐金・補助金を拠出して側面的な援助を行う。
- 財団法人は、納入された資金をもとにして加入契約料、工事費等を負担する形で都市型CATVの事業者であるケーブルテレビジョン四日市株式会社（以下CTYという）に再送信を委託し、CTYは個々の住民と受信契約を締結する。
- 住民は、アンテナ代金相当分として受信料（月々300円程度）をCTYに納入する。

以上が基金制度（試案）の概要であります。今後さらに検討すべき点がいくつか挙げられます。

まず特定区域の設定であります。制度の発足後においても、中高層建築物等の建築動向を見極めながら、必要に応じて線引きの見直しを図って

いくという柔軟な対応が求められます。

負担金・協力金の額については、基金制度の成否を決定する重要なポイントであることから、建築主の理解が得られるよう十分検討するとともに、財団法人の健全な運営を図っていくために、市からも相当額の出捐・補助を行うべきであります。

また、負担金・協力金の徴収については、何ら法的な裏付けがなく、あくまで建築主の理解が前提となっているため、広報等を通じて制度の趣旨を積極的にPRしていくなどにより、市民の幅広い支援と協力を求めていくことが必要であります。

CTYについては、テレピア構想推進の一環として、本市も資本参加を行い、第3セクターとして運営されているところでありますが、今後、より一層難視聴対策としての活用を図っていくためには、市の出資金の増額あるいは市職員の派遣など、何らかの形で市が積極的に経営に関与していく方策についても検討すべきであります。

さらに、電波障害の解消を早期に図っていくためには、CTYの設定している電波障害対策に係る料金（加入契約料・工事費等10万円、維持管理費月額500円）を、CTYの理解と協力を得た上で現行より低くする必要があると思われれます。

また、CTYのサービスエリアについては、既に第2期エリアまで開局しており、今後第5期エリアまで順次拡張していく計画であります。その後も引き続きサービスエリアの早期拡張に努めていくよう強く求めていく必要があります。

なお、この制度の発足までには今しばらくの時間を要すると思われれますが、それまでの間においても適宜必要な対策を講じていくよう、市が建築主に対して、適切な指導・助言を行っていくべきであります。

(2) 補助金制度

特定区域以外の区域では補助金制度によって電波障害対策を行っていく

計画であります、その試案の概要は次のとおりであります。

- 原因者が特定できる場合には、従来のように各建築主（原因者）が対策を行う。この際、関係者からの申し出があれば、市は条例に基づき紛争の調整を行う。
- 対策方法としては、住民がCTYに再送信を委託する。CTYのサービスエリア外のため再送信を委託することができない場合には共同受信施設を設置する。
- 原因者が特定できない場合や自然地形による難視聴の場合には、市が対策に要する経費の一部を補助する。
- 補助対象は、概ね単位自治会で組織する30戸以上の住民による組合とする。

以上が補助金制度（試案）の概要であります、基金制度と同様に今後さらに検討すべき点があります。

まず基金制度との整合性の問題であります、住民負担の点で両者の間に格差が生じないようにする必要があります。

そのためには原因者の特定に最大限の努力を払うことが先決であります、どうしても原因者が特定できない場合や自然地形による難視聴の場合にはかなりの住民負担が予想されることから、対策に要する経費の額に応じて市の補助金を増額するなど、特定区域内外で住民負担に格差が生じないように特段の配慮をすべきであります。

また、補助対象については、「概ね単位自治会で組織する30戸以上の住民による組合」を対象にしていく考えであります、30戸未満の場合にも、個々のケースに応じて適宜補助金制度が適用できるように検討していく必要があります。

6. おわりに

中高層建築物等によるテレビ電波障害は、都市化が進展するにつれて発生する、いわば一種の「現代病」であります、市民生活の中でテレビが

占める比重は依然として高く、被害を受けている住民の苦痛は想像以上のものがあります。

このため、基金制度並びに補助金制度による電波障害対策を一日も早くスタートさせることにより、被害に苦しむ住民を早急に救済していくことを強く望むものであります。

また、制度の発足後において発生するさまざまな問題に対しては、制度の一部見直しを含めて可能な限りの方策を講じるなど、常に被害を受けている住民の立場に立った解決を図っていくことが肝要であります。

最後に、市民が待望しているこの制度が、近い将来同じ悩みを抱えている他都市の模範となる日が到来することを夢見ながら、当委員会の調査報告を結ぶこととします。

これをもって、電波障害対策特別委員会の調査報告といたします。

常任委員の閉会中の調査報告について

常任委員会の閉会中の調査について、会議規則第98条の規定により別紙のとおり報告します。

平成2年12月18日

総務委員長	伊藤雅敏
教育民生委員長	久保博正
産業公営企業委員長	小井道夫
建設委員長	長谷川昭雄

四日市市議会

議長 山本 勝 殿

総務委員会

○ 生活環境問題について

近年、市民生活を取り巻く環境問題全般に対する意識は大きく変化してきている。

例えば、大気汚染、水質汚濁、酸性雨、ごみ問題、森林破壊等々、いろいろな問題が新聞・テレビ等で取り上げられているが、これらの問題に共通して言えることは、地球規模での環境破壊に対する危機感が年を追って強くなってきており、それが市民生活にまで大きな影響を与えてきていることである。

このため、当委員会は、「生活環境問題について」を閉会中の継続調査事項として取り上げ、生活環境を保全していく上で地方公共団体が何をなすかについて論議を行い、9月定例議会においては、(株)四日市市生活環境公社並びにごみ処理問題について報告を行ったところであるが、昨今のゴルフ場開発ブームの中で、周辺環境の破壊等を危惧する声が高まってきていることに鑑み、引き続き「生活環境問題について」を調査事項として取り上げ、ゴルフ場問題に焦点を当てて調査研究を行った。

(1) 本市のゴルフ場の現状

本市には営業中のゴルフ場が3カ所、工事中のものが1カ所、計画中（大規模土地取引事前協議承認済）のものが3カ所あるが、他都市と同様にゴルフ場の維持管理において、良質な芝生を維持するために農業や化学肥料の大量使用が一般化してきていることから、それらによる水質への影響に対する住民の不安が高まってきている。

特に、現在工事中である「四日市東急ゴルフ倶楽部」については、本市が平成3年度から上水道の受水を予定している三重用水の菰野調整池と隣接しており、ゴルフ場の排水の一部が直接調整池に流入することから、農業使用の中止や排水管理方式の見直しを求める強い要望が関係住民から寄せられている。

当委員会としても、こうした住民運動の高まりを受けて四日市東急ゴルフ倶楽部の現地視察を実施するとともに、同ゴルフ場事業者とも活発な意見交換を行ったところである。

(2) 今後の対策

ゴルフ場周辺の環境を保全するための具体的な対策として、各委員から出された主な意見は次のとおりである。

- ゴルフ場等の乱開発を未然に防止するためには、山林の所有者や市民に対して、将来の開発構想を明らかにしていくことが必要である。
- 農業使用による水質への影響については、農林水産部とも十分に連携を図りながら水質調査等を実施していく必要がある。
- ゴルフ場の維持管理がより安全に行われるよう、ゴルフ場事業者の理解と協力を得て、市と既設を含むすべてのゴルフ場事業者の間で「環境保全協定」を早急に締結し、立入調査等による監視・指導の強化に努めていくべきである。
- 本年10月に本市と三重郡4町が「四日市地区広域市町村圏環境保全協議会」を発足させているが、それを母体として関係自治体と密接な連携

を図りながら、飲料水の安全確保に向けてよりきめ細かな指導を行って
いくべきである。

- ・ ゴルフ場に対する本市の監視・指導をさらに実効あるものとしていく
ためには、三重県に対して、「農薬や化学肥料についての排水基準の制
定」を求めていくとともに、「残存緑地の自然状態での保全」、「地元
地方公共団体による立入調査の実施」などについて、ゴルフ場事業者を
県が強く指導していくよう要請していく必要がある。

いずれにしても、ゴルフ場開発が周辺の自然環境に及ぼす影響を最小限
度に抑えるとともに、飲料水の安全確保を図っていくためには、ゴルフ場
事業者との良好な信頼関係のもとに、まず「環境保全協定」を締結するこ
とが必要であり、それに基づいて市が立入調査を実施するなど、常時厳し
い監視・指導を行いながら、調査結果をできる限り公表していくことによ
り、住民の不安は徐々に取り除かれていくと信じるものである。

教育民生委員会

○ 障害児教育について

心身に障害があるために、十分な教育効果を期待することが困難な児童
・生徒を対象に、小・中学校の「特殊学級」や盲学校・聾学校・養護学校
などの「特殊教育諸学校」において障害児教育が行われている

当委員会は、こういった現状を調査するとともに、障害児教育の今後の
あり方について検討を行った。

本市の障害児教育の現状は次のとおりである。

「特殊学級」については、市内に小学校17校、中学校4校計21校に設置
されており、本年5月現在で129名の児童・生徒が在籍している。

一方、「特殊教育諸学校」としては、市内に県立西日野養護学校と聖母
の家学園（精神遅滞や情緒障害児を対象）、県立西日野養護学校四日市分
校（肢体不自由児を対象）が設置されており、小・中学部合わせて62名が

在籍している。また、県内には県立盲学校・聾学校等が設置されており、
市内在住の18名の児童・生徒が在籍している。

これら特殊学級・特殊教育諸学校への入級・入学に際しては、本市教育
委員会内に医師・学識経験者・教育関係者等で構成する就学指導委員会を
設置し、心身障害の的確な診断に努め、適正な就学指導を行っている。

以上の現状を踏まえ、各委員から出された意見は次のとおりである。

- ・できる限り地域の中で障害児が教育を受けられるよう、障害児学級の新
増設を県に働きかけること
- ・障害児に対する認識不足や偏見が依然として身受けられるため、今後も
啓発・PR等に努めること
- ・障害児と健常児が共に学び、共に暮らしていけるよう、今後も障害の程
度や学校の実態に応じて活発な交流を行うこと。
- ・障害児教育に従事する教職員の研修を積極的に行い、教職員の資質向上
と教育内容の充実を図ること
- ・就学指導委員会において就学児童の教育措置の判定をする際は、当該児
童を取り巻く家庭状況も考慮すること

当委員会は、心身に障害があるため教育上特別な取扱いを要する児童・
生徒に対しては、健全育成を図るとともに、その心身の障害の状態・特性
等に応じ、可能な限り社会参加を促すため「社会性」を育成するなど、今
後も障害児教育の充実に一層努力されるよう望むものである。

産業公営企業委員会

○ 牛肉輸入自由化をはじめ食肉市場をめぐる問題について

四日市市食肉センター、食肉地方卸売市場は開設以来30年以上にわたっ
て、「市民に対する食肉の安定供給の取引の公正」に寄与してきたところ
である。

しかし、近年に至って食肉流通をめぐる国内外の情勢は大きく変化して

おり、なかでも平成3年4月に予定されている牛肉輸入自由化は食肉市場はもとより畜産農家の存立をも左右しかねないような深刻な影響を及ぼすことが懸念されている。

そこで、当委員会は牛肉輸入自由化をはじめ食肉市場をめぐる問題とその対応について調査研究を行った。

1. 食肉市場等の概要

全国的には中央卸売市場が10市場、地方卸売市場が22市場あり、本市食肉市場は地方卸売市場の一つである。

開設者については中央卸売市場が知事又は市長であるのに対して、地方卸売市場は知事、市長のほか株式会社、食肉組合、経済連など多岐にわたっているが、本市食肉市場は市長が開設者となっている。

食肉市場内には荷受会社（卸売会社）として昭和56年に従来のものと代わって、三重県、四日市市、生産者団体、食肉業界の出資による(株)三重県四日市畜産公社が新たに設立され、食肉市場に入荷した牛・豚等を生産者又は集荷業者の委託を受けて、と畜解体処理を行い枝肉とした上でセリにより買受人に販売している。

畜産公社は解体料・販売手数料等を徴収し経営を行い、市は食肉センター使用料・食肉市場使用料を徴収する。

2. 牛肉輸入自由化をめぐる問題

(1) 食肉市場及び卸売会社への影響

本市市場における畜産振興事業団からの輸入牛肉の委託販売額は平成元年度において、約5億4,000万円余りであり、これは総販売額の18.1%を占めているが、この委託販売が自由化に伴いなくなることから、平成3年度には卸売会社である畜産公社の販売手数料収入約2,000万円が減収となり、市の市場使用料も約100万円の減収となることが予想される。

(2) 畜産農家への影響

一方、肉牛の出荷者である肥育農家についても、この数年来、肥育用子

牛価格が高騰を続けていること、輸入牛肉に対抗するために取り組んでいる高品質牛肉の生産も肥育期間の延長により経費増となるなど経営難が一層進行しており、さらに自由化後の先行き不安も加わって飼養頭数が減少する傾向にある。これが本市市場への出荷減に直結するならば、半数近くを占める県外からの出荷の減少傾向とあわせて本市市場は大きな打撃を受けることとなる。

豚肉についても輸入牛肉との価格競合、数年来の枝肉価格の低迷、豚舎周辺の環境問題等から養豚業者の廃業、出荷減少が進んでいる。

このように牛肉輸入自由化が与える影響は、食肉市場の運営、畜産公社の経営にとどまらず、生産者ひいては消費者にまで及ぶものであり積極的な対応が求められている。

3. 牛肉輸入自由化関連対策

牛肉輸入自由化を目前に控え、全国各食肉市場は、その対応に苦慮し、有効な対策を模索している状況である。

本市市場の場合、国・県の施策への対応とともに昭和63年以降独自の市単独事業を起こすなど別表のような対策を積極的に講じており、すでに一定の効果を上げつつある。

これらの本市市場の対策の基本は、

(1) 肉牛の北勢地域における出荷可能頭数約5,800頭を本市場へできる限り多く集荷させ、あわせて県外産についても出荷・上場を促進させる。

肥育農家の子牛購入の負担を軽減し、より安定した経営が確保できるようにするとともに、さらにすすんで繁殖と肥育を一貫して行う経営を推進し出荷頭数を向上させる。

消費者ニーズに合った高品質肉牛の生産を積極的に推進する。

(2) 豚についても、中勢・伊賀地方など市域を越えた集荷の向上、銘柄豚生産などの高品質化を推進することなどにおいている。

なお、本市市場が平成2年4月から導入に踏み切った銘柄豚の予約相対

取引は取引価格が安定するなど生産者の増頭意欲を向上させ、現に出荷量の増加に効果をあげており、この取引枠をさらに拡大することは市場の安定運営を確保するという面からも必要となっている。

4. 今後について

当委員会は、以上のような本市市場において講じられている諸施策を中心に種々の議論を行った結果、効果をあげつつある現施策を今後も引き続き推進するとともに、さらに自由化対応に万全を期すため、特に次の諸点について積極的な対応を行うよう強く要望する次第である。

- ・ 肥育用子牛の安定確保対策、繁殖・肥育一貫経営の推進策、高品質肉牛の出荷上場促進策、予約相対取引については一層の強化拡充を行い、さらに自由化対応に有効な新しい施策を検討し導入を図ること
- ・ 市場内での対応としては、特にと畜解体部門である食肉センターの施設の近代化に努め、作業効率の向上並びに職場環境の改善を図るなど思いきった対策を講じ、畜産公社に対しても職員教育をはじめ作業効率の向上など一層の自助努力を要請すること
- ・ 県に対して、畜産公社の出資者としての責任において助成策の一層の拡大・充実がなされるよう強力な働きかけを行うこと

最後に牛肉輸入自由化に代表されるように、食肉市場を取りまく環境は厳しいものがあることから、市場開設の今後のあり方も含めて、専門的な関係者の参画を得た検討機関を設置し、総合的で抜本的な対策の確立に向けて努力されるよう望むものである。

〔別表〕 四日海市における牛肉輸入自由化関連対策

事業名	開始時期
繁殖用肉牛導入事業資金利子補給金（市単独）	平成元年度
県内子牛生産拡大事業（県単独）	平成元年度

受精卵移植普及推進事業（市単独）	平成2年度
肉牛出荷上場促進事業（市単独）	平成2年度
肉用牛高品質生産普及対策事業（市単独）	平成元年度
食肉卸売市場流通促進事業（県・市）	平成元年度
銘柄豚出荷促進対策事業（市単独）	平成2年度
銘柄豚普及活性化事業（市単独）	昭和63年度
養豚経営改善推進事業（県・市）	平成2年度
肉牛出荷団体育成強化推進事業（市単独）	平成2年度
銘柄豚出荷団体育成強化事業（市単独）	平成2年度
銘柄豚の予約相対取引の導入	平成2年度

建設委員会

○ ゴルフ場の開発について

第3次ゴルフ場開発ブームとまでいわれる今日、全国各地でゴルフ場の開発が相次いでおり、本市もその例外ではない。一方で、こうしたゴルフ場の開発は、森林の伐採や農業使用による河川の汚染等、自然環境への影響とともに自治体の土地利用にも大きな問題を投げかけている。

本市におけるゴルフ場の開発状況は、既設の3カ所のほか、工事中のものが1ヶ所、計画中のものが3ヶ所となっている。これら工事・計画中のゴルフ場を含めた7ヶ所のゴルフ場が全市域に占める面積の割合は、3.74%にも達することから、環境問題・土地利用の両面においてその是非が問われているところである。

ゴルフ場の開发行為に関する許認可は、県知事が行うことになっている

が、現行法制度の下においては、開発申請の内容が法令の示す基準を満たしていれば、行政側として開発行為を許可せざるを得ない状況にあり、ゴルフ場開発への対応は、自治体が進めるまちづくりの上において大きな課題となっている。

広大な用地を必要とするゴルフ場開発の動向は、本市が基本構想に掲げる「快適で潤いのある生活のまちづくり」を実現していく上で、大きな鍵を握っているといっても過言ではない。

当委員会は以上のことを踏まえ、ゴルフ場の開発について、浜松市への行政視察を含め調査・研究を行った。

調査・研究の過程で、各委員から出された意見の概要は次のとおりである。

- ・ ゴルフ場問題に対する市民の関心度が高まりを見せていることから開発計画を的確に把握し、その情報を市民に提供すること
- ・ ゴルフ場は、必ずしも地域の活性化への寄与につながる施設とは言えず、また治山・治水計画に及ぼす影響も無視できないため、現場の地形・水系等に関する綿密な調査を実施し、開発者に対する行政指導を徹底すること
- ・ 都市間競争に打ち勝つためには、本市の将来計画に沿った効率的な土地利用が不可欠であることから、本市の土地利用計画全体の中におけるゴルフ場の占める位置について見直しを行うこと
- ・ ゴルフ場の造成など開発行為に関して窓口となる部局は、今後とも各部局間との連絡調整機能を発揮しながら事務処理を進めていく必要がある。このため現在の都市計画課から企画調整課への移管を含め、開発指導行政に関する抜本的見直しを行い、より高次的な土地利用計画の確立を図ること

当委員会は、ゴルフ場の開発が、その必要とする用地の規模及び自然環境に及ぼす影響等、何れをとっても基本構想に掲げるまちづくり施策と深

い関わりを持つものであることから、本市における適切なゴルフ場の数・規模について明確な指針をもって望む必要があると考えるものである。

当委員会が視察を行った浜松市では、ゴルフ場を同市の総合開発の中に組み込んでいるほか、ゴルフ場をリゾート計画の枠組みの中で組み込む都市も見られる。このように、ゴルフ場の開発に関しては、行政が強力なイニシアチブを発揮し、まちづくりという枠の中で取り組んでいく必要があると考える次第である。

特に、開発行為に対する指導に当たっては、長期的な土地利用構想の中で調和を図っていくことが何よりも肝要であり、担当部局の見直しを含め、都市計画行政の体系的な整備を図り、「快適で潤いのある生活のまち」の実現に向けて一層努力されるよう強く望むものである。

なお、当委員会は、ゴルフ場の開発が本市のまちづくりはもとより市民生活や環境問題など広範にわたる課題を提起しており、また現行の関係法体系の在り方をも問う大きな問題であることから、さらに論議を深めていく余地を残していると思慮するところである。

このため、問題の解決に向けて今後ともあらゆる機会を通して、ゴルフ場の開発について調査・研究を行っていく必要があると考える。